

総合的環境指標のデータ集

目次

I. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向	6
1. 地球温暖化に関する取組分野	7
① 温室効果ガスの排出量及び吸収量（代表指標）	7
② 国の機関の排出削減状況	10
③ 中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合	11
④ 冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況	12
⑤ 森林吸収源対策の進捗状況	13
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組	14
2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標	14
① 「生物多様性」の言葉の認識度及び生物多様性国家戦略の言葉の認識度	15
② 生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数	16
③ エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数	18
④ 多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標	19
⑤ にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイブへの参加団体数等（補助指標）	21
2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標	23
① 田園自然環境の創造に着手した地域の数	24
② バイオマスの利用量及び新産業の規模	25
③ 木材の供給量と需要量	26
④ 都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数	28
⑤ 市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数	28
⑥ 森林経営計画の策定面積（作成面積）	29
⑦ 森林認証面積（補助指標）	29
⑧ 海洋管理協議会(MSC)ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）	30
2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標	32
① 自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）	33
② 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標	34
③ 海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）	35
④ 保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数	36

⑤ 特定外来生物及び生態系被害防止外来種の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施 件数.....	37
⑥ 河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺 の割合」	38
⑦ 河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」	38
⑧ 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数 の割合（代表指標）	40
⑨ 森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林	41
⑩ 保安林面積	41
⑪ 国有林の保護林面積	42
⑫ 都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数	43
2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標.....	44
① 1/25,000 植生図整備状況	45
② 生物多様性地域戦略の策定自治体数	46
③ 地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）	47
3. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組.....	48
① 資源生産性（代表指標）	49
② 循環利用率（代表指標）	51
③ 最終処分量（代表指標）	51
④ 1人1日当たりのごみ排出量	52
⑤ 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量	52
⑥ 事業系ごみの総量	53
⑦ その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標	53
4. 水環境保全に関する取組	54
① 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況（代表指標）	55
② 環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数	60
4.1 主に水質に関する補助的指標	61
① 水質等のモニタリング地点	62
② 主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量	64
③ 廃棄物の海洋投入処分量	69
4.2 主に水量に関する補助的指標	70
① 再生水の利用量	70
② 湧水の把握件数	71
③ 森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】	72

④ 保安林面積【再掲】	72
⑤ 弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）	73
⑥ 雨水貯留浸透施設の設置数	73
4.3 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標	74
① 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積	74
② 主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積	75
③ 生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】	79
④ 里海の取組箇所数	79
⑤ 地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積	80
⑥ 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	81
4.4 主に参画に関する補助的指標	82
① 全国水生生物調査の参加人数	82
② ホタレンジャーへの応募数	83
4.5 新規追加分	84
① 有効率（=年間有効水量／年間給水量）	84
② 原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）	85
③ 水道普及率	85
④ 全国の地盤沈下地域の面積	86
⑤ 地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数	87
5. 大気環境保全に関する取組	88
① 大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）	88
② 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率	92
③ 幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況	93
④ 新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況	94
⑤ 騒音の一般地域における環境基準の達成状況	95
⑥ 省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率	96
⑦ 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	100
⑧ 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	101
6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	104
① 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】	104
② 各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代表指標）	108
③ POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向	110
④ PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）	111
⑤ 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）	113

II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向	115
a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標	116
① 環境効率性	116
② 資源生産性【再掲】	117
b) 環境と経済との統合的向上に係る指標	119
① 環境分野の市場規模.....	120
② 環境ビジネスの業況.....	124
③ グリーン購入実施率.....	127
④ 環境報告書を作成・公表している企業の割合.....	131
c) 持続可能な資源利用に係る指標	132
① 再生可能資源投入割合	133
d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標	135
① 環境分野の特許登録件数.....	136
② 環境情報に関する国民の満足度	138
e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標	141
① 消費ベース（フットプリント）の指標	142
② 資源の自給率（食料）	145
③ 資源の自給率（木材）	146
④ 資源の自給率（エネルギー）	147
f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標	148
① 国：環境分野に関する ODA 拠出額.....	149
② 都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数	150
g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標	152
① 森林面積・森林蓄積量	153
② 藻場・干潟面積.....	154
h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標	157
① 生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	158
② 環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量	159
i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標	162
① 主体の力.....	163

② 主体間の連携.....	166
III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向.....	168
① 環境効率性を示す指標【再掲】	169
② 資源生産性を示す指標【再掲】	170
③ 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標	171
④ 環境に対する満足度を示す指標	171

I. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向

事象面で分けた各重点分野 6 分野で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

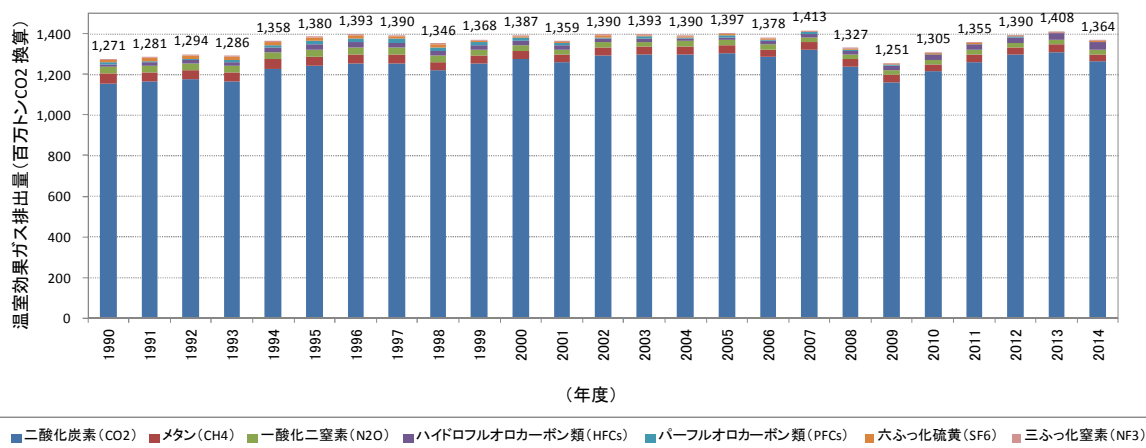
重点分野
1.地球温暖化に関する取組
2.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
4.水環境保全に関する取組
5.大気環境保全に関する取組
6.包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

1.地球温暖化に関する取組分野

指標一覧	
①温室効果ガスの排出量及び吸収量 (代表指標)	①-1.温室効果ガスの排出量
	①-2.温室効果ガスの吸収量
②国の機関の排出削減状況	
③中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合	
④冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況	
⑤森林吸収源対策の進捗状況	

① 温室効果ガスの排出量及び吸収量 (代表指標)

①-1.温室効果ガスの排出量



【出典】 日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR) (温室効果ガスインベントリオフィス)

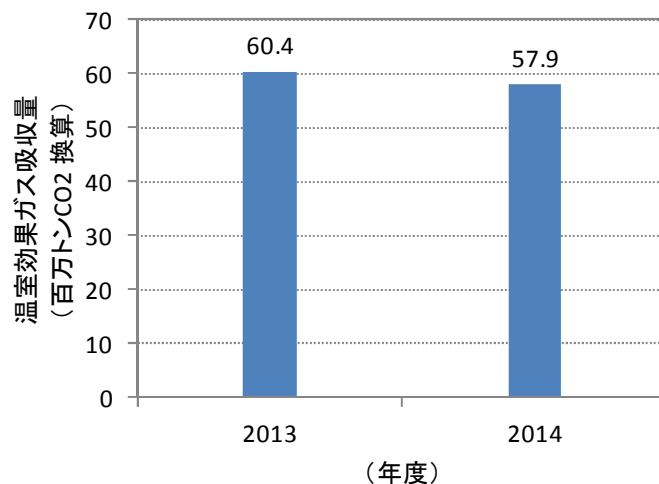
【注】 LULUCF 分野の排出・吸収量は除く。

< 指標の動向 >

2014 年度の温室効果ガスの総排出量は、13 億 6,400 万トン (二酸化炭素換算) であり、1990 年度の総排出量 (12 億 7100 万トン) から 7.3% (9300 万トン) の増加となっている。また、前年度 (14 億 800 万トン) と比べると 3.1% (4400 万トン) の減少となっている。

①-2.温室効果ガスの吸収量

- ・ 京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量（第二約束期間）



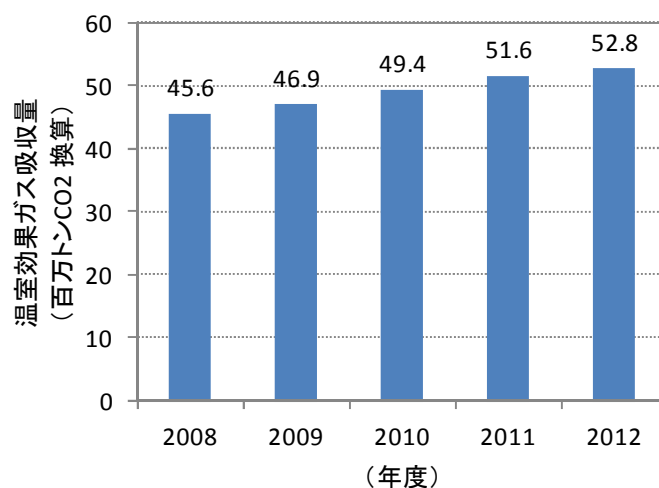
【出典】日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR)（温室効果ガスインベントリオフィス）より計算

【注】

- 1) 新規植林・再植林活動及び森林減少活動は京都議定書3条3に、森林経営活動・農地管理活動・牧草地管理活動及び植生回復活動は京都議定書3条4に規定されている。
- 2) 各活動の排出・吸収量は炭素プール別（地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター（落葉落枝）、土壌、森林区分の伐採木材製品（HWP））に算定することとされている。上表に示したのは、各炭素プールのCO₂排出・吸収量及び関連する非CO₂排出量の合計値である。
- 3) 森林経営活動による吸収量は、第二約束期間の森林経営活動の計上のベースラインとして設定されたわが国の参照レベルや、参照レベル設定時からの方法論の変更により生じた排出・吸収を除外するための調整値が考慮されている（決定2/CMP.7）。
- 4) 森林経営活動による吸収量の算入可能な上限値は、第二約束期間については各国とも基準年（1990年度）総排出量の3.5%と規定されている。算入可能な値は第二約束期間の最終年（2020年）に確定する。
- 5) 農地管理・牧草地管理・都市緑化活動の吸収量は、第二約束期間中の排出・吸収量と1990年度の排出・吸収量との差分を計上することと規定されており、排出量の減少分又は吸収量の増加分が、吸収量として計上される。

(参考)

- ・ 京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量（第一約束期間）



【出典】日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2012年度）確定値（温室効果ガスインベントリオフィス）

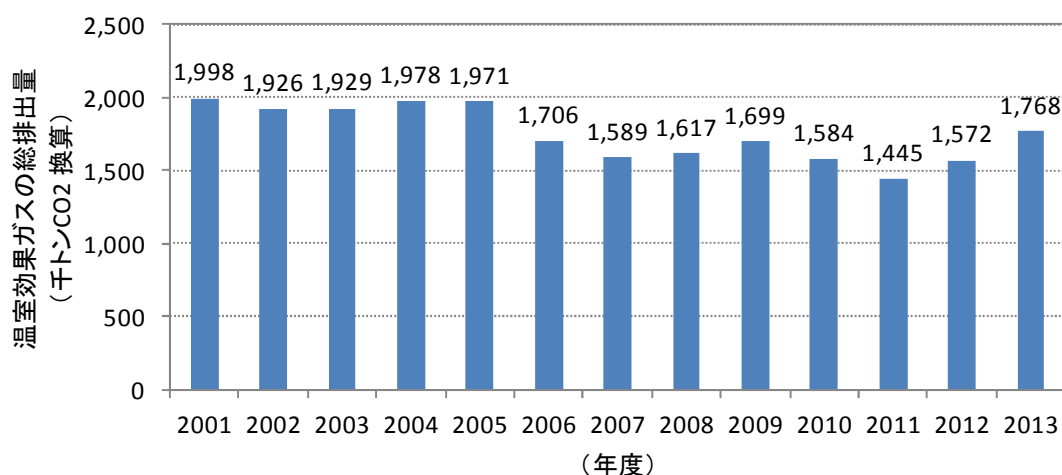
【注】

- 1) 数値は、新規植林・再植林及び森林減少活動（京都議定書3条3）と、森林経営及び植生回復活動（京都議定書3条4）の合計値。
- 2) 各活動の吸収量は、炭素プール別（地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター（落葉落枝）、土壌）に算定することとされている。グラフの数値は、炭素プール毎の吸収量。
- 3) 京都議定書に基づく森林吸収量（3条3項及び4項のうち新規植林・再植林、森林減少活動、森林経営の合計）については、上限値が設定されている。我が国では第一約束期間の5年間で23,833万トン（年平均4,767万トン、基準年総排出量比3.8%）であり、植生回復による吸収量は別枠で計上となる。
- 4) 第一約束期間は、計上対象となる活動と計上ルールが第二約束期間のものと異なっているほか、数値は確定しており第二約束期間中の計算方法に従って再計算されないことから時系列の一貫性が確保されていないため、第二約束期間とは別にグラフを作成し、参考として記載する。

<指標の動向>

2014年度の温室効果ガスの吸収量は5,790万トンであり、前年度（6,040万トン）から減少した。

② 国の機関の排出削減状況



【出典】平成 25 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」の実施状況について（平成 28 年 1 月地球温暖化対策推進本部幹事会）

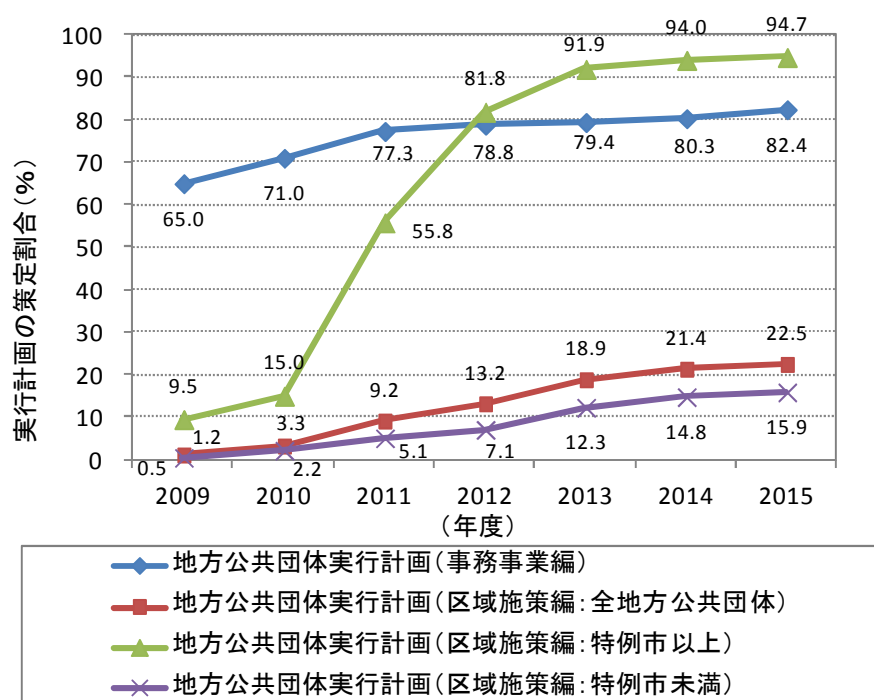
【注】

- 1) 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 14 年政令第 396 号）に定める排出係数等を用いた。
- 2) 平成 25 年度の電気の使用に伴う CO2 排出量の算出に当たっては、地球温暖化対策推進法に基づき平成 25 年 12 月 19 日（平成 26 年 7 月 18 日一部追加・修正）に公表された電気事業者毎の排出係数等を用いた。
- 3) 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（平成 25 年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。
- 4) 平成 25 年度分調査時において、過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある。

<指標の動向>

2013 年度における国の機関等の温室効果ガスの総排出量は、政府実行計画の基準年度としていた 2001 年度における総排出量の推計に比べ 11.5%減少している。なお、2011 年度から 2013 年度にかけては単位使用電力当たりの CO2 排出原単位の変化等により増加している。

③ 中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合



【出典】地方公共団体等における実行計画、都道府県センター等の実施状況（環境省）

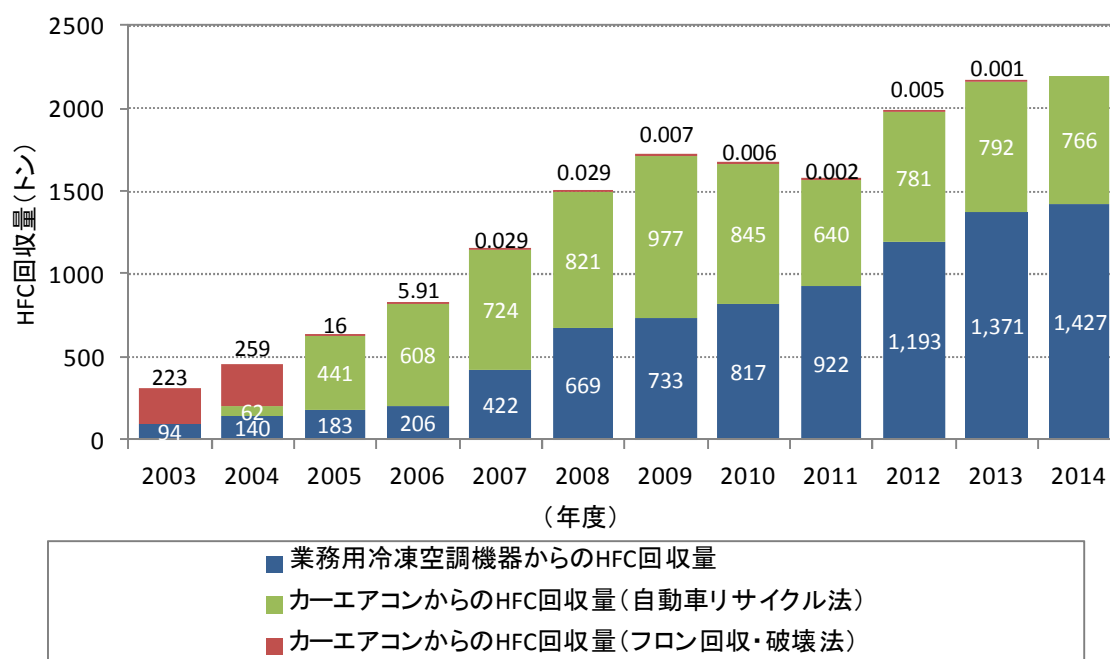
【注】

- 1) 「地方公共団体実行計画（事務事業編）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）において、都道府県及び市区町村が定めることとされている、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。
- 2) 「地方公共団体実行計画（区域施策編）」とは、温対法において、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市が定める、施行時特例市未満の地方公共団体は定めるよう努めることとされている、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画。
- 3) 各年度の割合は10月1日時点のデータ。
- 4) 「地方公共団体実行計画（区域施策編）」は、平成20年6月に施行された改正温対法に規定する条件を満たす地方公共団体実行計画のみを集計。

<指標の動向>

- ・ 地方公共団体実行計画の策定割合は制度開始以降、増加傾向にある。
- ・ 地方公共団体実行計画（区域施策編）は、施行時特例市以上については、2010年度以降大幅に増加し、2015年度現在94.7%となっている。施行時特例市未満の地域においては、増加傾向にあるものの、策定割合は2015年度現在15.9%に留まっている。

④ 冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況



【出典】業務用冷凍空調機器からの HFC 回収量：フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収量・破壊量の報告の集計結果（環境省）

カーエアコンからの HFC 回収量（自動車リサイクル法）：環境省・経済産業省資料、（公財）自動車リサイクル促進センター資料

カーエアコンからの HFC 回収量（フロン回収・破壊法）：環境省・経済産業省資料

【注】

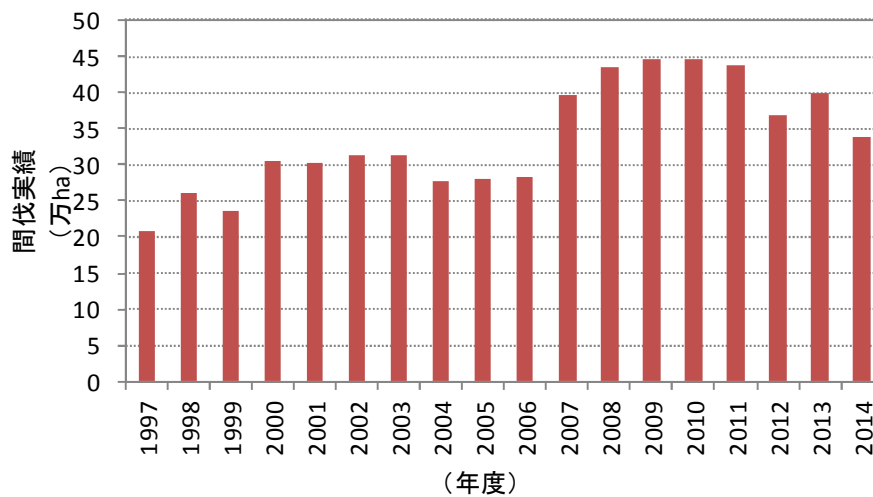
- 1) 小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。
- 2) カーエアコンの回収は、2005年1月から自動車リサイクル法に移管されたが、2004年12月31日までに第2種フロン類引渡業者に引き渡された第2種特定製品については、経過措置としてフロン回収・破壊法による回収を行っているもの。
- 3) 2014年度のカーエアコンからの HFC 回収量（フロン回収・破壊法）の値は、現時点では未公表のため、掲載していない。

<指標の動向>

- ・ HFC 回収量は 2009 年度まで増加傾向にあり、一時は減少傾向に転じたが、2012 年度以降は再び増加している。
- ・ 業務用冷凍空調機器からの HFC 回収量は年々増加しているが、自動車リサイクル法に基づくカーエアコンからの HFC 回収量は 2009 年度までの増加傾向から一転し、2 年連続で減少したが、2012 年度は前年比増となり、その後横ばいである。

⑤ 森林吸収源対策の進捗状況

(参考) 民有林における間伐実績



【出典】 林野庁業務資料

【注】 間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

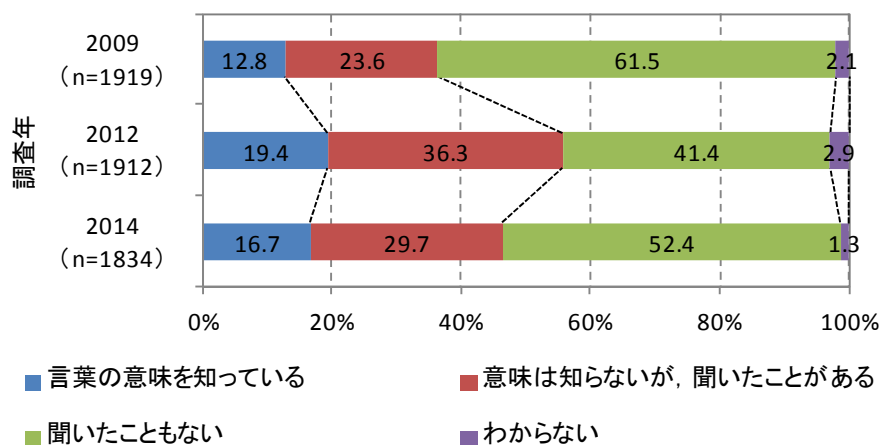
2.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標

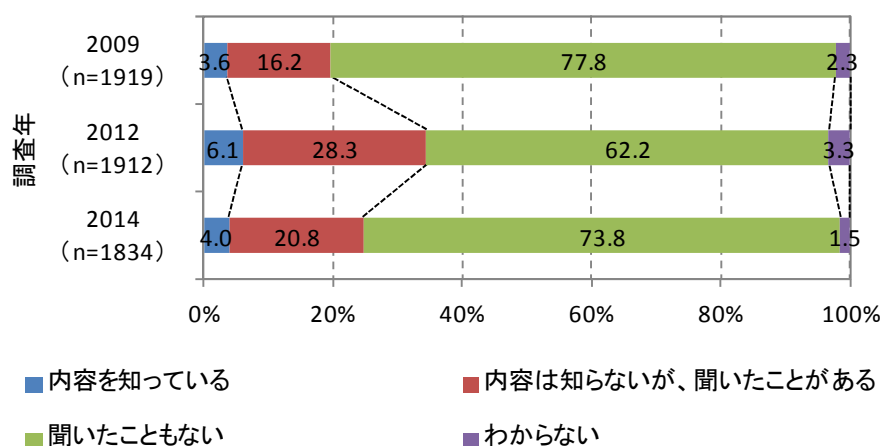
指標一覧	
①「生物多様性」の言葉の認識度及び生物多様性国家戦略の言葉の認識度	
②生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数	②-1.生物多様性自治体ネットワーク
	②-2.生物多様性民間参画パートナーシップ
③エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数	
④多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標	
⑤にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイブへの参加団体数等 (補助指標)	⑤-1.にじゅうまるプロジェクト
	⑤-2.グリーンウェイブ

① 「生物多様性」の言葉の認識度及び生物多様性国家戦略の言葉の認識度

「生物多様性」の言葉の認識度【全体】



生物多様性国家戦略の言葉の認識度【全体】



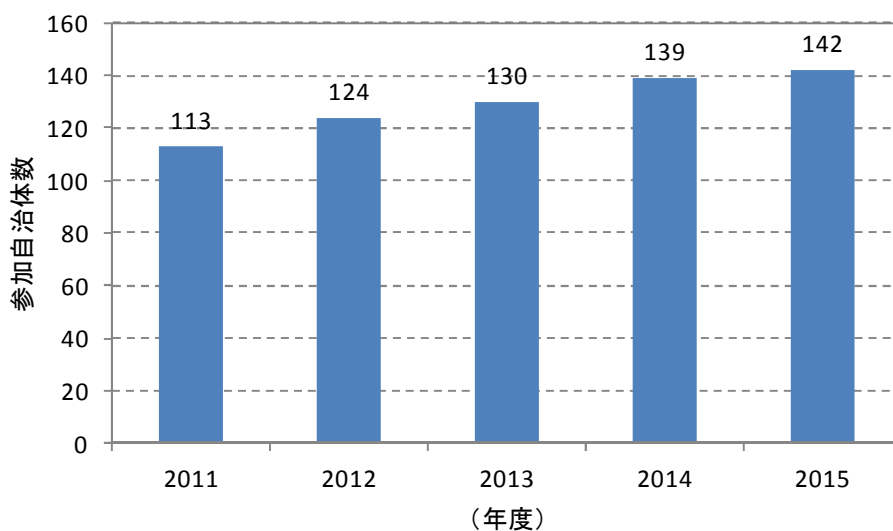
【出典】平成26年「環境問題に関する世論調査」(内閣府)

<指標の動向>

- ・「生物多様性の言葉の認識度」については、「言葉の意味を知っている」「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」と答えた人の割合が、2014年は約46%で、2012年と比較して減少した。
- ・「生物多様性国家戦略の言葉の認識度」については、「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」と答えた人の割合が、2014年は約25%で、2012年と比較して減少した。また、依然として半数以上が認識していない状況にある。

② 生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数

②-1.生物多様性自治体ネットワーク



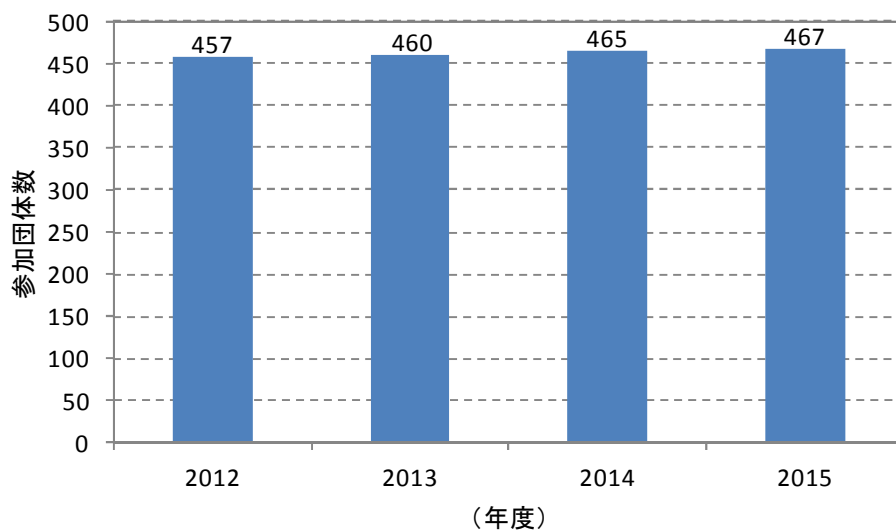
【出典】生物多様性自治体ネットワーク資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】生物多様性自治体ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全、持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行い、国や民間団体、事業者等との連携、共同を図るもの。2011年10月に設立された。

<指標の動向>

設立以降、参加自治体数は年々増加している。

②-2.生物多様性民間参画パートナーシップ



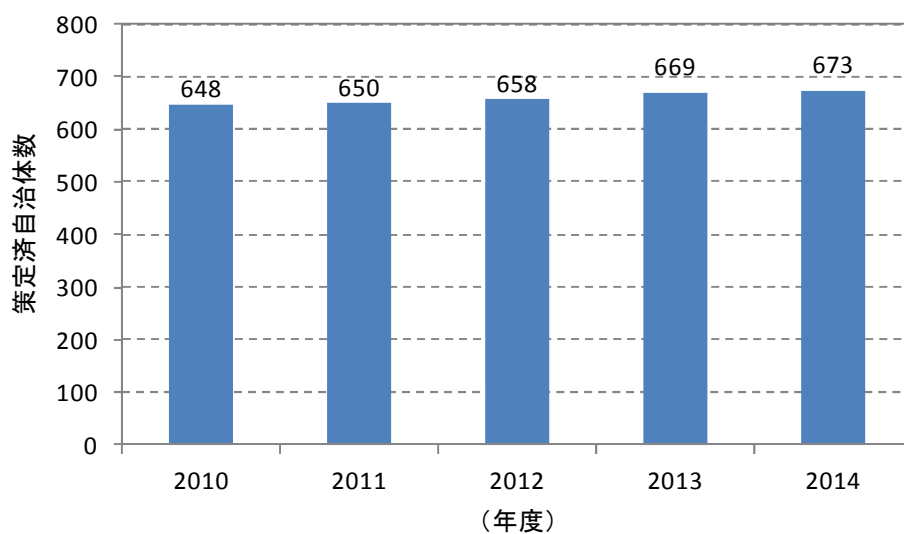
【出典】生物多様性民間参画パートナーシップ事務局資料（経団連自然保護協議会）、
平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】生物多様性民間参画パートナーシップは、事業者の生物多様性への取組を推進するため、事業者の取組を支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、公的機関等の関係者を交え、事業者同士が情報共有や交流を図るもの。

<指標の動向>

参加団体数については着実に増加している。

③ エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数



【出典】緑地保全・緑化への取組の実績調査資料（国土交通省）

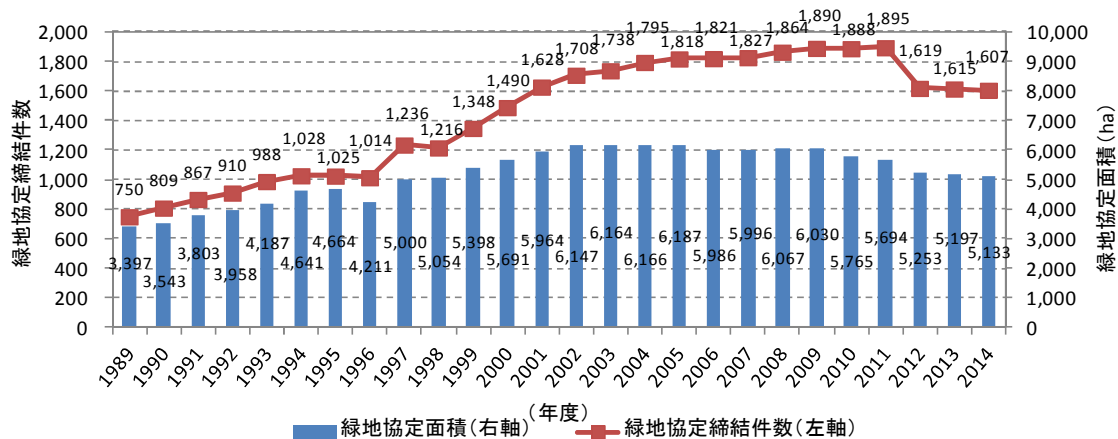
【注】「緑の基本計画」とは、都市緑地法（2004年）に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープラン。緑地の配置の方針や緑地保全地区内の緑地の保全に関する事など地域の実情において定めることとなっている。

<指標の動向>

2010年度から2014年度にかけて年々増加している。

④ 多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標

・緑地協定の締結件数および面積

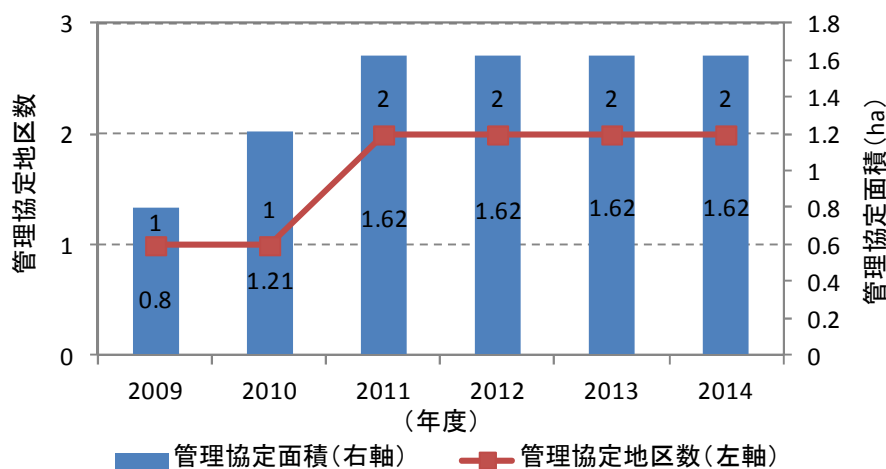


【出典】都市緑化データベース（国土交通省）、国土交通省資料

【注】

- 1) 「緑地協定」とは、都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。協定には2種類あり、都市緑地法の45条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法54条によるものは、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うこととされている。
- 2) 1996、2012年度の面積等の減少は、当該制度の運用指針等について精査したため。

・管理協定面積

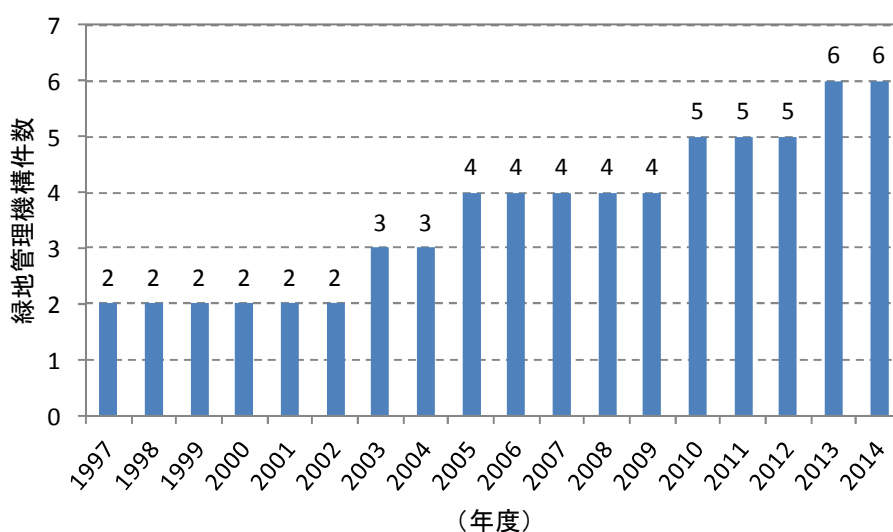


【出典】都市緑化データベース（国土交通省）、国土交通省資料

【注】

- 1) 「管理協定」とは、特別緑地保全地区等の区域内において、土地所有者と地方公共団体又は都市緑地法第 68 条第 1 項の規定により指定された緑地管理機構とが、同法 24 条に基づく協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。
- 2) 管理協定締結地区は、千葉県松戸市の栗山特別緑地保全地区（締結年：2009 年～2011 年）、矢切特別緑地保全地区（締結年：2011 年）の 2 地区である。

・緑地管理機構件数



【出典】都市緑化データベース（国土交通省）、国土交通省資料

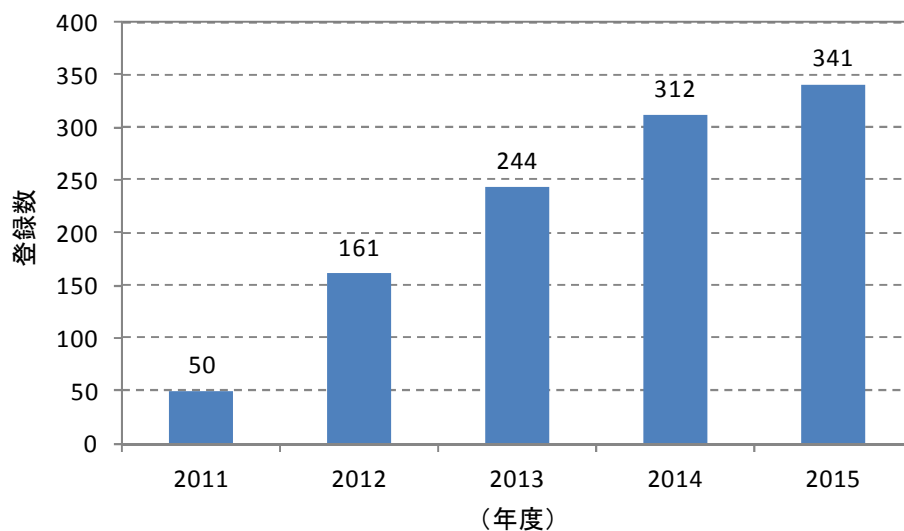
【注】「緑地管理機構」とは、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進等を図るため、制度化されたもの。都市緑地法第 68 条の規定により、緑地整備・管理に対し一定の能力を有するものとして、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を指定できる。

<指標の動向>

- ・緑地協定の締結面積、締結件数について、2012 年度の減少は、当該制度の運用方法等について精査がなされたことによる。2012 年度から 2014 年度にかけては横ばいである。
- ・管理協定の締結地区は現在 2 地区であり、管理協定面積は 2011 年度以降横ばいである。
- ・緑地管理機構件数は、2014 年度末までで 6 件と微増している。

⑤ にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイブへの参加団体数等（補助指標）

⑤-1. にじゅうまるプロジェクト



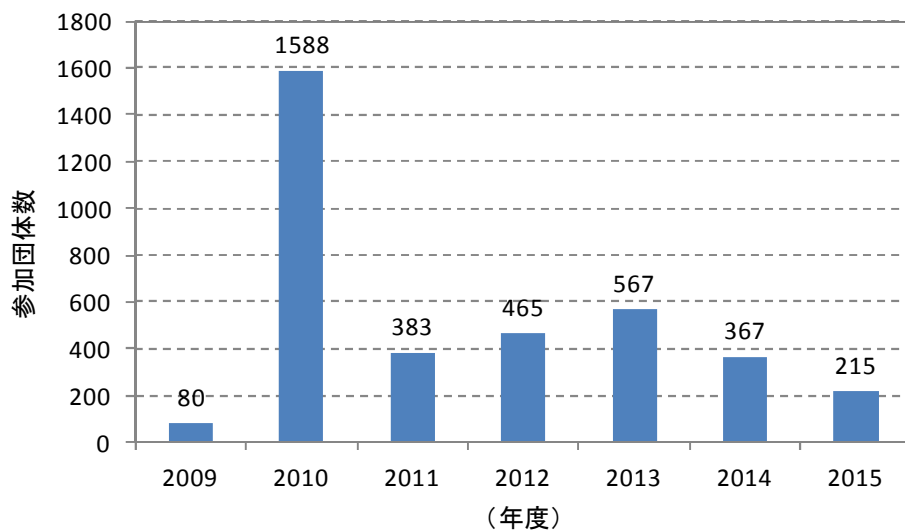
【出典】 にじゅうまるプロジェクト事務局資料（国際自然保護連合日本委員会）、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】 「にじゅうまるプロジェクト」とは、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）の提案する愛知ターゲット実現に向けて活動する人々・団体を一つのシンボルで結び付け、10年後に、愛知の名を冠する世界目標達成に向けた事業。

<指標の動向>

にじゅうまるプロジェクトへの登録数は、年々増加している。

⑤-2.グリーンウェイブ



【出典】グリーンウェイブ事務局資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】「グリーンウェイブ」とは、世界各地の子どもたちが学校や地域などで植樹等を行う活動。

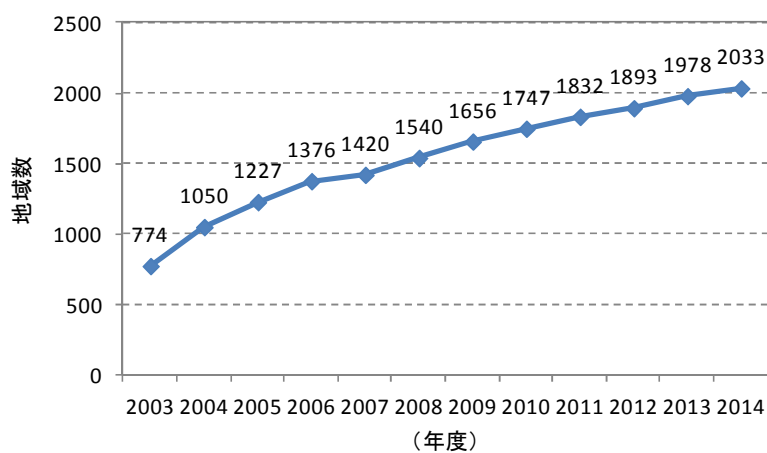
<指標の動向>

- ・2010年度より、参加を広く呼び掛けるようになったことから、参加団体数は急増した。
- ・2011年度は大きく減少したものの、その後、2013年度まで増加傾向にあった。以降は、再び減少傾向にある。

2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標

指標一覧	
① 田園自然環境の創造に着手した地域の数	
② バイオマスの利用量及び新産業の規模	
③ 木材の供給量と需要量	
④ 都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数	
⑤ 市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数	
⑥ 森林経営計画の策定面積（作成面積）	
⑦ 森林認証面積（補助指標）	⑦-1. 「緑の循環」認証会議（SGEC）
	⑦-2. 森林管理協議会（FSC）
⑧ 海洋管理協議会（MSC）ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル（MEL）ジャンルの認証件数（補助指標）	⑧-1. MSC ラベル
	⑧-2. MEL 認証

① 田園自然環境の創造に着手した地域の数



【出典】農林水産省資料

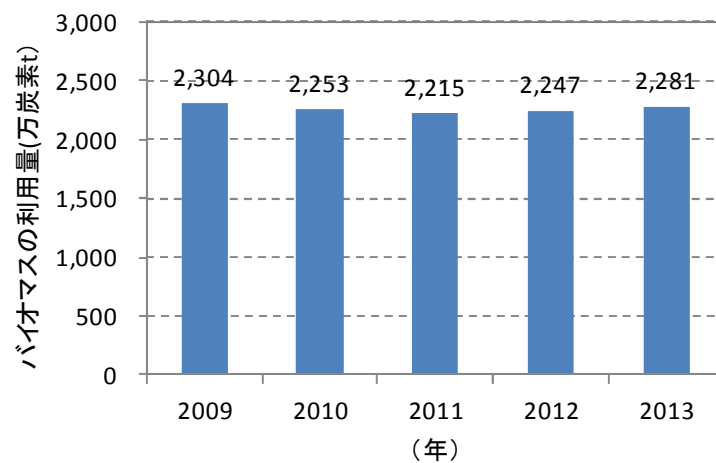
【注】

- 1) 2012 年度以降は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。
- 2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

<指標の動向>

田園自然環境の創造に着手した地域数は年々増加している。

② バイオマスの利用量及び新産業の規模



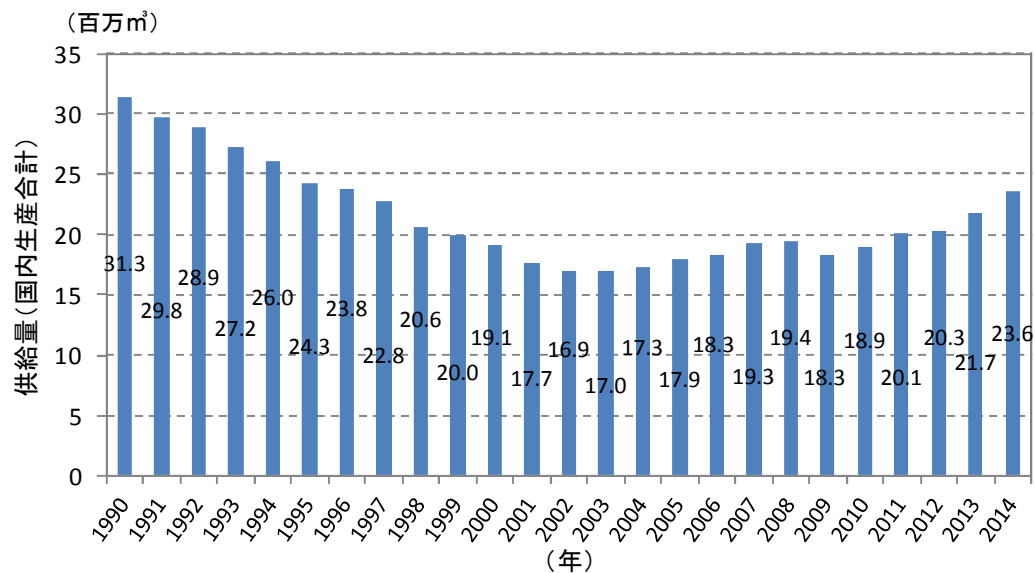
【出典】農林水産省資料

<指標の動向>

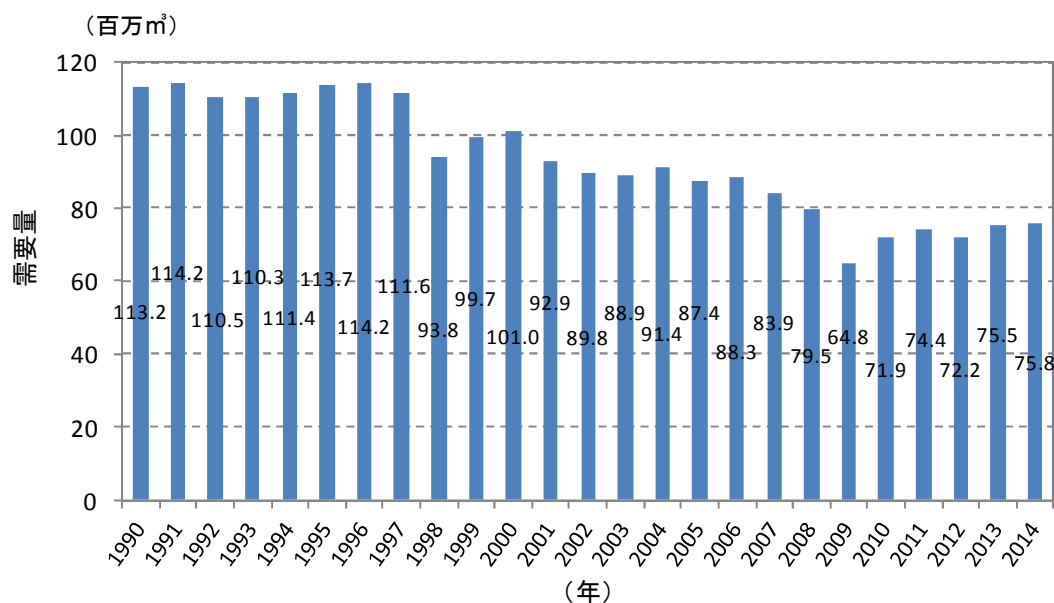
概ね横ばいで推移している。

③ 木材の供給量と需要量

・供給量



・需要量



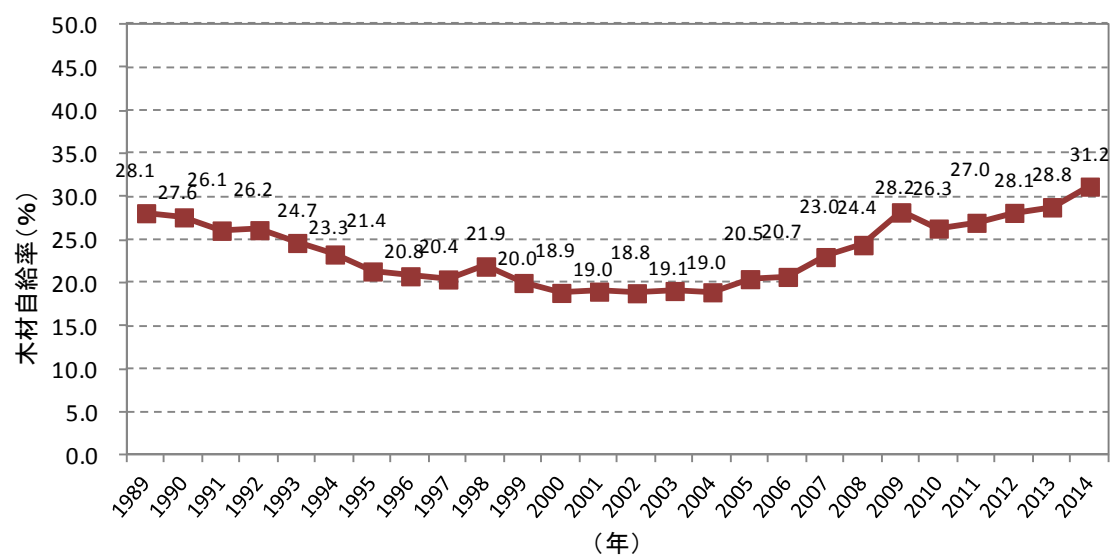
【出典】木材需給表（林野庁）

【注】しいたけ原木および燃料材を含む。

<指標の動向>

- ・木材の供給量（国内生産合計）は、2002年頃まで減少傾向にあったが、近年は緩やかな増加傾向にある。
- ・木材の需要量は、概ね減少傾向にあるが、2010年以降は横ばいで推移している。

(参考) 木材自給率

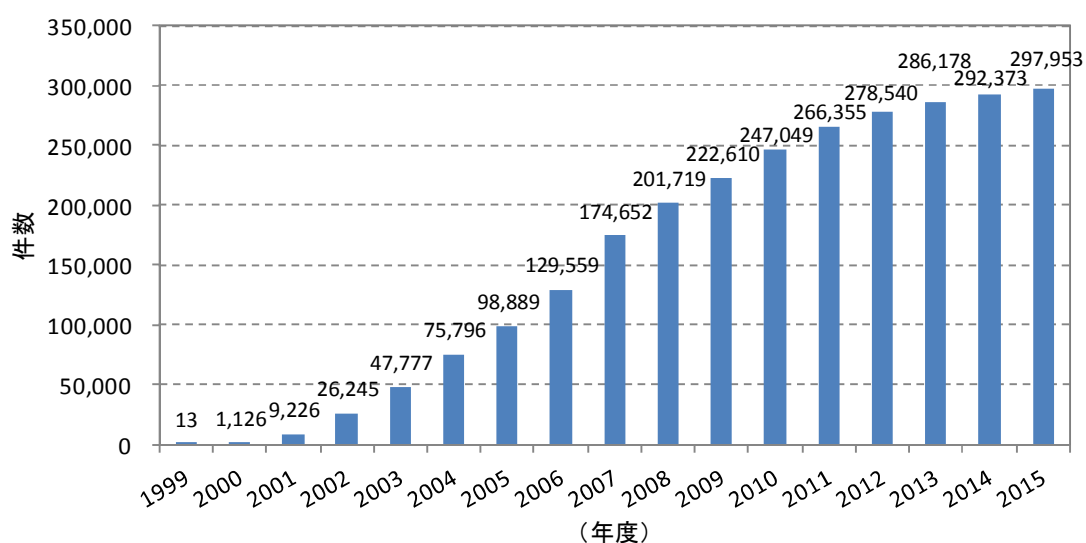


【出典】 木材需給表（林野庁）

【注】 自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

④ 都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数



【出典】エコファーマーの認定状況（農林水産省）

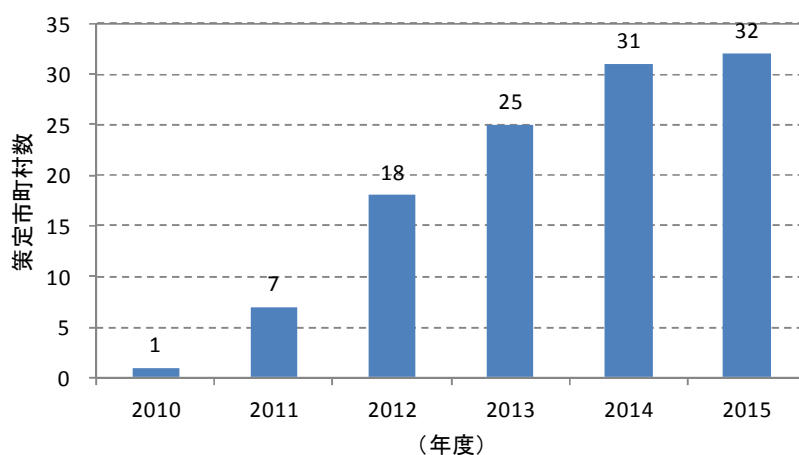
【注】

- 1) 「エコファーマー累積新規認定件数」とは、政策評価において環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加を把握するために指標としている数値である。
- 2) 件数の値は各年度末のものである。

<指標の動向>

累積新規認定件数は着実に増加している。

⑤ 市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数

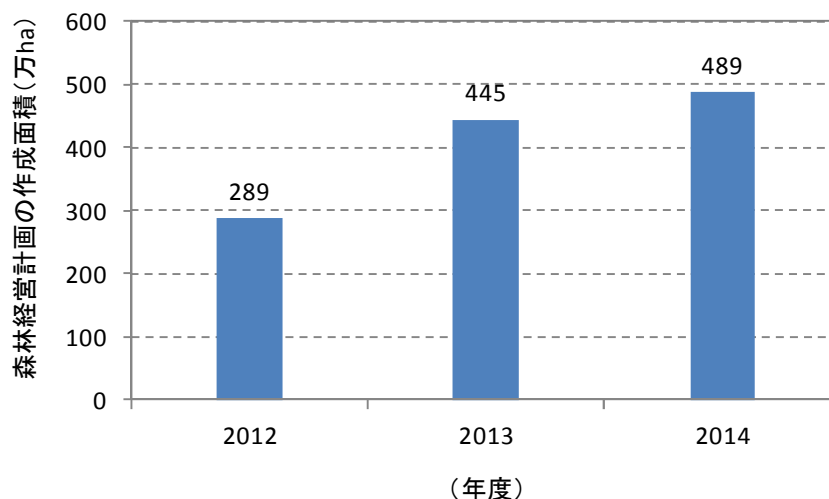


【出典】都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画について（農林水産省）

<指標の動向>

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、毎年度増加する傾向にある。

⑥ 森林経営計画の策定面積（作成面積）

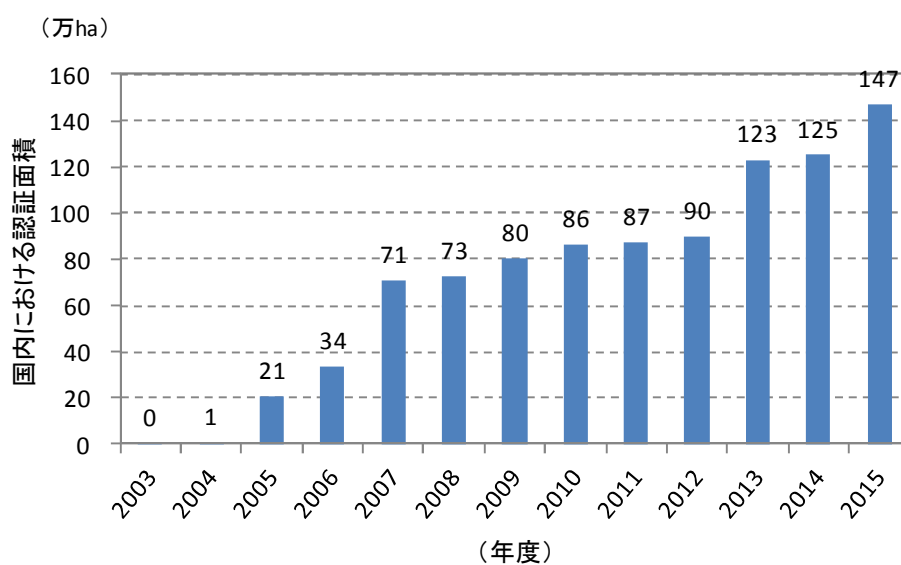


【出典】農林水産省資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
 <指標の動向>

森林経営計画の策定面積は2012年度から2014年度にかけて増加している。

⑦ 森林認証面積（補助指標）

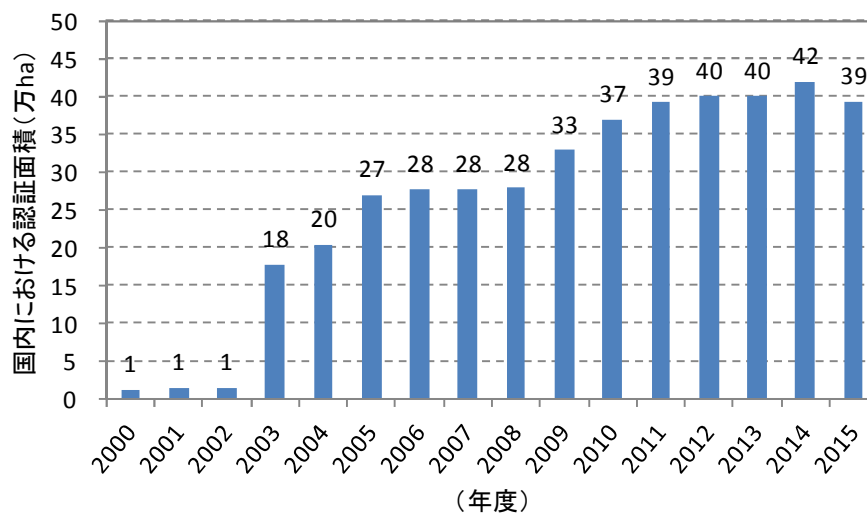
⑦-1. 「緑の循環」認証会議（SGEC）



【出典】「緑の循環」認証会議（SGEC）資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】2015年度の値は2016年3月時点のものである。

⑦-2.森林管理協議会（FSC）



【出典】森林管理協議会（FSC）資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

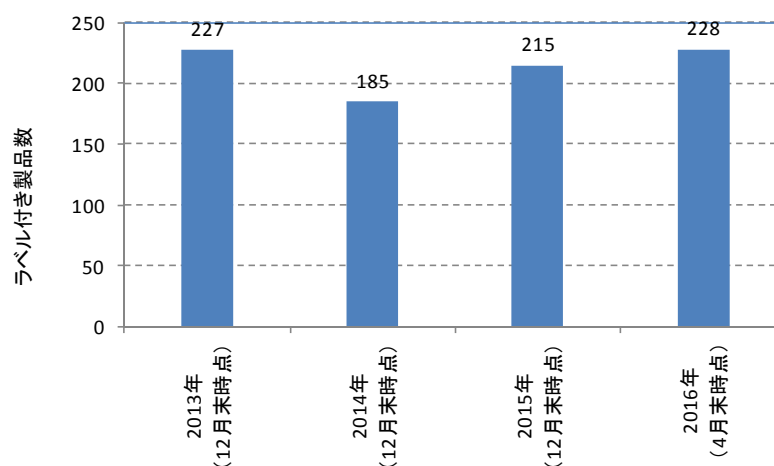
【注】2015年度の値は2016年3月時点のものである。

<指標の動向>

- ・SGECの認証面積は、年々増加している。
- ・FSCの認証面積は、2011年度以降は概ね横ばいで推移している。

⑧ 海洋管理協議会(MSC)ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）

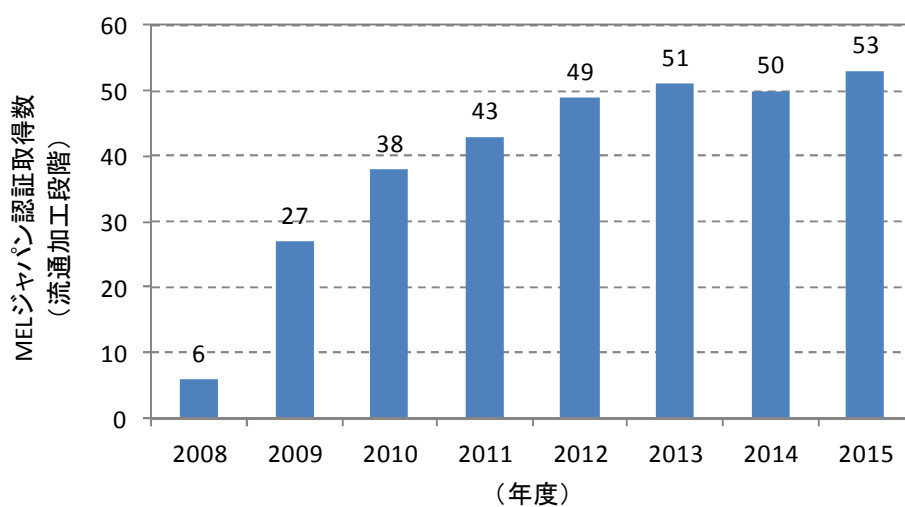
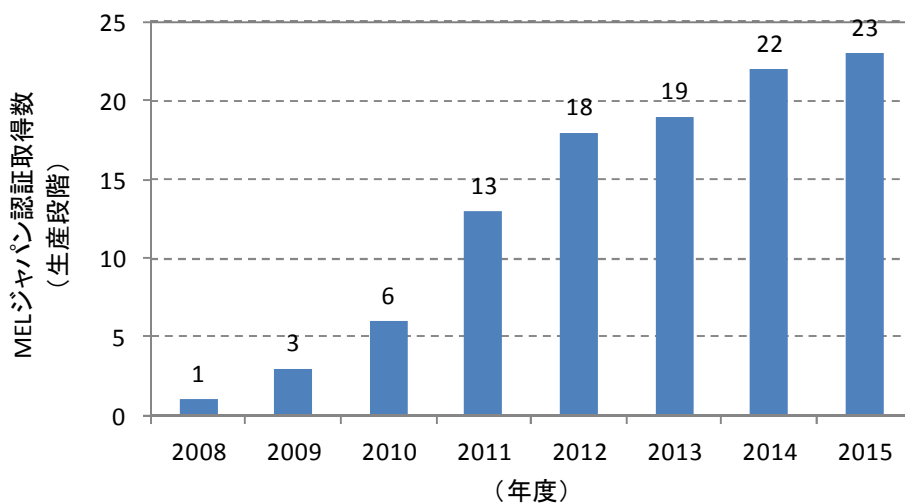
⑧-1.MSC ラベル



【出典】海洋管理協議会日本事務局資料

【注】日本における MSC ラベル付き製品数。

⑧-2.MEL 認証



【出典】 マリン・エコ・ラベル・ジャパン運営団体資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

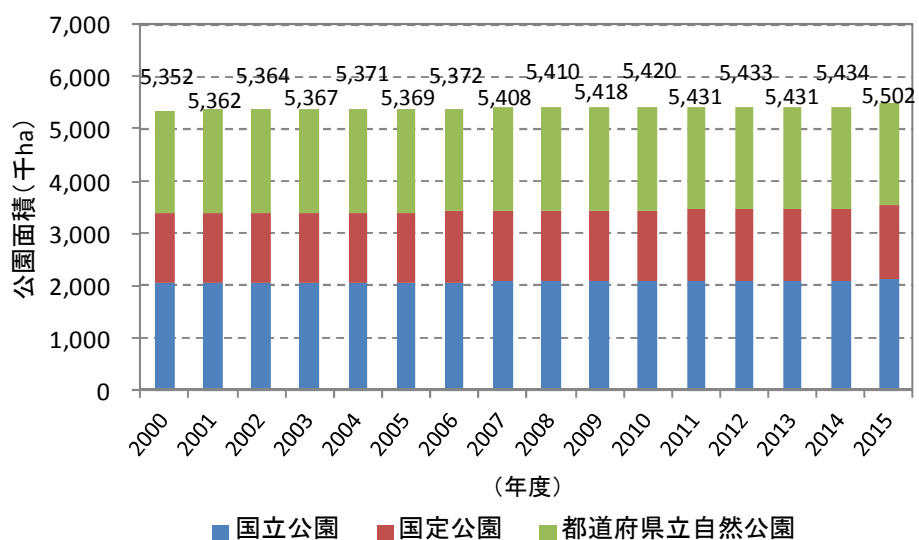
<指標の動向>

- ・MSC ラベル付き製品数は2014年12月末時点で減少したものの再び増加している。
- ・MEL の認証件数は増加傾向にある。

2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標

指標一覧	
①自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）	
②都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標	
③海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）	
④保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数	④-1.保護増殖事業計画の策定数
	④-2.国内希少野生動植物種の指定数
⑤特定外来生物及び生態系被害防止外来種の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数	⑤-1.特定外来生物及び生態系被害防止外来種の指定等種類数
	⑤-2.外来生物法に基づく防除の実施件数
⑥河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」	
⑦河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」	⑦-1.過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合
	⑦-2.特に重要な水系における湿地の再生の割合
⑧脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）	
⑨森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林	
⑩保安林面積	
⑪国有林の保護林面積	
⑫都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数	⑫-1.都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数）
	⑫-2. 指定希少野生動植物種の指定数

① 自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）

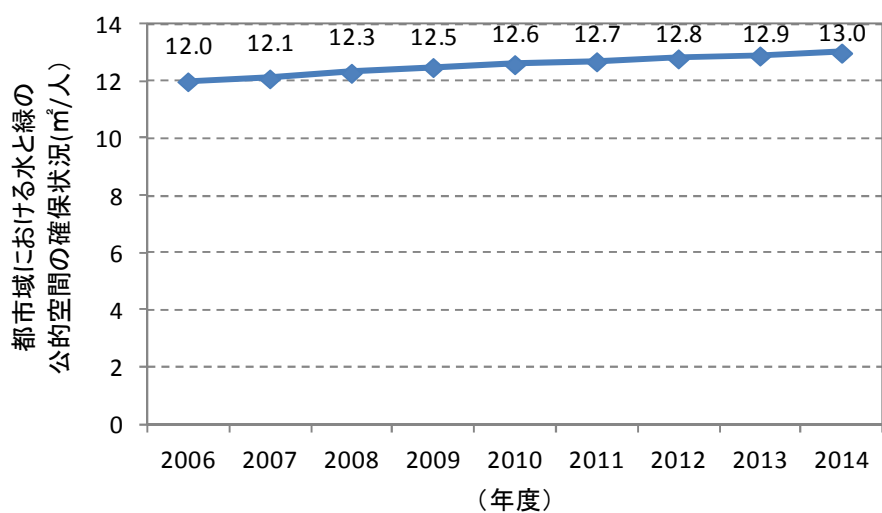


【出典】自然公園面積総括表（環境省）、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

<指標の動向>

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園のいずれも、面積は横ばいである。

② 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標



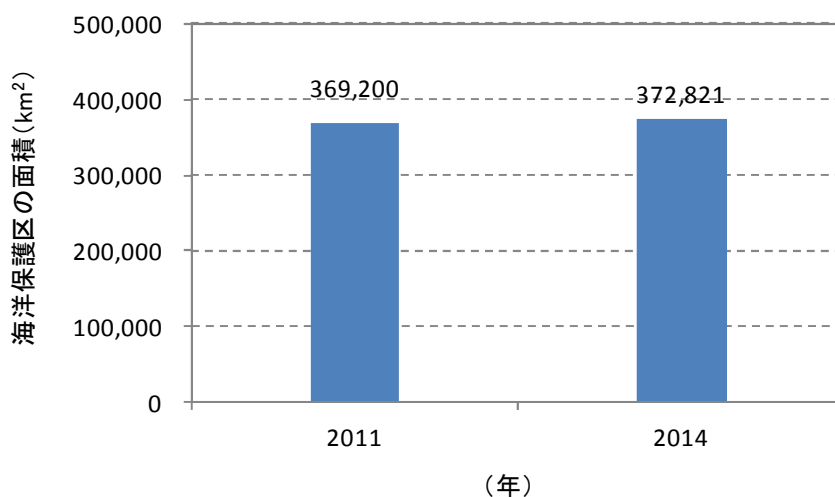
【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

【注】都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

<指標の動向>

確保状況は緩やかな増加傾向にある。

③ 海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）



【出典】平成 26 年度 重要海域を活用した海洋生物多様性保全措置検討業務報告書（環境省）

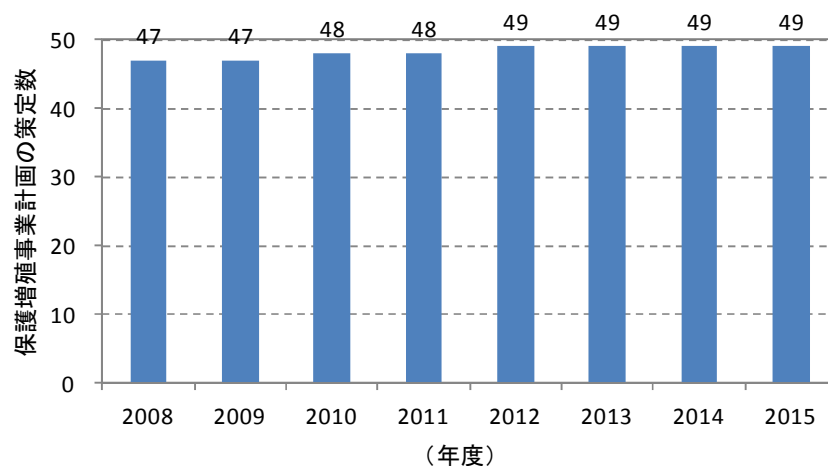
【注】数値は、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の合計面積から、区域の重複を除いた面積。上記出典は、既存の規制区域について、海洋保護区の定義に基づき整理・試算を行ったもの。

< 指標の動向 >

海洋保護区面積は微増している。

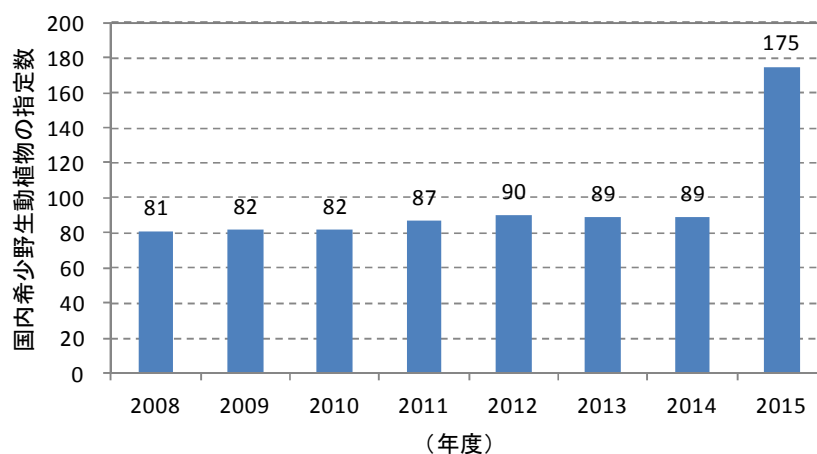
④ 保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数

④-1. 保護増殖事業計画の策定数



【出典】 保護増殖事業計画一覧（環境省）、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

④-2. 国内希少野生動植物種の指定数



【出典】 環境省資料

【注】 平成27年5月及び12月、平成28年3月に種の保存法施行令の一部が改正され、国内希少野生動植物種が追加された。

<指標の動向>

- ・保護増殖事業計画の策定数は、ほぼ横ばいである。
- ・国内希少野生動植物種の指定数は、2014年度まではほぼ横ばいであったが、国内希少野生動植物種の追加により2015年度の値は大きく増えている。

⑤ 特定外来生物及び生態系被害防止外来種の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数

⑤-1. 特定外来生物及び生態系被害防止外来種の指定等種類数

特定外来生物 2016年5月現在：110種類（1科15属91種3交雑種）

生態系被害防止外来種 2016年5月現在：429種類

【出典】特定外来生物等一覧（環境省）、生態系被害防止外来種リスト（環境省）

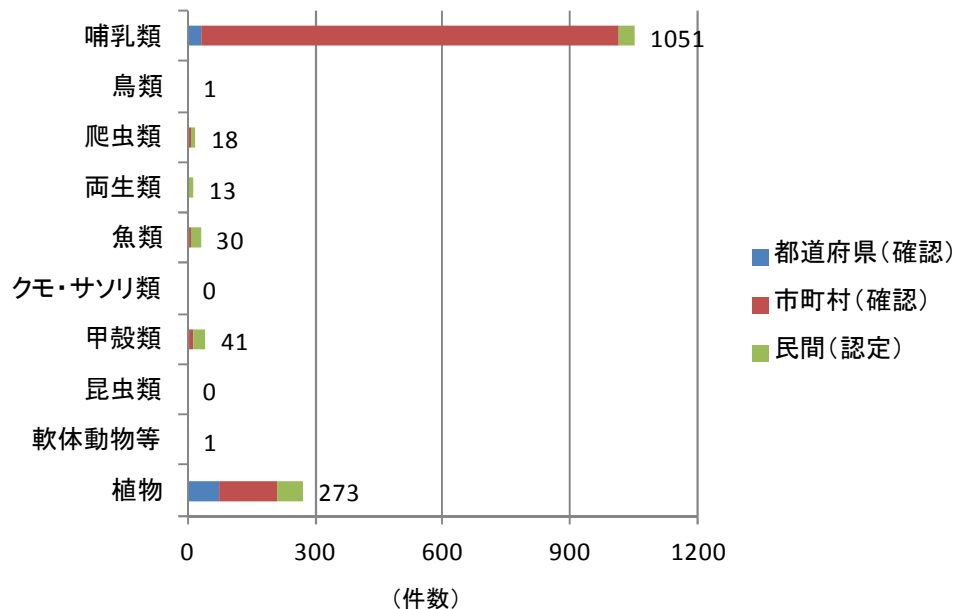
【注】

- 1) 特定外来生物は外来生物法に基づき指定され、生きたままの飼育・運搬・輸入等が規制される。
- 2) 要注外来生物については、平成27年3月26日をもって発展的に解消され、生態系被害防止外来種リストに変更されている。なお、本リストには、特定外来生物も含まれている。

<指標の動向>

追加指定等を受け増加している。

⑤-2. 外来生物法に基づく防除の実施件数（2015年3月現在）



【出典】環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室資料

【注】

- 1) 主務大臣以外の者が特定外来生物の防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができる。
- 2) 防除の確認・認定件数は2015年3月時点で有効なものを集計している。

<指標の動向>

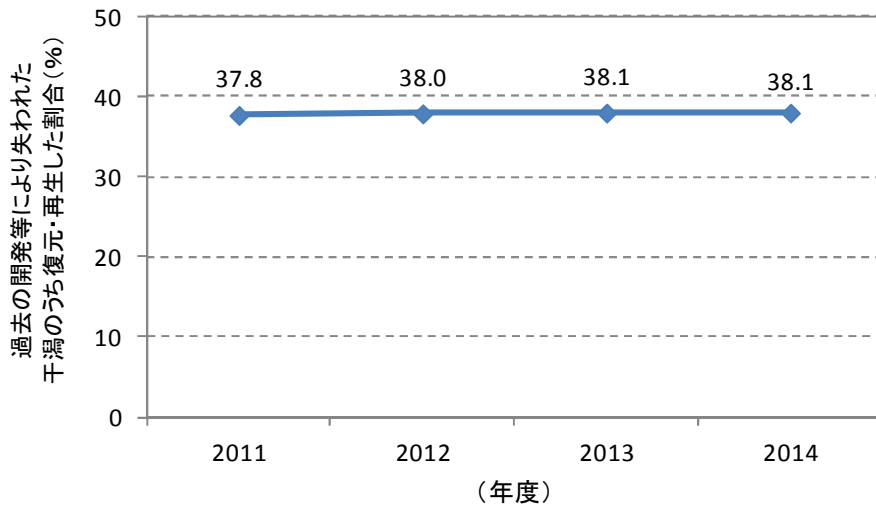
特定外来生物の分布拡大等を背景として、増加傾向にある。

⑥ 河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」

本指標はこれまで社会資本整備重点計画（国土交通省）の指標を用いていたが、指標が廃止されたため更新可能なデータが無い。

⑦ 河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」

⑦-1. 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

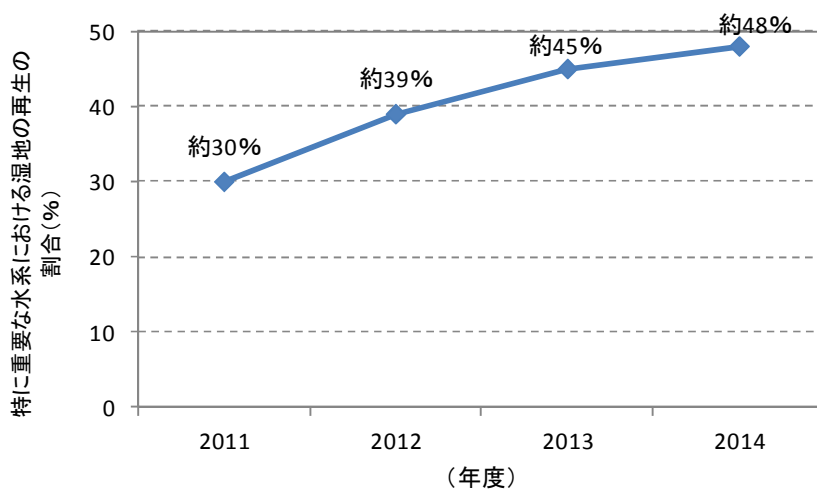
【注】過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約4,000haの干潟のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合＝①／②

①：復元・再生した面積

②：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

⑦-2. 特に重要な水系における湿地の再生の割合



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

【注】生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合＝①／②

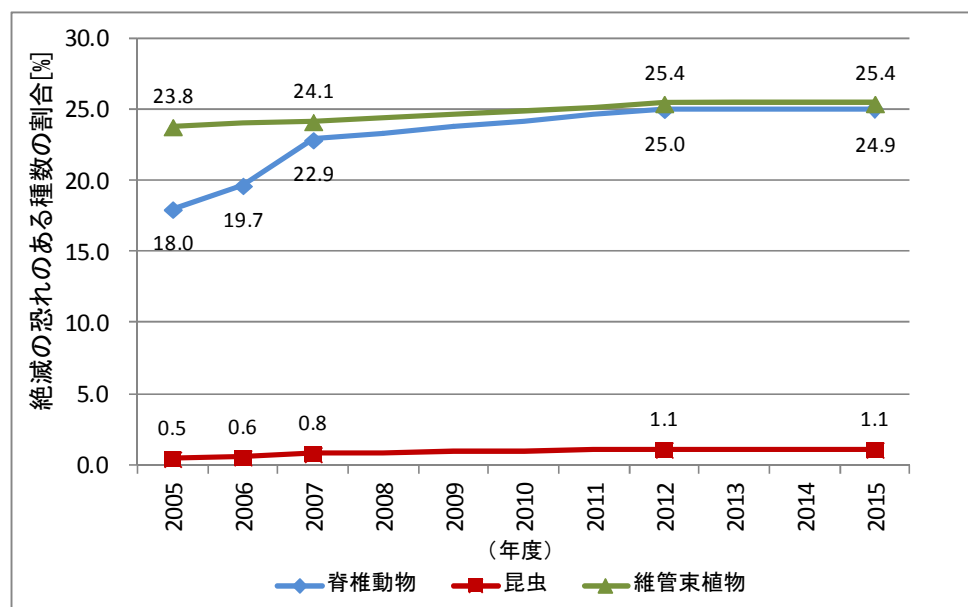
①：再生された湿地の面積

②：特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

<指標の動向>

- ・干潟の復元・再生割合は、概ね横ばいに推移している。
- ・湿地の再生割合は、年々増加している。

⑧ 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）



【出典】環境省レッドリスト（環境省）

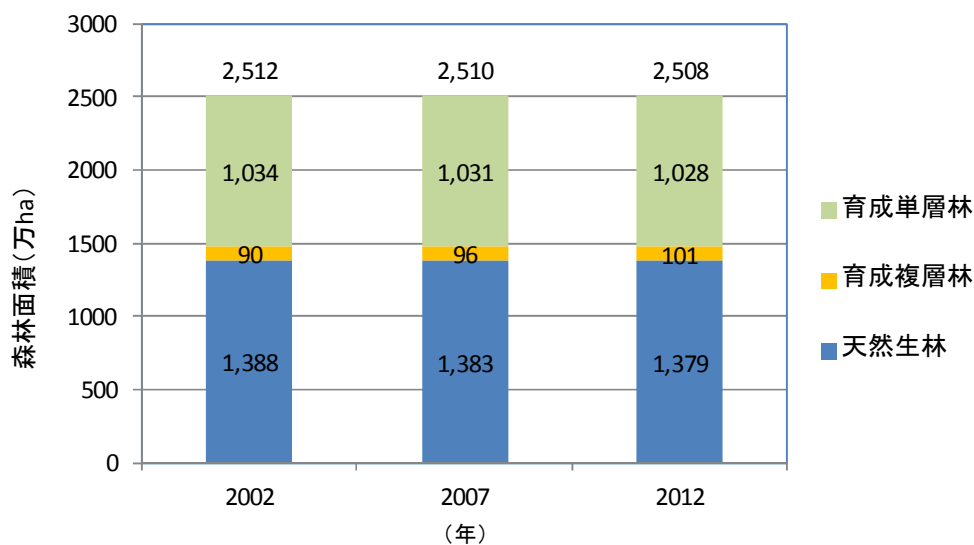
【注】

- 1) 動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- 2) 維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。
- 3) 絶滅のおそれのある種とは、絶滅危惧Ⅰ類（Critically Endangered + Endangered）：絶滅の危機に瀕している種、および絶滅危惧Ⅱ類（Vulnerable）：絶滅の危険が増大している種。
- 4) 年度によって、計測月は異なる。

<指標の動向>

評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数は、脊椎動物、昆虫、維管束植物ともに、徐々にではあるが増加している。特に2006年度、2007年度、2012年度に、新たにレッドリストを公表したため、脊椎動物で比較的大きな増加がみられた。なお、評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合については、見直し時点で評価対象種の検討も行っているため、経年的な変化をみる指標と言い切れない。

⑨ 森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林



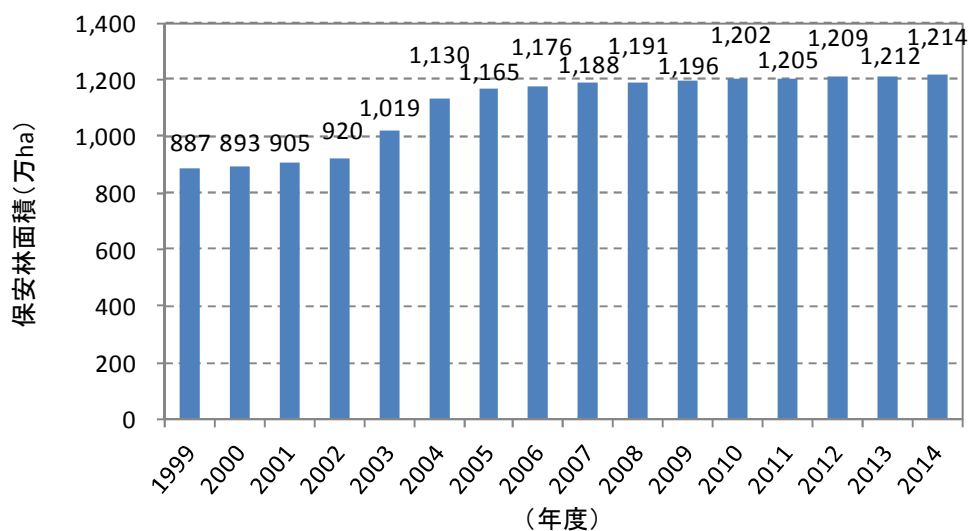
【出典】森林資源の現況（林野庁）

【注】「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

<指標の動向>

森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）は概ね横ばいで推移している。

⑩ 保安林面積

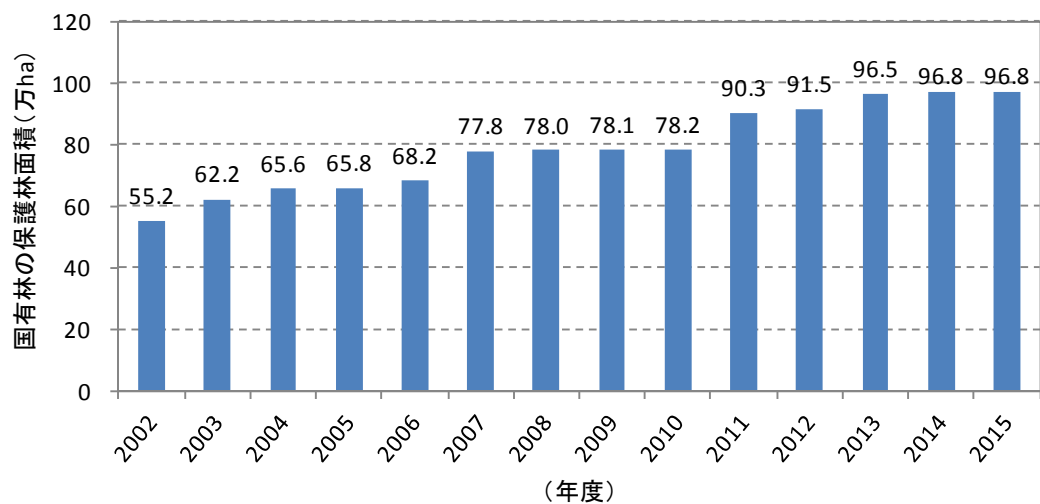


【出典】森林林業統計要覧（林野庁）

<指標の動向>

保安林面積は、年々増加している。

⑪ 国有林の保護林面積



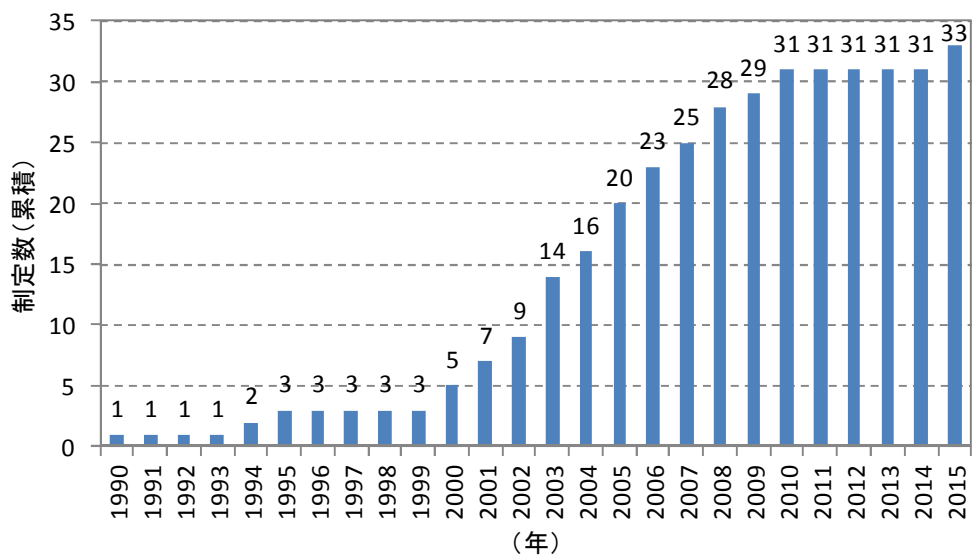
【出典】国有林野事業統計書（林野庁）、林野庁資料、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

<指標の動向>

保護林面積は2013年以降、概ね横ばいで推移している。

⑫ 都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数

⑫-1.都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数）



⑫-2.指定希少野生動植物種の指定数

2011年10月現在、457種（亜種、地域個体群含む）

【出典】希少野生動植物保護にかかる都道府県条例（以下「希少種保護条例」）について（環境省）

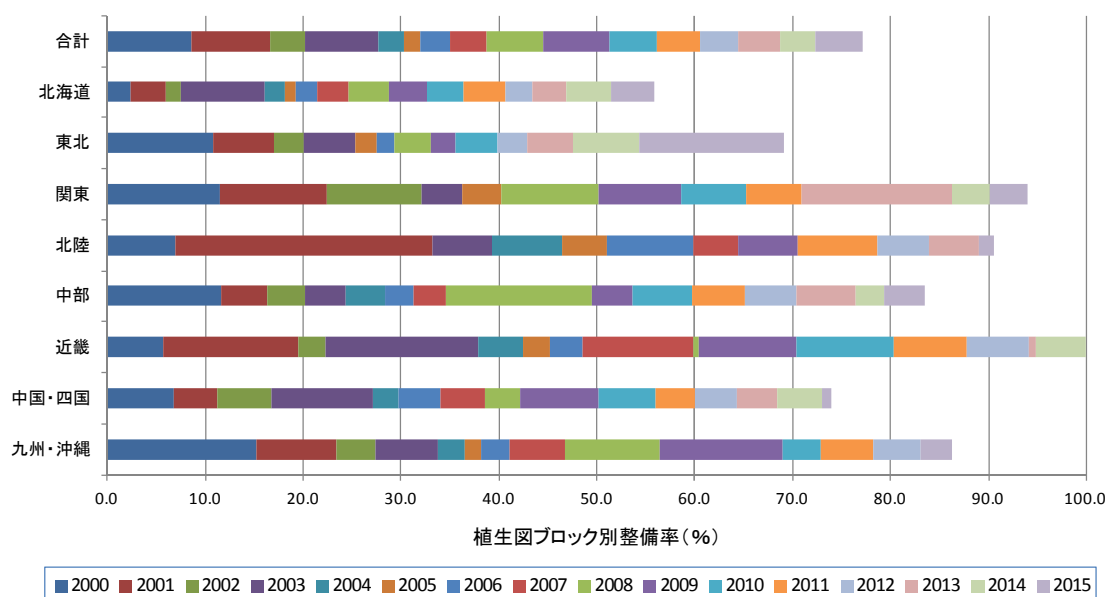
<指標の動向>

都道府県が定める希少種保護条例の制定数は、2010年以降横ばいで推移している。2015年は前年に比べ増加している。

2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標

指標一覧
①1/25,000 植生図整備状況
②生物多様性地域戦略の策定自治体数
③地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）

① 1/25,000 植生図整備状況



【出典】 自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）

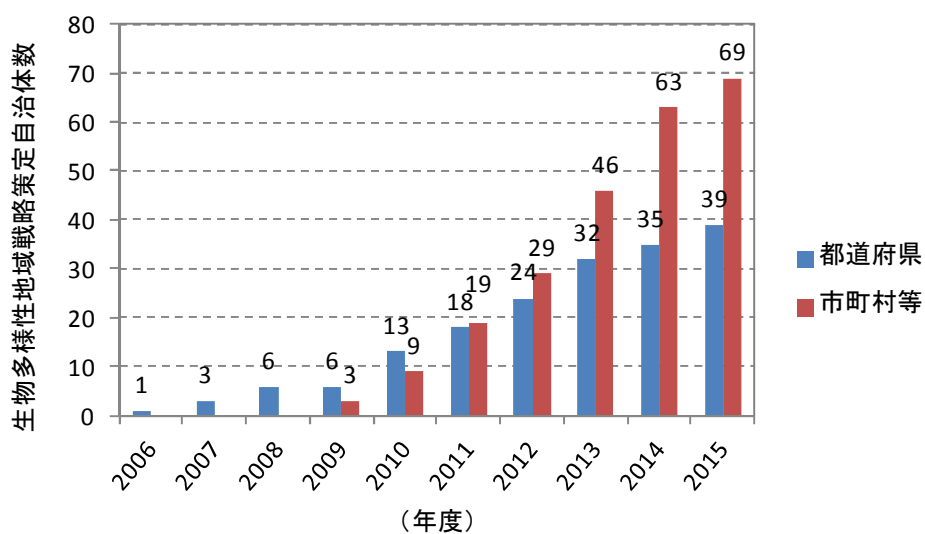
【注】

- 1) 各年度における2次メッシュの整備率。
- 2) 1/25,000 植生図の整備では、国土地理院及び林野庁撮影の空中写真の整備状況、変化が著しく進んでいる里地里山を有する地域を優先し植生図の整備を進めている。
- 3) 2014 年度から一部業務について2ヶ年業務の発注を行っておりその発注分については予算額で案分している。

<指標の動向>

整備率の最も高いのは、100%整備されている近畿ブロックで、最も低いのは、55.9%が整備されている北海道ブロックである。

② 生物多様性地域戦略の策定自治体数



【出典】生物多様性地域戦略「地域戦略策定済み地方公共団体数」（環境省）、平成28年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

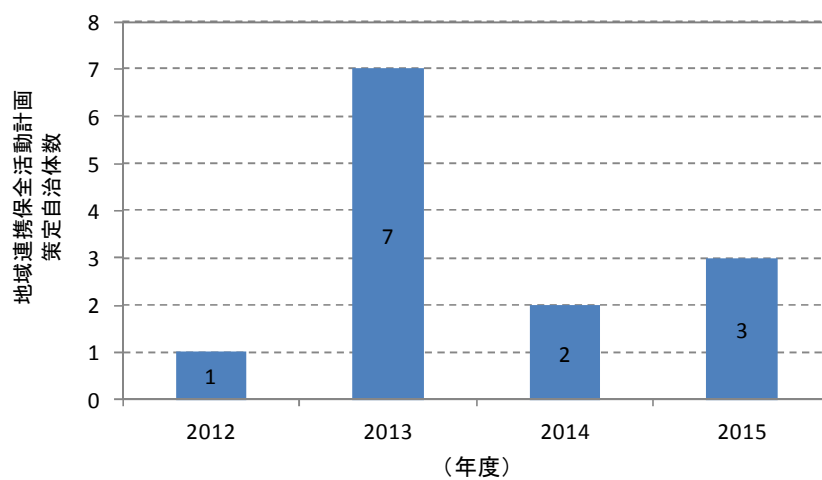
【注】

- 1) 数値は策定自治体数の累計。
- 2) 生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第11条に基づく生物多様性国家戦略（平成22年3月閣議決定）の策定以前に策定された計画を含む。

<指標の動向>

都道府県、市町村等における生物多様性地域戦略の策定数は、増加している。

③ 地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）



【出典】環境省資料

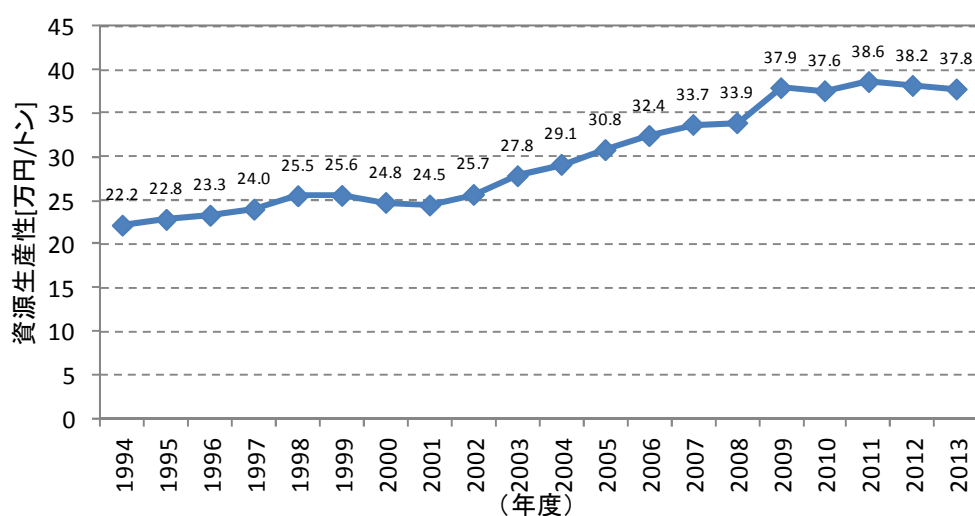
<指標の動向>

地域連携保全活動計画の作成数は、2013年度から2014年度にかけては減少したが、2014年度から2015年度は増加している。

3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

指標一覧
①資源生産性（代表指標）
②循環利用率（代表指標）
③最終処分量（代表指標）
④1人1日当たりのごみ排出量
⑤1人1日当たりに家庭から排出されるごみの量
⑥事業系ごみの総量
⑦その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標

① 資源生産性（代表指標）



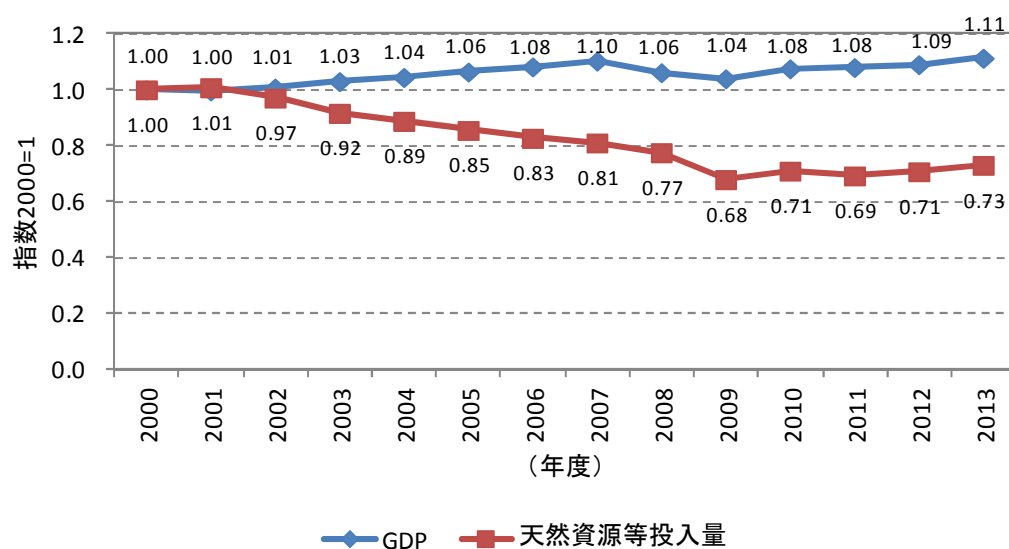
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移



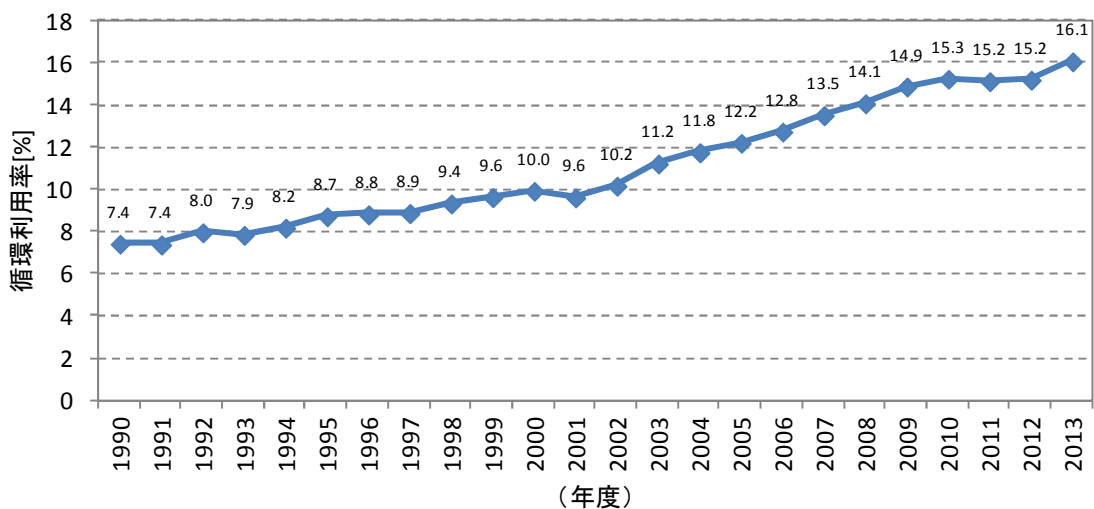
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。

<指標の動向>

- ・資源生産性は 2000 年度以降、増加傾向にあったが、2009 年度以降は、横ばいで推移している。
- ・GDP は金融危機の影響により 2007 年度から 2009 年度まで減少したが、2010 年度以降は再び増加している。
- ・天然資源等投入量は 2001 年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。2009 年度以降は、横ばいで推移している。

② 循環利用率（代表指標）



【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

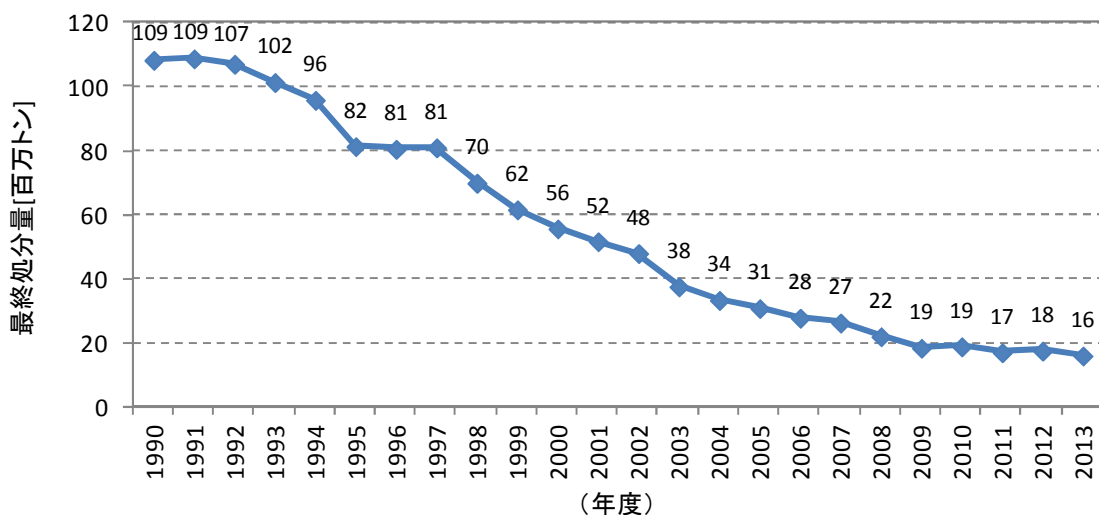
【注】循環利用率は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す。循環利用率の算出は次式による。

$$\text{循環利用率} = \text{循環利用量} / (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$$

<指標の動向>

1990 年度以降、上昇傾向にある。

③ 最終処分量（代表指標）

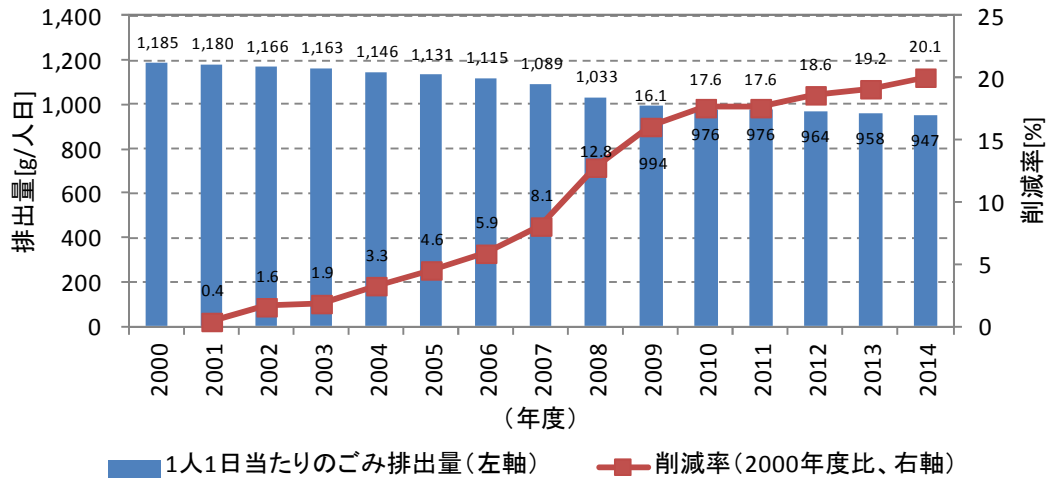


【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

<指標の動向>

1990 年度以降、減少傾向にある。

④ 1人1日当たりのごみ排出量



■ 1人1日当たりのごみ排出量(左軸) ■ 削減率(2000年度比、右軸)

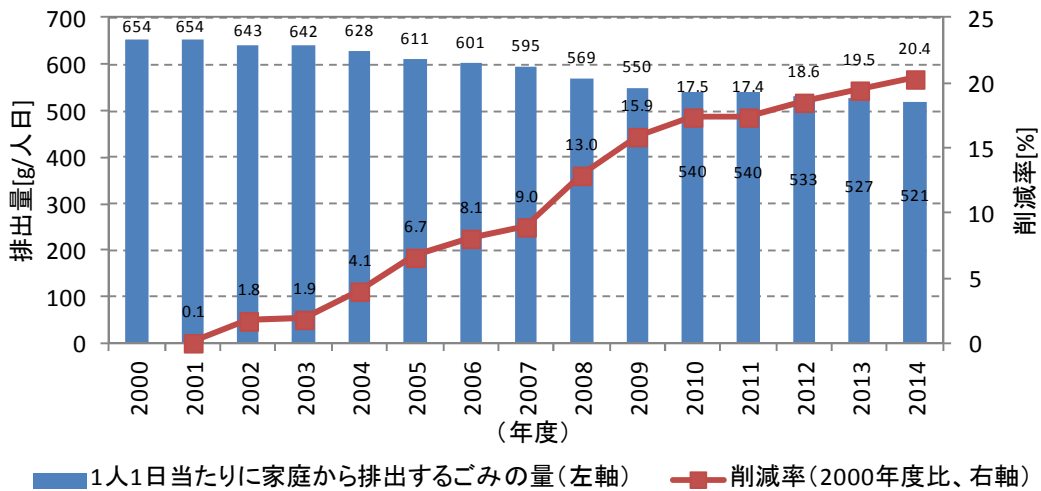
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を 1 人 1 日当りに換算。

<指標の動向>

2000 年度以降、減少傾向にある。

⑤ 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量



■ 1人1日当たり家庭から排出されるごみの量(左軸) ■ 削減率(2000年度比、右軸)

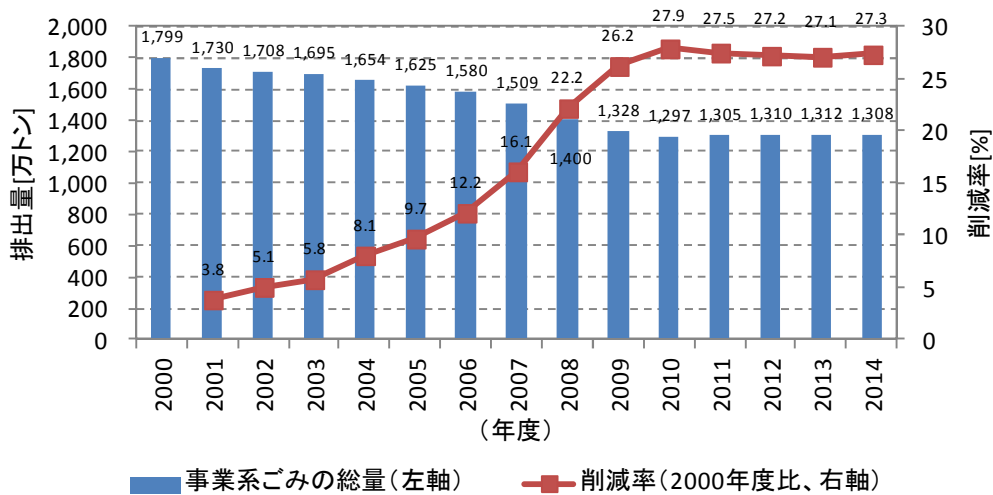
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】集団回収量、資源ごみ等を除く。

<指標の動向>

2000 年度以降、減少傾向にある。

⑥ 事業系ごみの総量



【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

< 指標の動向 >

2000 年度以降、減少傾向にあったが、2010 年度から 2013 年度にかけては微増している。

⑦ その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標

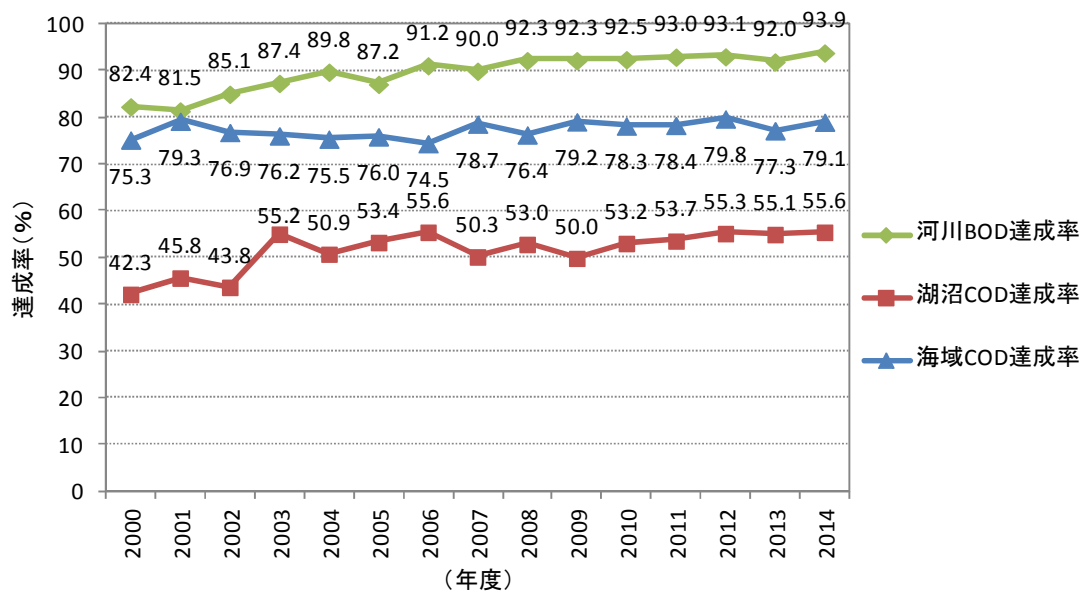
循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標については、「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）」において点検を行っている。

4.水環境保全に関する取組

指標一覧	
①公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (代表指標)	①-1. 公共用水域の環境基準達成率 (河川 BOD、湖沼 COD、海域 COD)
	①-2. 公共用水域の環境基準達成率 (湖沼の全窒素・全磷)
	①-3. 公共用水域の環境基準達成率 (海域の全窒素・全磷)
	①-4. 公共用水域全体の健康項目達成率
	①-5. 地下水の環境基準超過率 (全体)
②環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数	

① 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況（代表指標）

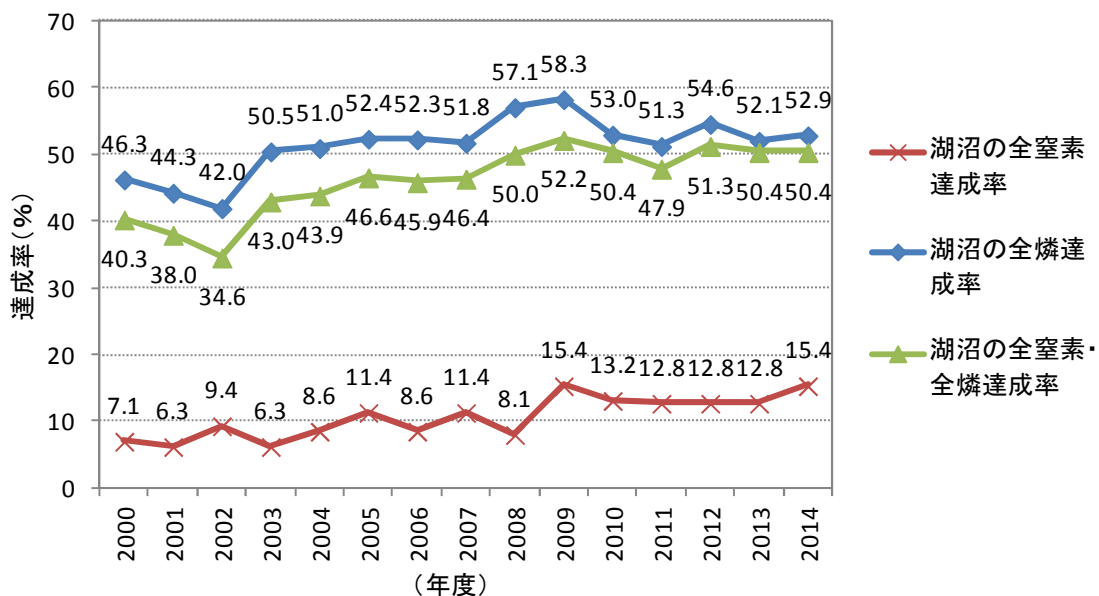
①-1. 公共用水域の環境基準達成率（河川 BOD、湖沼 COD、海域 COD）



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

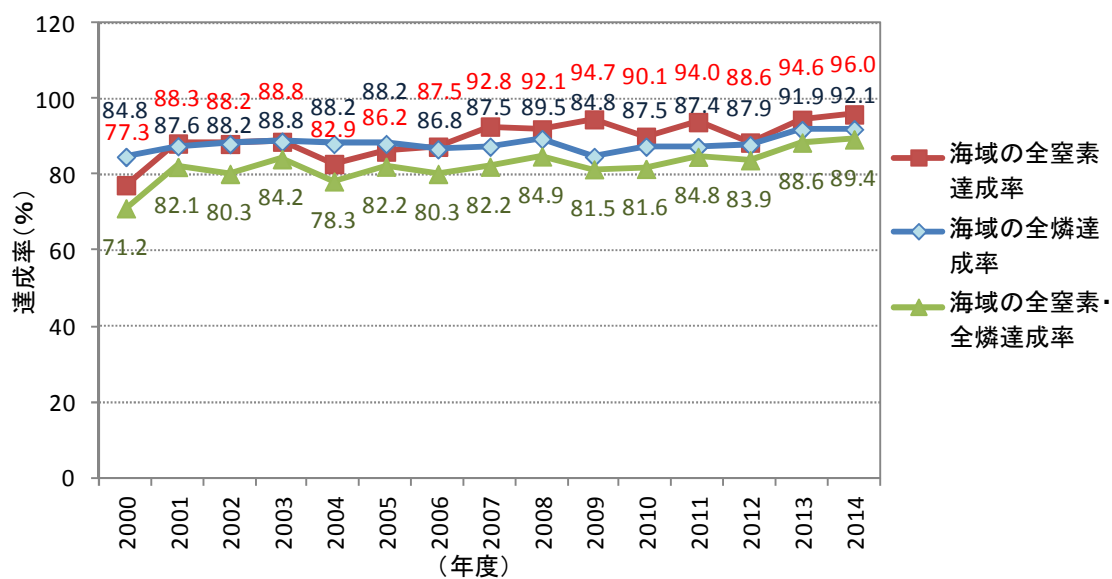
【注】達成率 (%) = (達成水域数 / 類型指定水域数) × 100

①-2. 公共用水域の環境基準達成率（湖沼の全窒素・全磷）



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

①-3. 公共用水域の環境基準達成率（海域の全窒素・全磷）

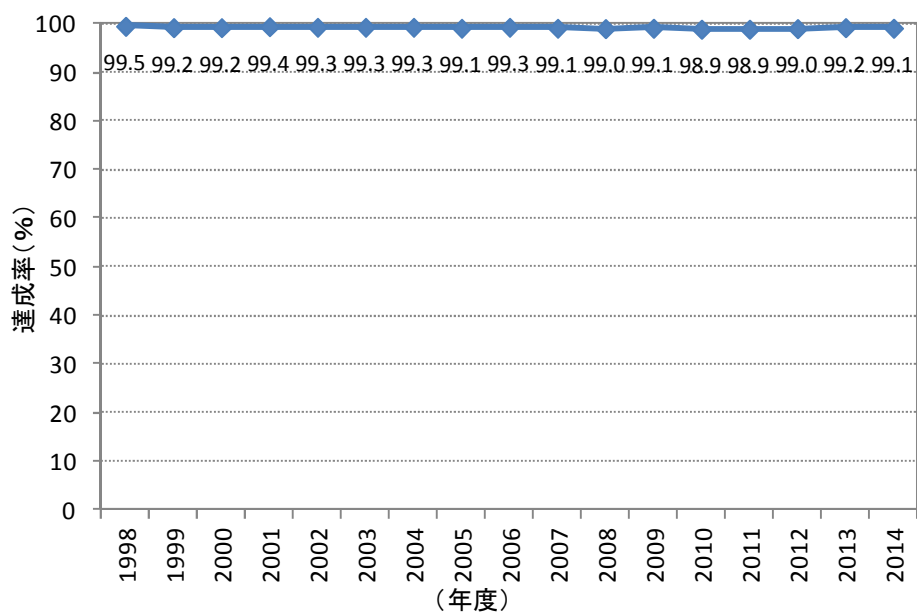


【出典】 公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は全窒素及び全磷それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 全窒素のみ又は全磷のみ環境基準を適用する水域はない。

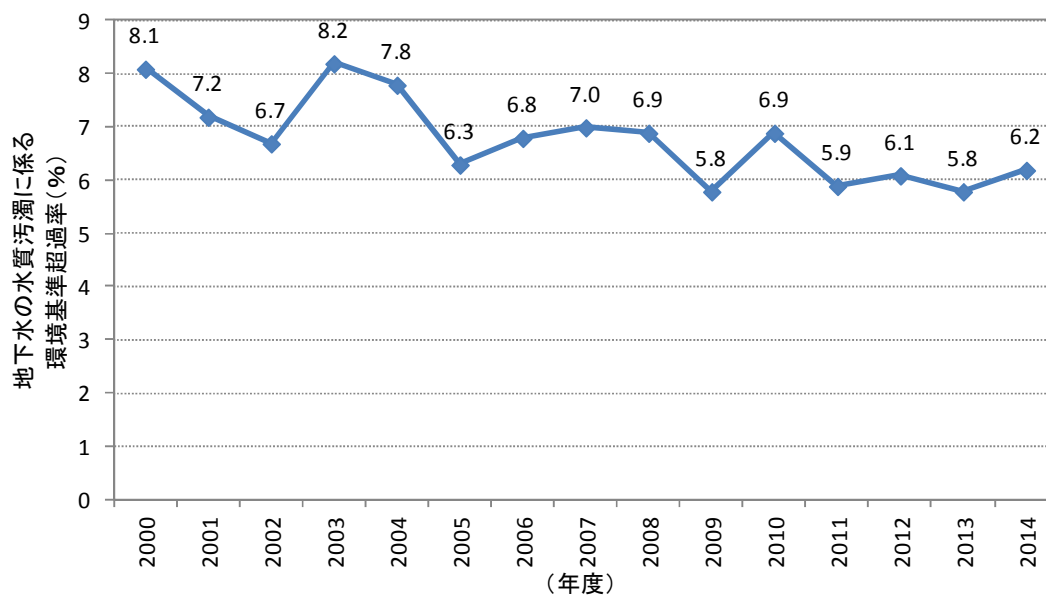
①-4. 公共用水域全体の健康項目達成率



【出典】 公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】 1999年度より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふっ素並びにほう素、2009年度より1,4-ジオキサンの項目が追加された。

①-5. 地下水の環境基準超過率（全体）

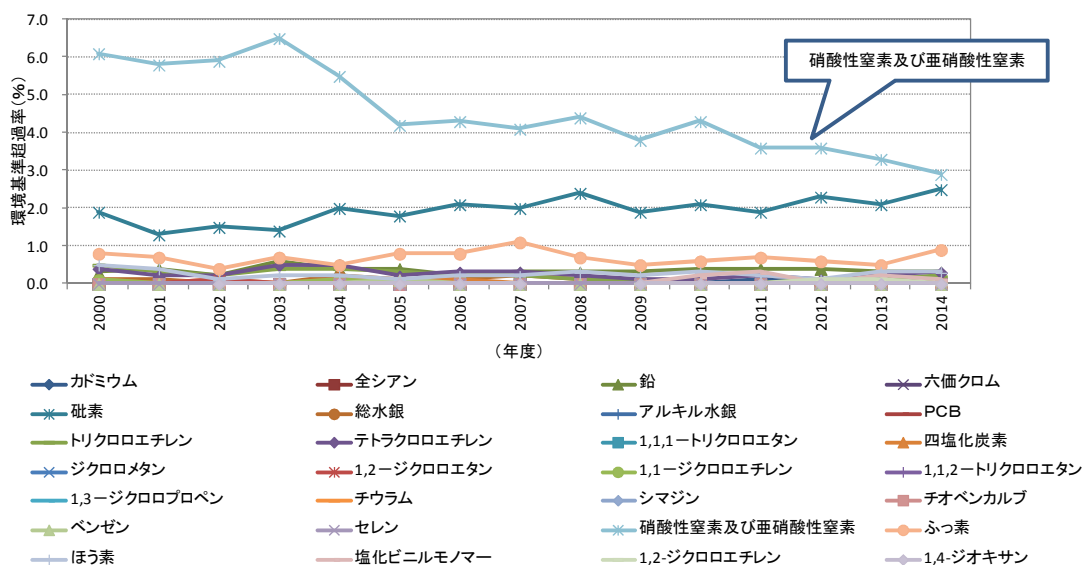


【出典】地下水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、概況調査の全調査井戸数のうち、いずれかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

(参考) 地下水の環境基準超過率 (内訳)



【出典】 地下水質測定結果 (環境省)

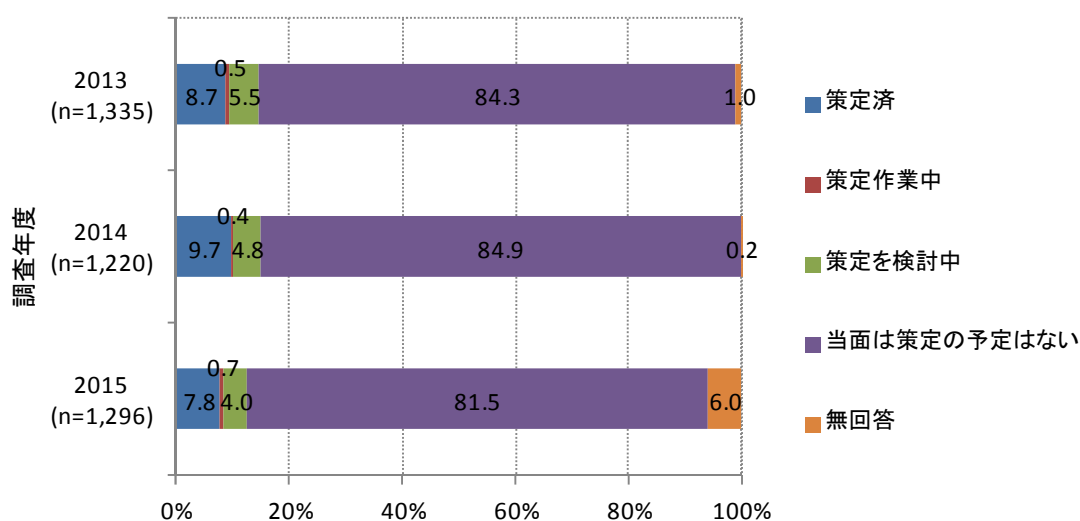
【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、調査数に対する超過数 (測定当時の基準を超過した井戸の数) の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、2009年11月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

<指標の動向>

- ・河川の BOD 達成率はやや増加傾向にあったが、2006 年度以降は 90% 台で横ばいに推移している。
- ・海域の COD 達成率は、約 80% で概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼の COD 達成率は、約 50% で概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼の全燐達成率は、年度によってばらつきがあるものの、概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼の全窒素達成率は、依然として低い水準で推移している。
- ・海域の全燐・全窒素達成率は、やや増加傾向にあり、90% 程度の達成率となっている。

② 環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査（環境省）

【注】

- 1) () 内は各年度の回答数。
- 2) 「流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画」の策定状況に関する回答。
- 3) 既に策定済であれば、「改定作業中」、「改定を検討中」、「改定予定なし」のいずれも「策定済」に含む。

<指標の動向>

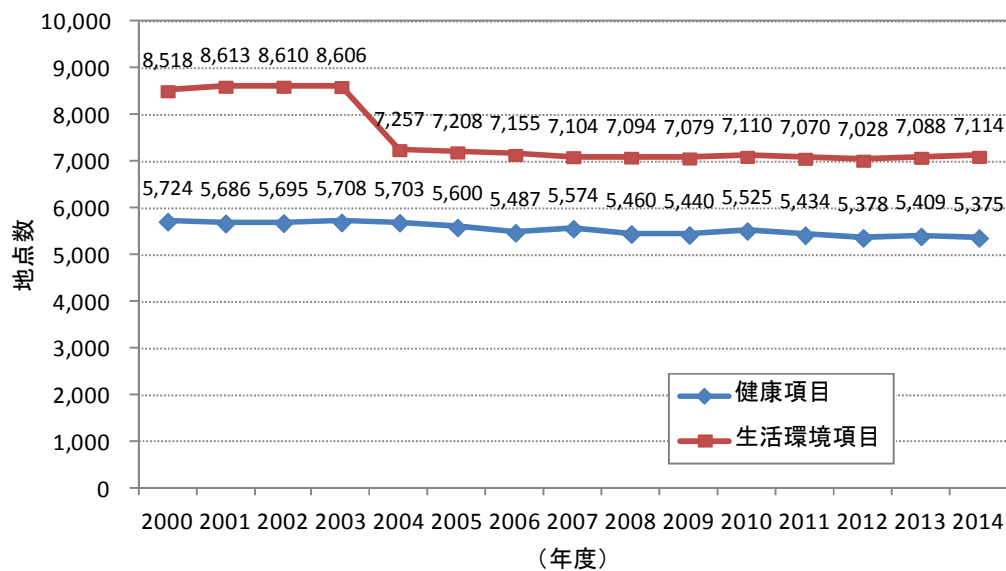
すべての年度で、「策定済」、「策定作業中」を合わせても1割程度にとどまっている。

4.1 主に水質に関する補助的指標

指標一覧	
①水質等のモニタリング地点	①-1. 公共用水域における水質測定地点
	①-2. 地下水の水質測定地点
②主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量	②-1. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (COD)
	②-2. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (窒素)
	②-3. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (りん)
	②-4. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移 (COD)
	②-5. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移 (窒素)
	②-6. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移 (りん)
③廃棄物の海洋投入処分量	

① 水質等のモニタリング地点

①-1. 公共用水域における水質測定地点

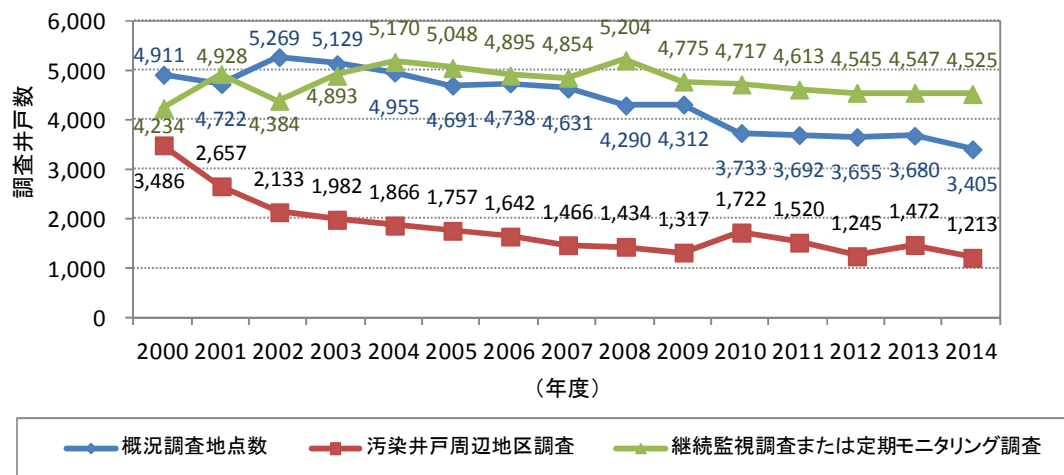


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 各地点数は、生活環境項目の BOD、COD、全亜鉛等 12 項目及び健康項目のカドミウム、鉛、ふっ素等 27 項目について測定した地点数の合計値。
- 2) 各地点数は、各項目について測定した地点数の単純合計（のべ地点数）ではなく、重複している。

①-2. 地下水の水質測定地点



【出典】地下水質測定結果（環境省）

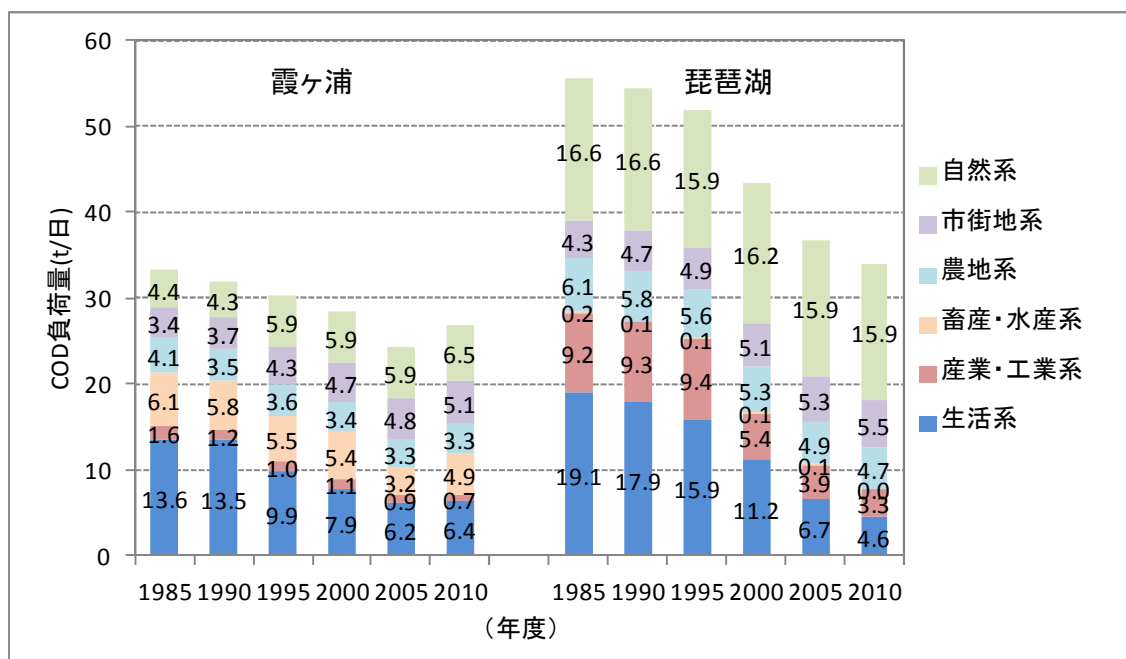
【注】定期モニタリング調査は2009年度より継続監視調査へ調査区分が変更となった。

<指標の動向>

- ・公共用水域の生活環境項目の測定地点数は、2004年度以降ほぼ横ばいで推移している。
- ・公共用水域の健康項目の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・地下水の継続監視調査または定期モニタリング調査の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・地下水の概況調査の測定地点数は、概ね減少傾向にある。
- ・汚染井戸周辺地区調査の測定地点数は、概ね減少傾向にある。

② 主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

②-1. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (COD)

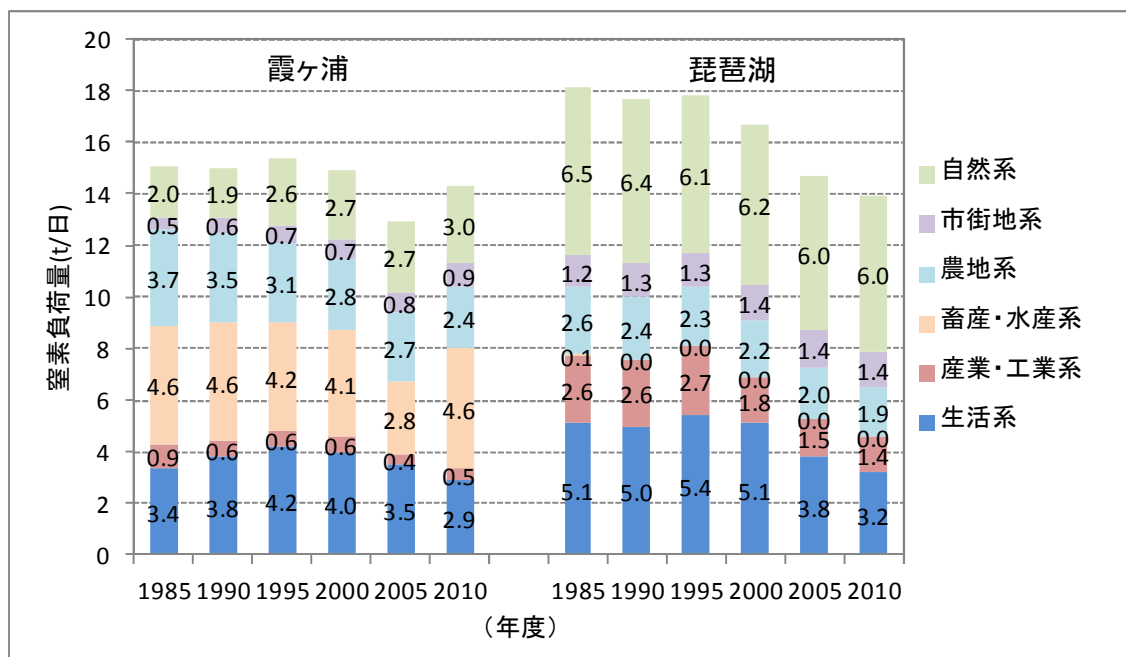


【出典】 環境省資料

【注】 汚濁の発生源区分の内訳

- ・「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷
- ・「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷
- ・「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷
- ・「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷
- ・「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷
- ・「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

②-2.湖沼における汚濁負荷量の推移（窒素）



【出典】 環境省資料

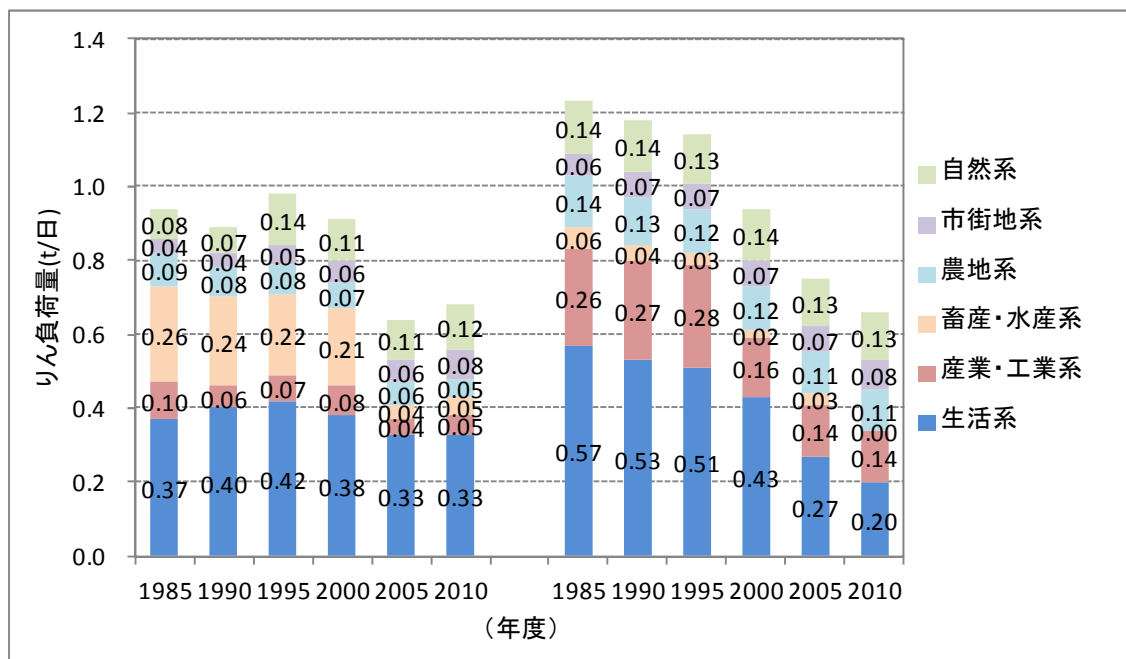
【注】

1) 発生源区分の内訳

- ・「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷
- ・「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷
- ・「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷
- ・「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷
- ・「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷
- ・「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

2) グラフ内の数値は、小数点第1位までの表示（小数点第2位を四捨五入）としたため、0.05(t/日)未満は「0.0」と表示

②-3.湖沼における汚濁負荷量の推移（りん）

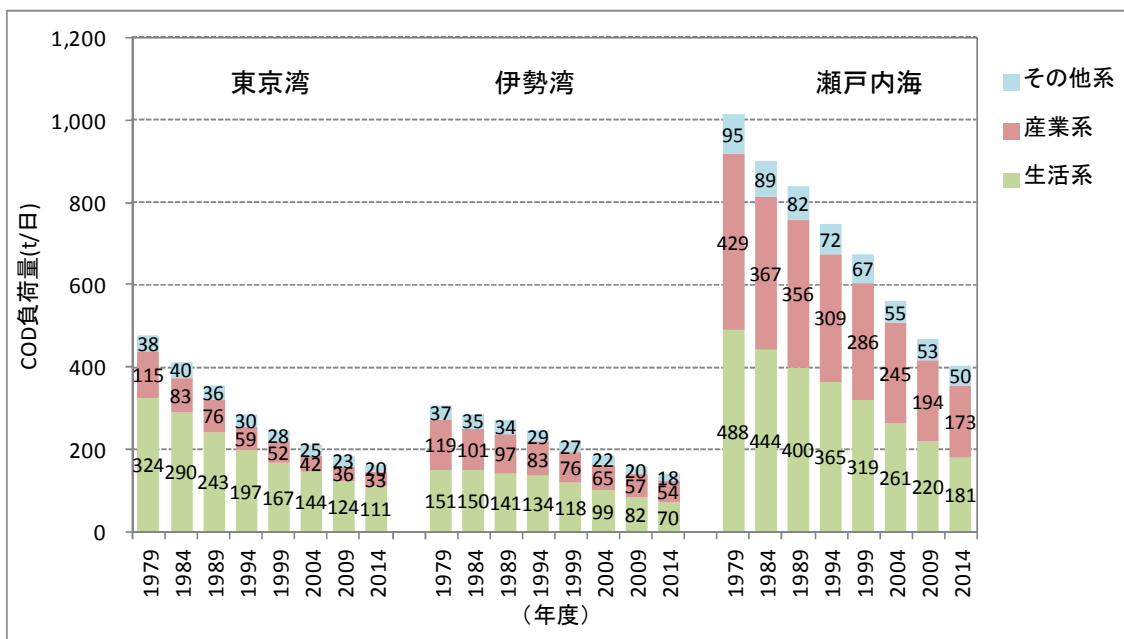


【出典】 環境省資料

【注】 汚濁の発生源区分の内訳

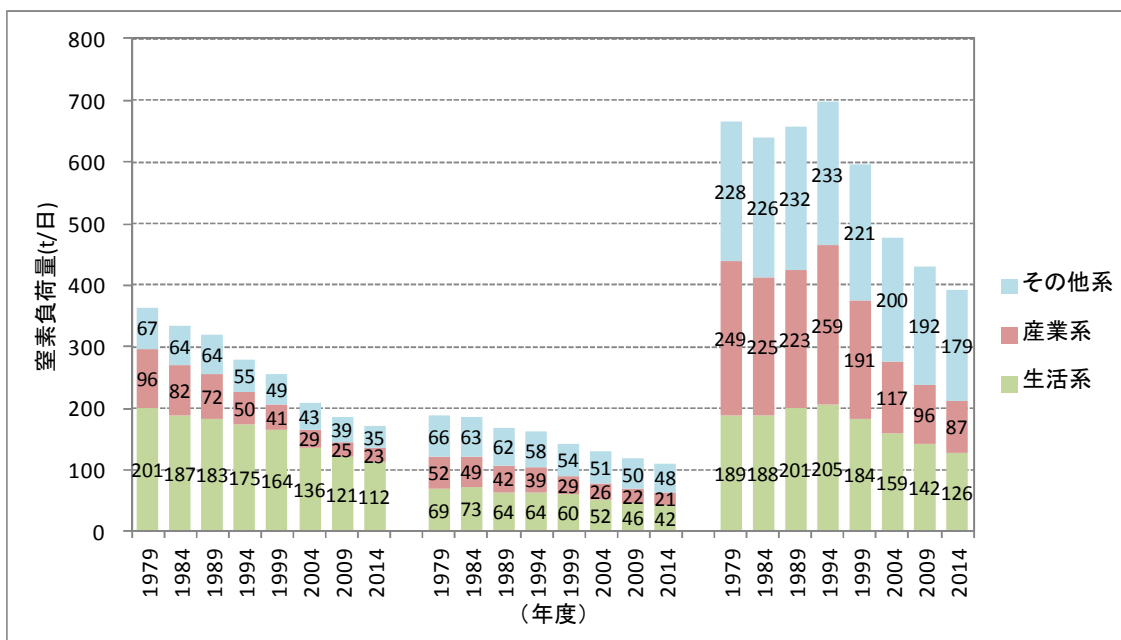
- ・「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷
- ・「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷
- ・「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷
- ・「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷
- ・「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷
- ・「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

②-4.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（COD）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

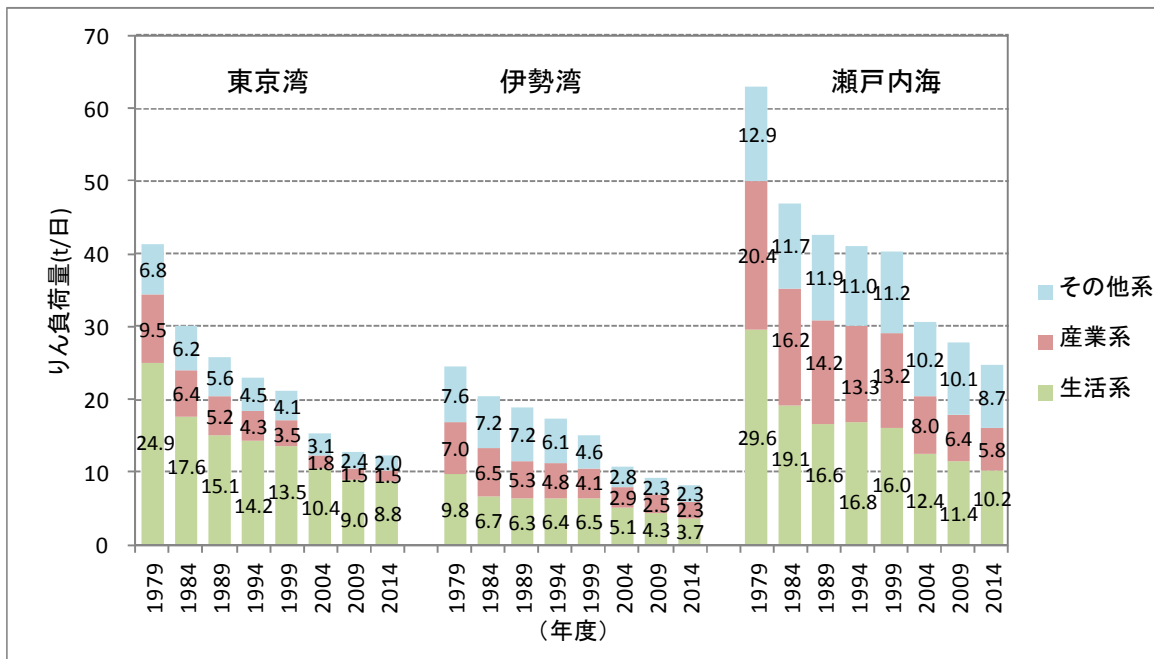
②-5.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（窒素）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

【注】1979年～1994年は関係都府県による推計値。

②-6.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（りん）



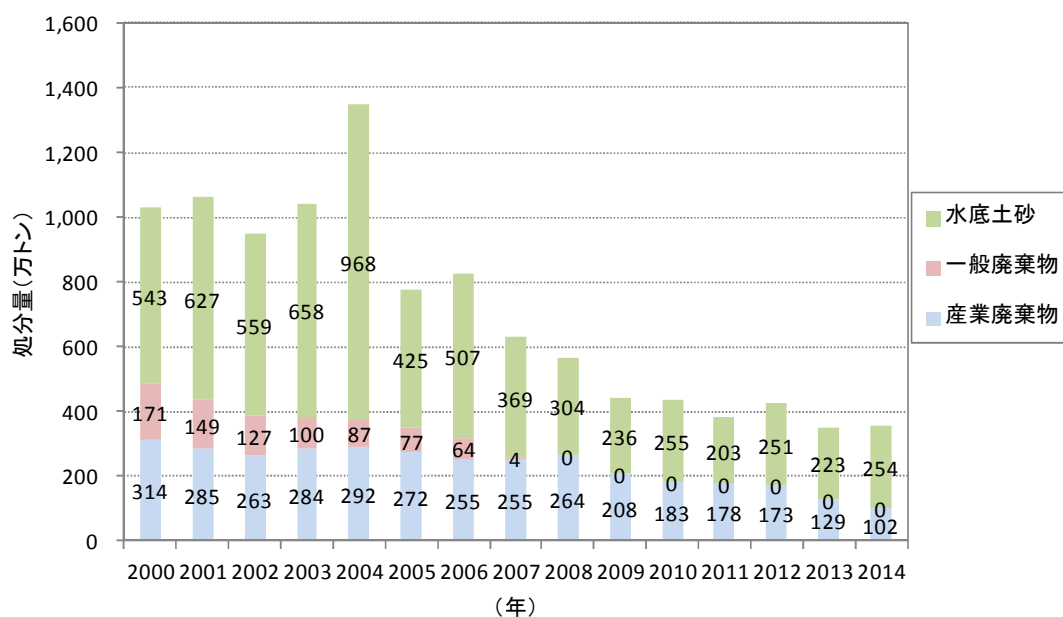
【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

【注】1979年～1994年は関係都府県による推計値。

<指標の動向>

- ・湖沼におけるCOD負荷量は、霞ヶ浦及び琵琶湖で概ね減少傾向にある。
- ・湖沼における窒素負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また、霞ヶ浦では2005年度に減少したものの、概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼におけるりん負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また霞ヶ浦では、2005年度以降、主に畜産・水産系排水の影響による負荷量が減少したことにより、りん負荷量の減少が見られた。
- ・海域におけるCOD負荷量は、いずれの海域においても順調に減少している。
- ・海域における窒素負荷量は、いずれの海域においても順調に減少している。
- ・海域におけるりん負荷量は、いずれの海域においても順調に減少している。

③ 廃棄物の海洋投入処分量



【出典】 廃棄物の海洋投入処分量の推移（環境省）

【注】 一般廃棄物の海洋投入処分は、2007年4月1日より禁止されている。

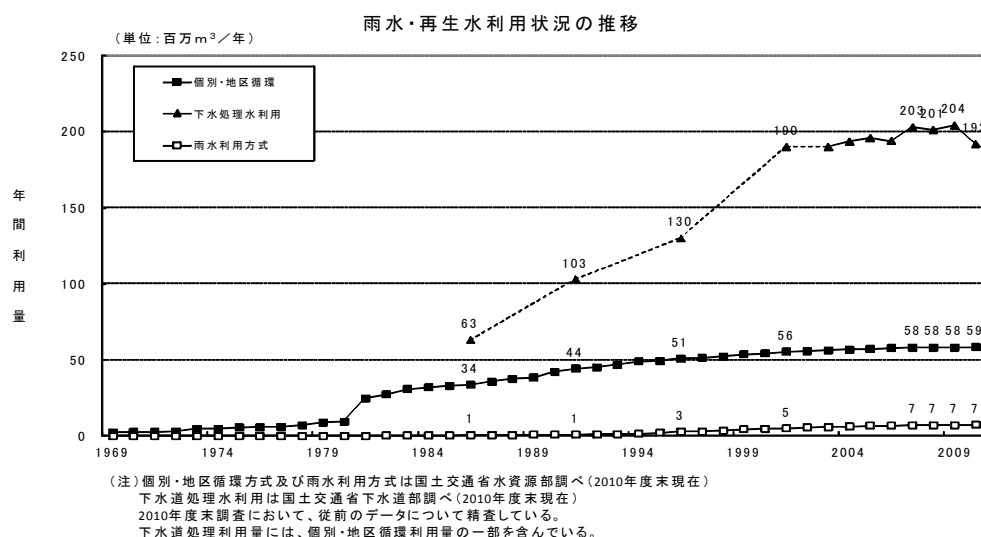
<指標の動向>

- ・ 廃棄物の海洋投入処分量は、環境大臣の許可制度を導入した2007年以降全体として概ね減少傾向にある。
- ・ 水底土砂は2004年に急増したものの、その後概ね減少傾向にある。

4.2 主に水量に関する補助的指標

指標一覧
①再生水の利用量
②湧水の把握件数
③森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】
④保安林面積【再掲】
⑤弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）
⑥雨水貯留浸透施設の設置数

① 再生水の利用量



【出典】平成25年版日本の水資源～安全・安心な水のために～(国土交通省)、国土交通省資料

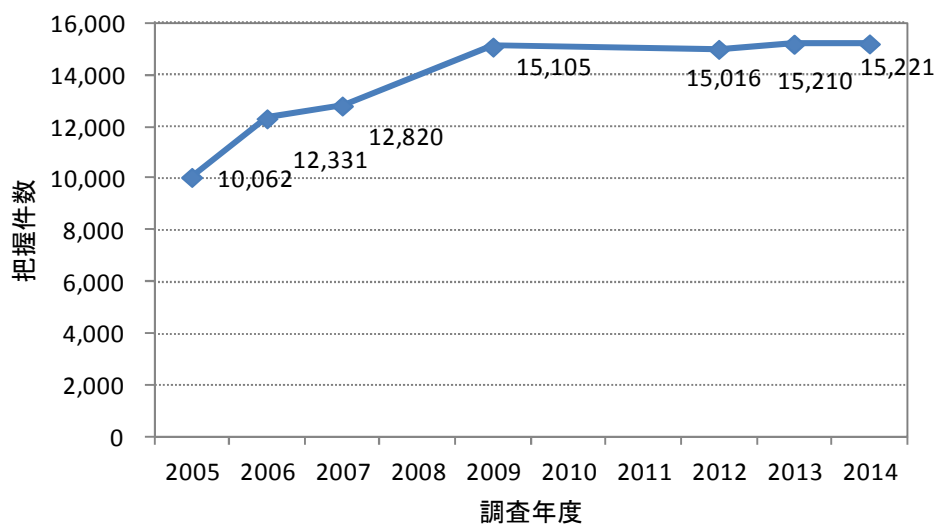
【注】

- 1) 個別・地区循環方式及び雨水利用方式は国土交通省水資源部調べ(2010年度末現在)
- 2) 下水道処理水利用は国土交通省下水道部調べ(2010年度末現在)
- 3) 2010年度末調査において、従前のデータについて精査している。
- 4) 下水道処理水利用量には、個別・地区循環利用量の一部を含んでいる。

<指標の動向>

個別・地区循環、下水道処理水、雨水利用方式による利用量は、いずれも概ね横ばいで推移している。

② 湧水の把握件数

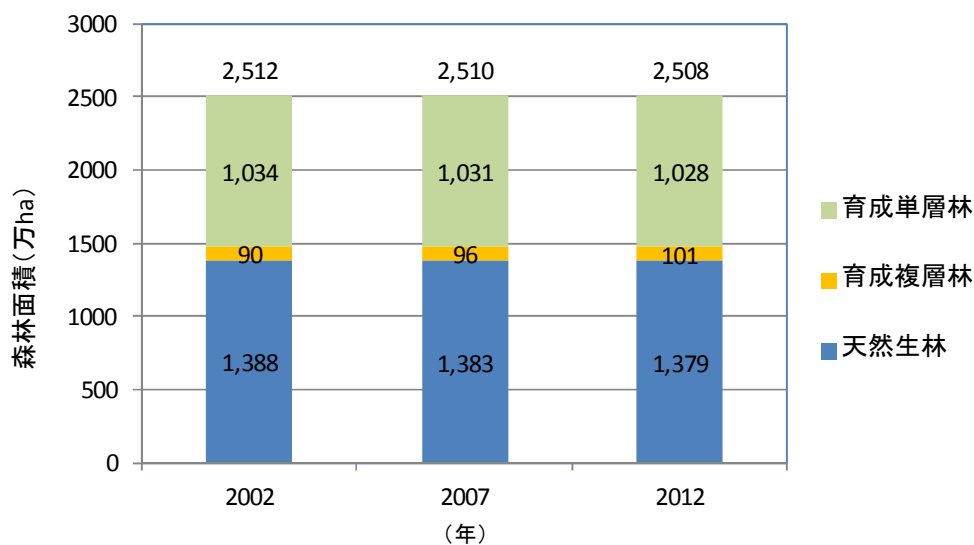


【出典】湧水に係る状況調査（環境省）

<指標の動向>

湧水の把握件数は増加傾向にあったが、近年では横ばいで推移している。

③ 森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】



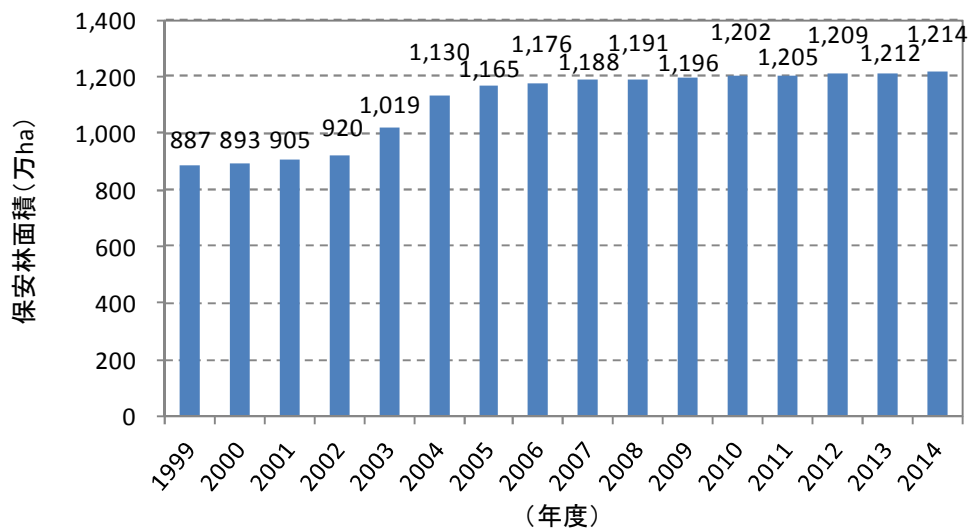
【出典】森林資源の現況（林野庁）

【注】「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

<指標の動向>

森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）は概ね横ばいで推移している。

④ 保安林面積【再掲】

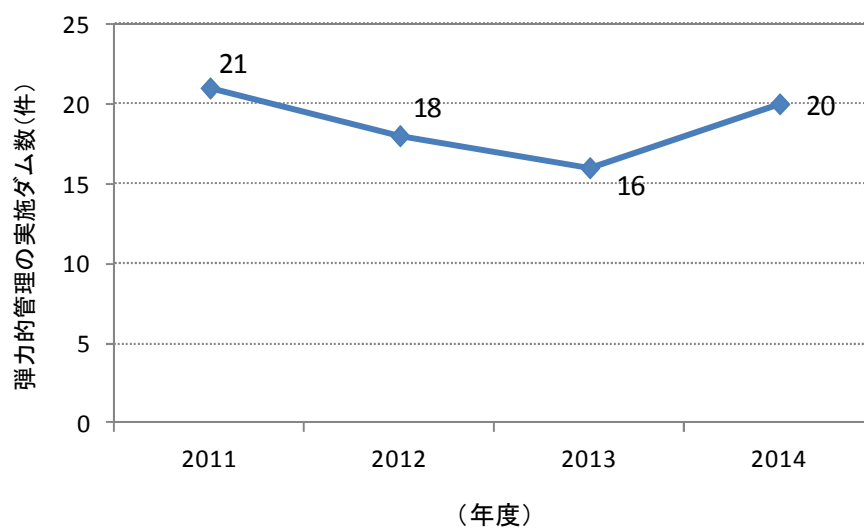


【出典】森林林業統計要覧（林野庁）

<指標の動向>

保安林面積は、年々増加している。

⑤ 弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）



【出典】国土交通白書 2014

<指標の動向>

2014年度は20のダムで弾力的管理が実施された。

⑥ 雨水貯留浸透施設の設置数

データなし

4.3 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標

指標一覧
①水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
②主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積
③生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】
④里海の実施箇所数
⑤地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積
⑥都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】

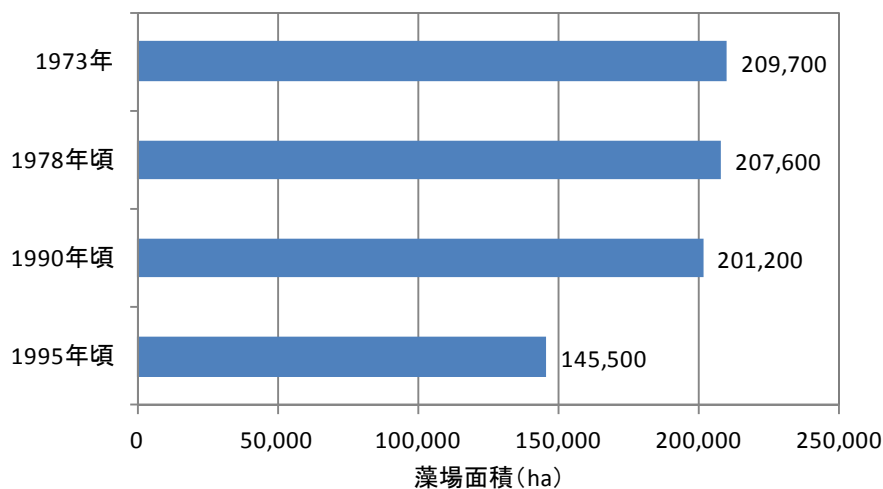
- ① 水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
データなし

② 主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

		1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	出典等
千葉県	干潟面積 (ha)	1,686							1,805																				
	藻場面積 (ha)	954							1,194																				
東京都	干潟面積 (ha)	16							16																				
	藻場面積 (ha)	1,074							794																				
神奈川県	干潟面積 (ha)	59							59																				
	藻場面積 (ha)	3,987							3,987																				
愛知県	干潟面積 (ha)	2,083							2,062							1,783													
	藻場面積 (ha)	956							859							991													
三重県	干潟面積 (ha)	962							934				1,100										1,268						
	藻場面積 (ha)	8,279	3,612						6,748				235										2,548						
大阪府	干潟面積 (ha)	2							78.9											72.9									
	藻場面積 (ha)	287							37				289	290		336	338	345	345	349	354	356	360	361	362	364	365	365	
兵庫県	干潟面積 (ha)	69	135						未調査							135					126								
	藻場面積 (ha)	1,654	1,202						未調査							1,267					1,372								
和歌山県	干潟面積 (ha)	87							94				約72								118								
	藻場面積 (ha)	1,224							1,205																				
岡山県	干潟面積 (ha)	566							566												527.4								
	藻場面積 (ha)	934							883																1,397				
広島県	干潟面積 (ha)	1,024							1,068																				
	藻場面積 (ha)	2,059							1,842																				
山口県	干潟面積 (ha)	2,361							2,815														2,987						
	藻場面積 (ha)	7,681							5,421																				
徳島県	干潟面積 (ha)	124																			192								
	藻場面積 (ha)	45							未調査							64													
香川県	干潟面積 (ha)	476																	233										
	藻場面積 (ha)	977							901												698								
愛媛県	干潟面積 (ha)	1,767							1,195															2,398					
	藻場面積 (ha)	706							827												781								
福岡県	干潟面積 (ha)	6,208							1,698																				
	藻場面積 (ha)	4,156							4,324												1,665								
大分県	干潟面積 (ha)	5,236							3,909																				
	藻場面積 (ha)	4046							3,729												3,638								
大分県	干潟面積 (ha)	3,990							3,990																				
	藻場面積 (ha)	3,990							3,990																				

【出典】各都府県共通出典資料(1989:第4回自然環境保全基礎調査(H6・環境庁)、1996:第5回自然環境保全基礎調査(H10・環境庁)
2007:平成18年度瀬戸内海干潟実態調査報告書(H19・環境省))

(参考) 藻場面積

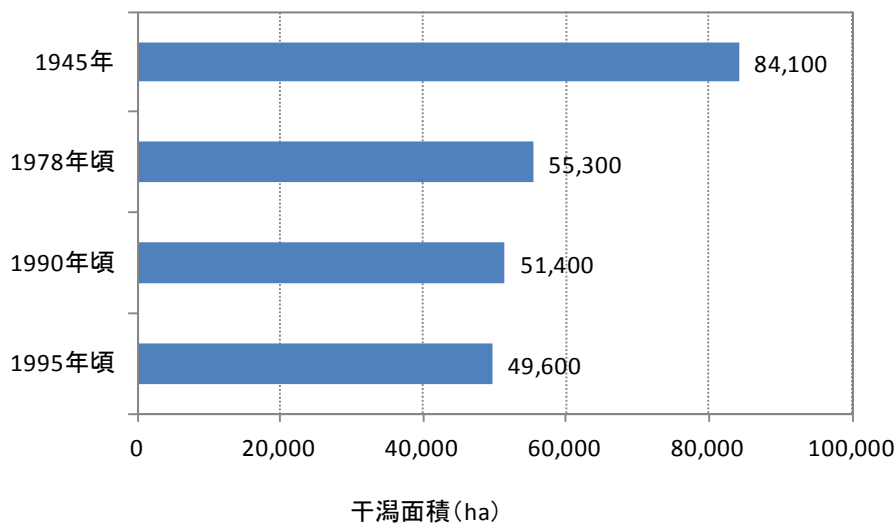


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)((原典)「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものは限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

(参考) 干潟面積

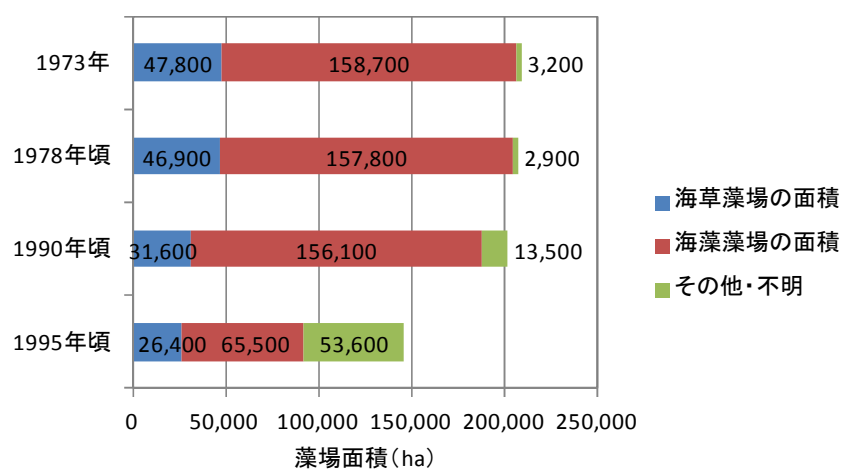


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)((原典)「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の干潟の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945年の干潟の面積は、このようにして算出した1978年頃の面積に1945年から1978年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990年頃の干潟の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の干潟の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。①高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上あること。②大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。③移動しやすい底質(礫、砂、砂泥、泥)であること。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)((原典)「自然環境保全基礎調査」(環境省))

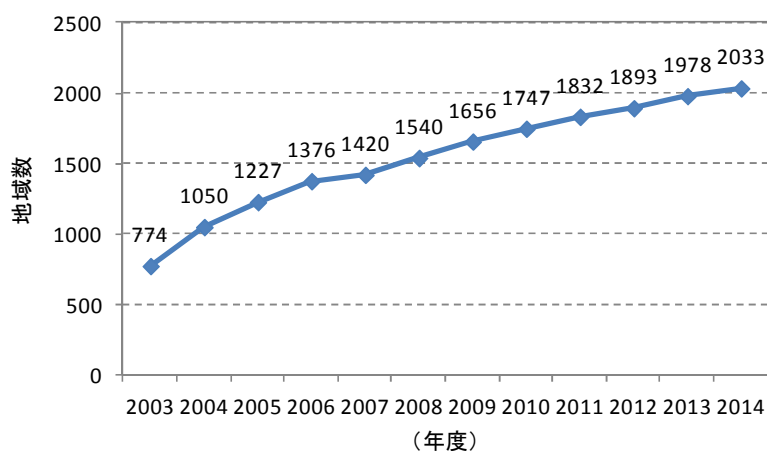
【注】

- 1) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。
- 2) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

<指標の動向>

時系列で比較可能なデータなし。

③ 生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】



【出典】農林水産省資料

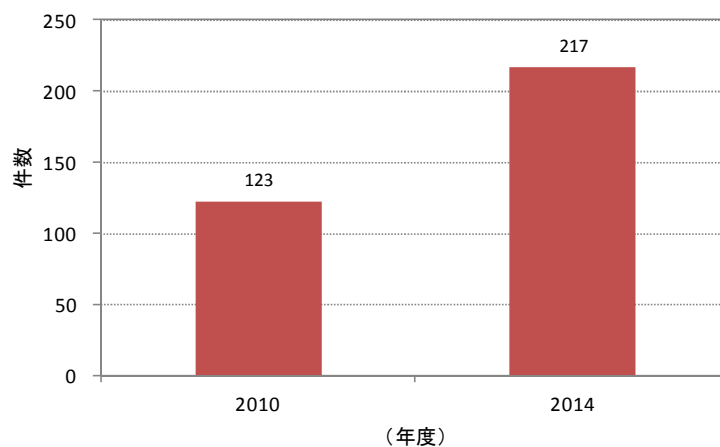
【注】

- 1) 2012 年度以降は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。
- 2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

<指標の動向>

田園自然環境の創造に着手した地域数は年々増加している。

④ 里海の実施箇所数

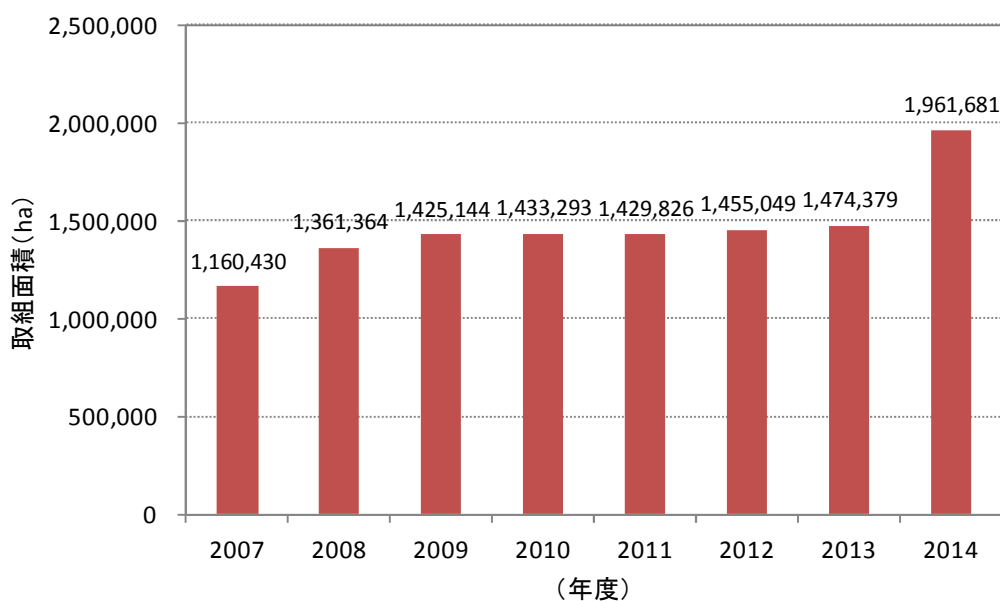


【出典】環境省資料

<指標の動向>

里海の実施箇所数は2014年度は増加している。

⑤ 地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積



- 【出典】 2007年～2010年：農地・水・環境保全向上対策（農林水産省）
 2011年～2013年：農地・水保全管理支払交付金の取組状況（農林水産省）
 2014年：多面的機能支払交付金の実施状況（農林水産省）

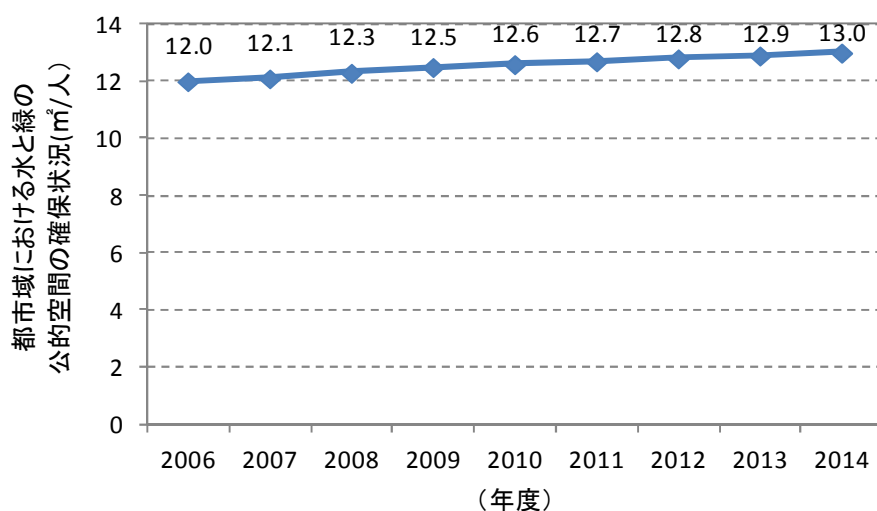
【注】

- 1) 取組面積は、道府県別面積の小数点以下を四捨五入し、合計したもの。
- 2) 取組面積は、水環境の整備に限ったものではなく、水路や農道等の地域資源の保全管理を行った農地エリア全体の面積であるという点に留意が必要。
- 3) 2011年より、農地・水・環境保全向上対策は営農活動支援を環境保全型農業直接支援対策として独立させ、名称変更等が行われたため、農地・水保全管理支払交付金の取組面積となる点に留意が必要。
- 4) 2014年度より農地・水保全管理支払交付金は組替え・名称変更が行われたため、多面的機能支払交付金の取組面積となる点に留意が必要。

<指標の動向>

取組面積は、2009年度からほぼ横ばいで推移していたが、2014年度は制度の普及推進活動等により、前年度に比べて約49万haの大きな増加となった。

⑥ 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

【注】都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

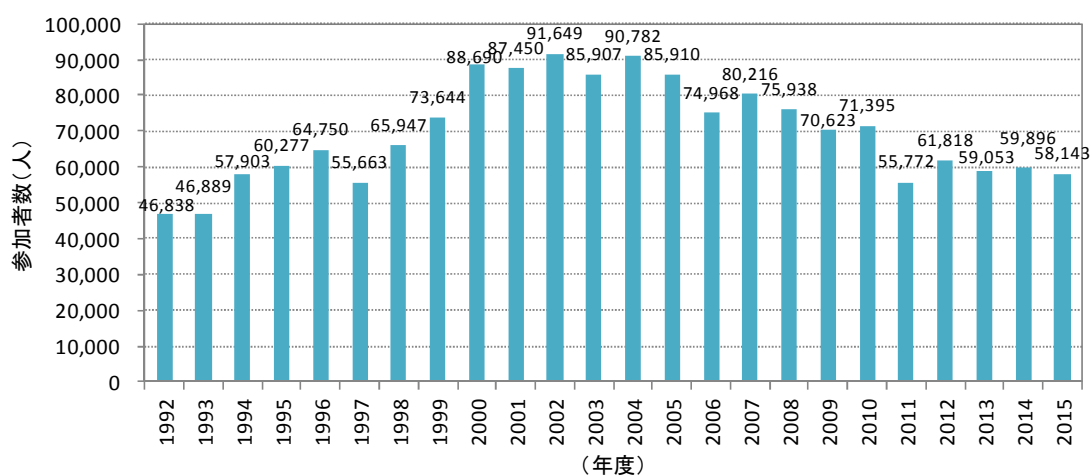
<指標の動向>

確保状況は緩やかな増加傾向にある。

4.4 主に参画に関する補助的指標

指標一覧
①全国水生生物調査の参加人数
②ホタレンジャーへの応募数

① 全国水生生物調査の参加人数



【出典】全国水生生物調査の結果（環境省、国土交通省）

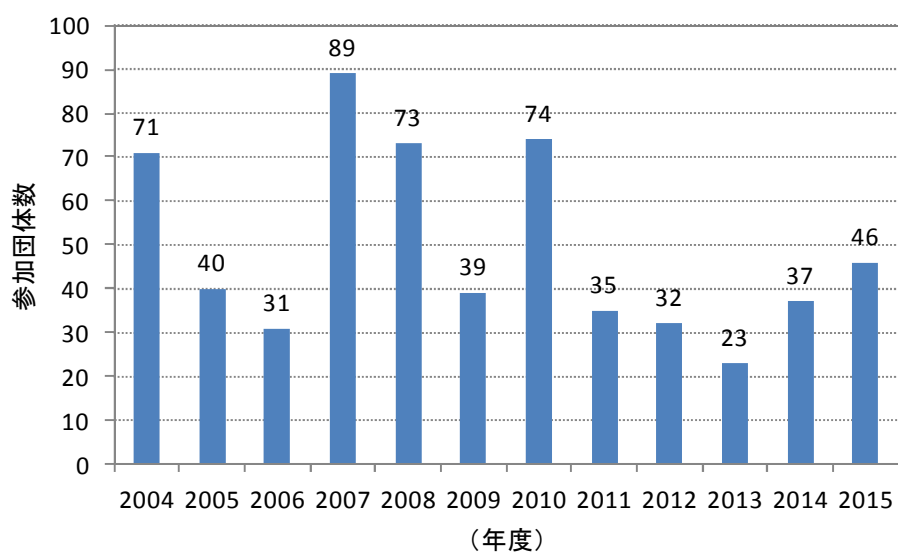
【注】「全国水生生物調査」とは、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省が、一般市民等の参加を得て実施するもの。河川に生息するサワガニ、カワゲラ類等の水生生物の同定、分類を行うことにより、地点ごとに、I（きれいな水）、II（ややきれいな水）、III（きたない水）、IV（とてもきたない水）の4階級で水質の状況の判定を行う。

<指標の動向>

2004年度頃より緩やかに減少している。

2011年度は、東日本大震災の影響による参加者の減少がみられた。

② ホタレンジャーへの応募数



【出典】 こどもホタレンジャーホームページ（環境省）

【注】「こどもホタレンジャー」とは、ホタルを守るための活動を通じ、特に次世代を担う子どもたちが、川や湖の生きものに触れ、これを自らの手で守ることのよろこびを感じ取ることを目的とした活動。毎年活動報告を募集し、環境大臣による表彰を行っている。

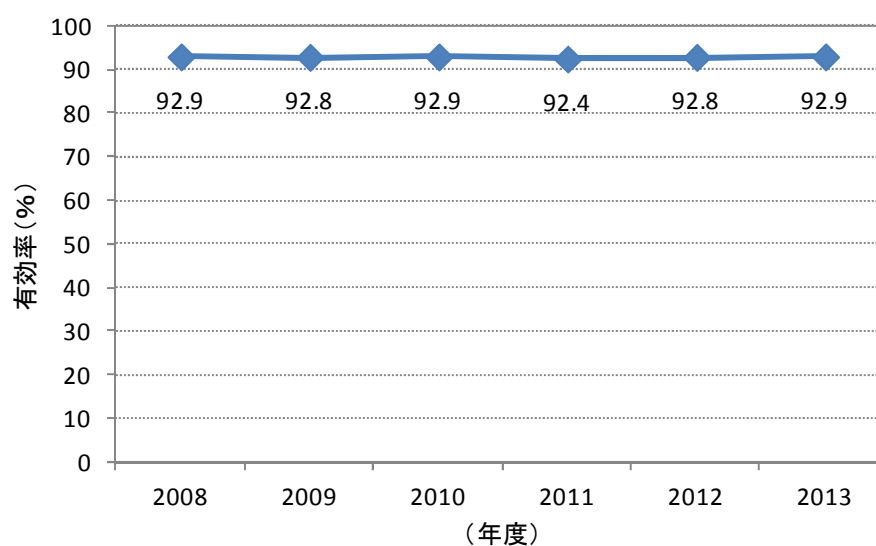
<指標の動向>

年度によって、参加団体数にばらつきがある。

4.5 新規追加分

指標一覧
①有効率（=年間有効水量／年間給水量）
②原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）
③水道普及率
④全国の地盤沈下地域の面積
⑤地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数

① 有効率（=年間有効水量／年間給水量）

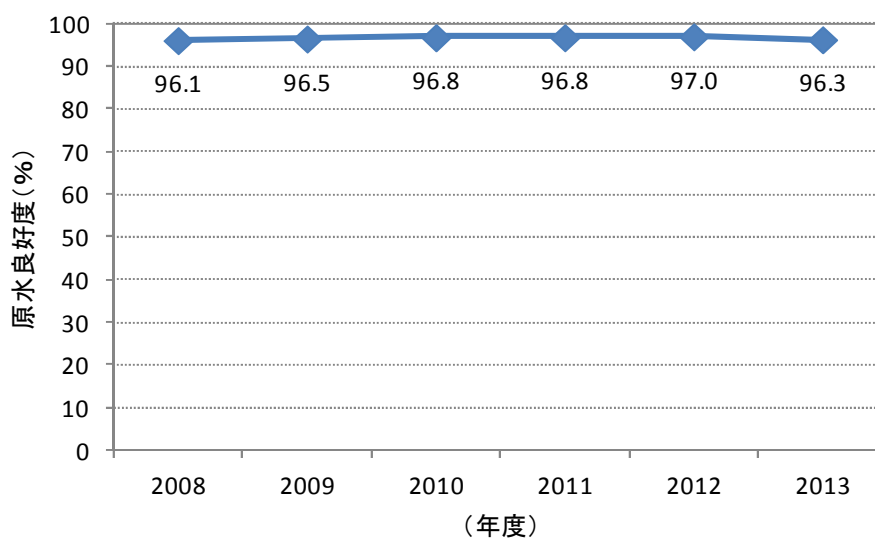


【出典】厚生労働省資料

< 指標の動向 >

有効率は約 93%であり、高い水準で推移している。

② 原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）

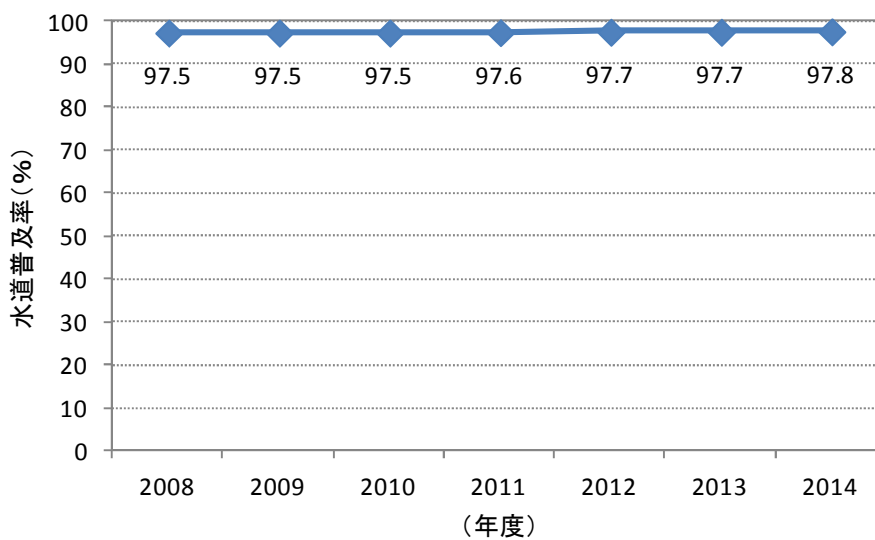


【出典】厚生労働省資料

<指標の動向>

原水良好度は96%以上であり、高い水準で推移している。

③ 水道普及率



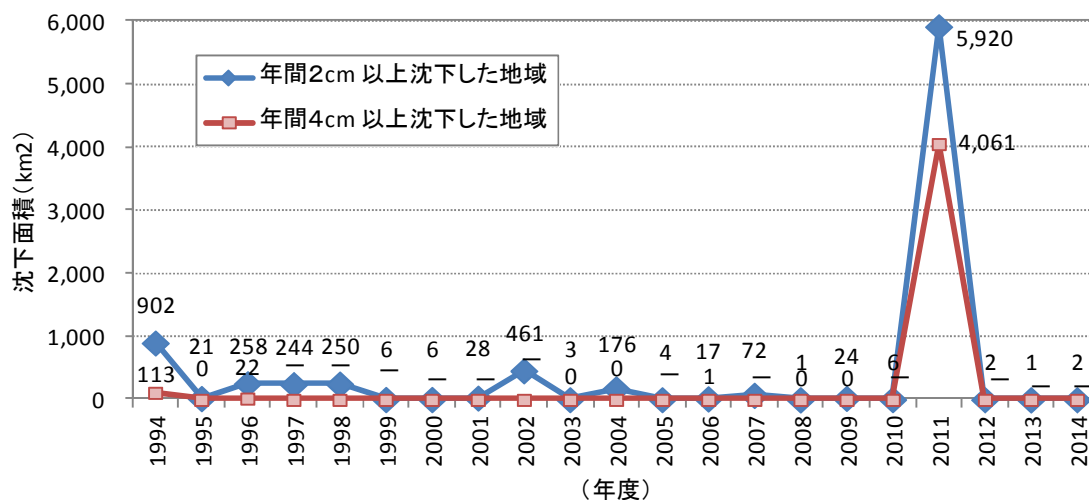
【出典】厚生労働省資料

【注】2014年度は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で福島県の一部市町村を除く形での普及率となっている。

<指標の動向>

水道普及率は97.8%であり、高い水準で推移している。

④ 全国の地盤沈下地域の面積



【出典】 全国の地盤沈下地域の概況（環境省）

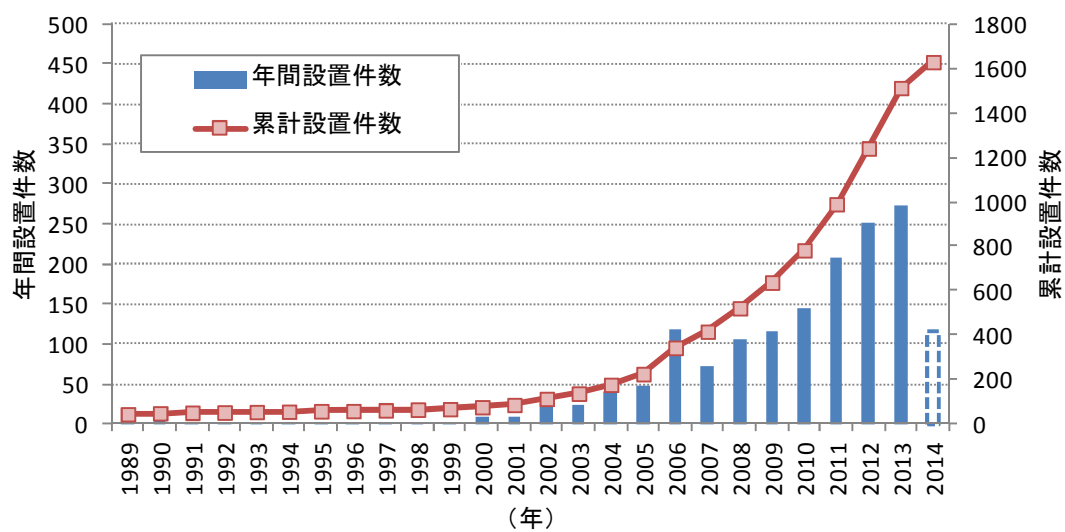
【注】

- 1) 面積は四捨五入し1 km²単位で表示しており、「0」は0.5 km²未満の面積。「-」は当該沈下量に該当する地域数、面積に該当する数値がないことを示している。
- 2) 面積を測定していない地域がある。複数年分の沈下量から年平均を求めた数値も含む。

<指標の動向>

2011年度に地盤沈下地域数及び面積が大きく増加したが、これは東北地方太平洋沖地震による影響と考えられる。

⑤ 地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数



【出典】環境省資料

【注】2014年のデータは1月～3月までの値である。

<指標の動向>

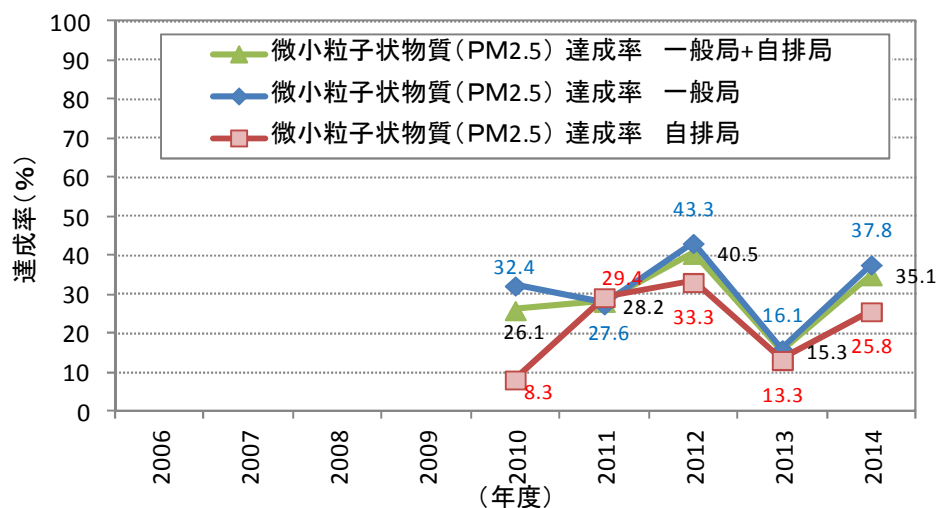
年間設置件数は増加傾向にある。

5.大気環境保全に関する取組

指標一覧	
①大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）	
②有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率	
③幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況	
④新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況	
⑤騒音の一般地域における環境基準の達成状況	
⑥省エネルギー機器、住宅・建築物、 低公害車等の普及率	⑥-1.省エネ機器
	⑥-2.住宅・建築物
	⑥-3.新車販売に占める次世代車の割合
⑦都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	
⑧都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	

① 大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）

・微小粒子状物質（PM2.5）

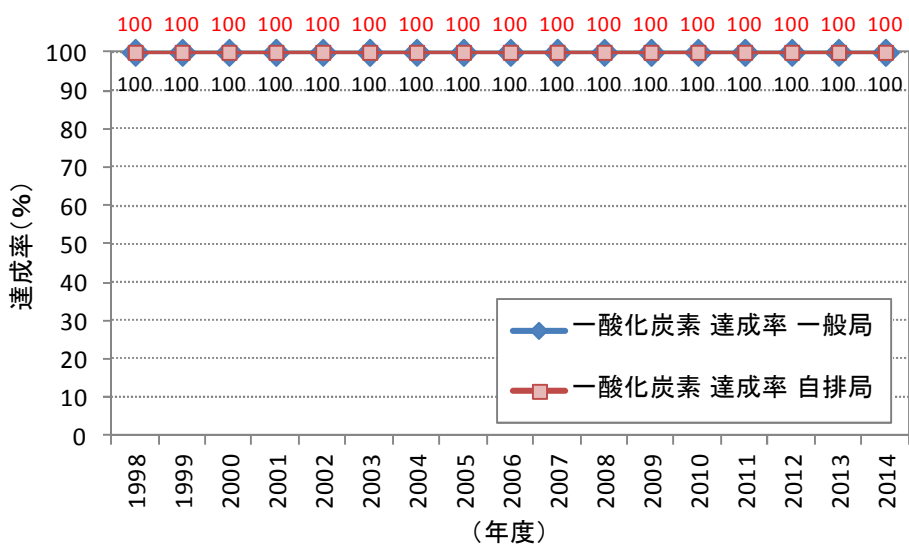


【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】

- 1) 測定局数は年度によって異なる。
- 2) 微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準は、2009年に告示され、2010年度の測定分より、大気汚染状況報告書に掲載されることとなった。

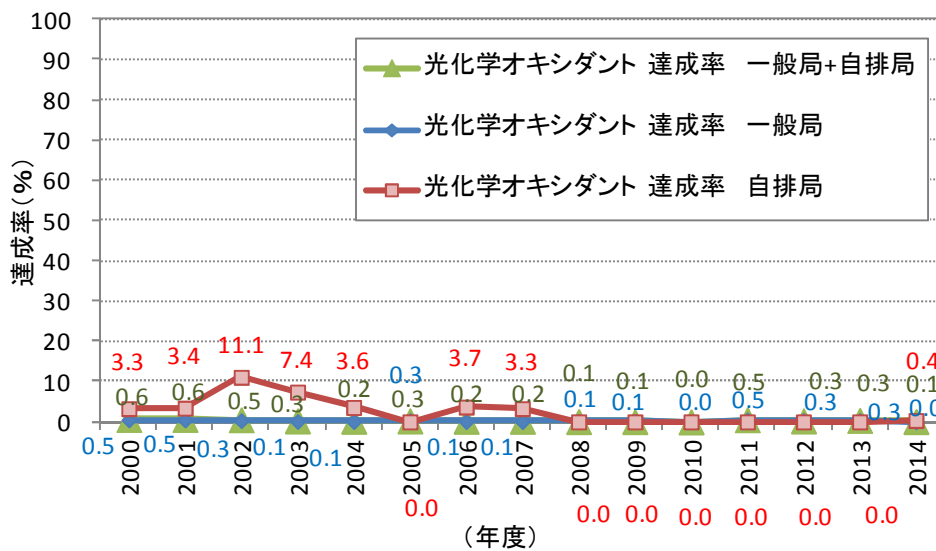
・一酸化炭素 (CO)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

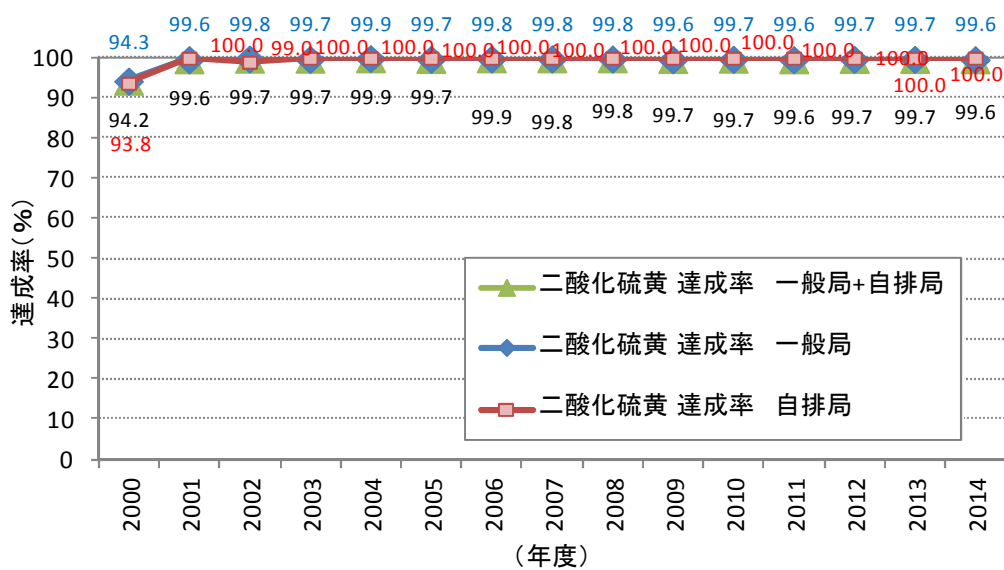
・光化学オキシダント (Ox)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

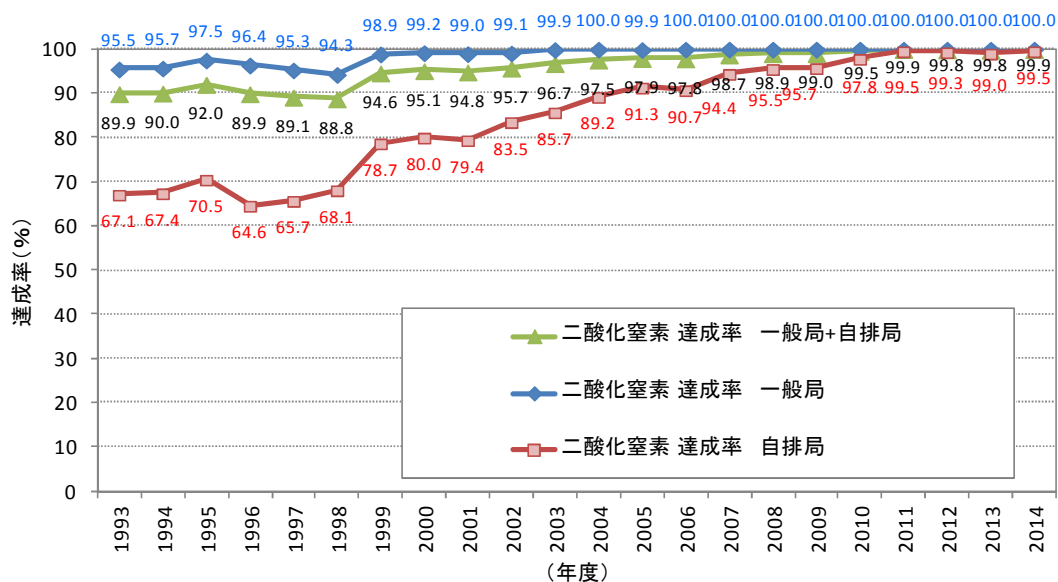
・二酸化硫黄 (SO₂)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

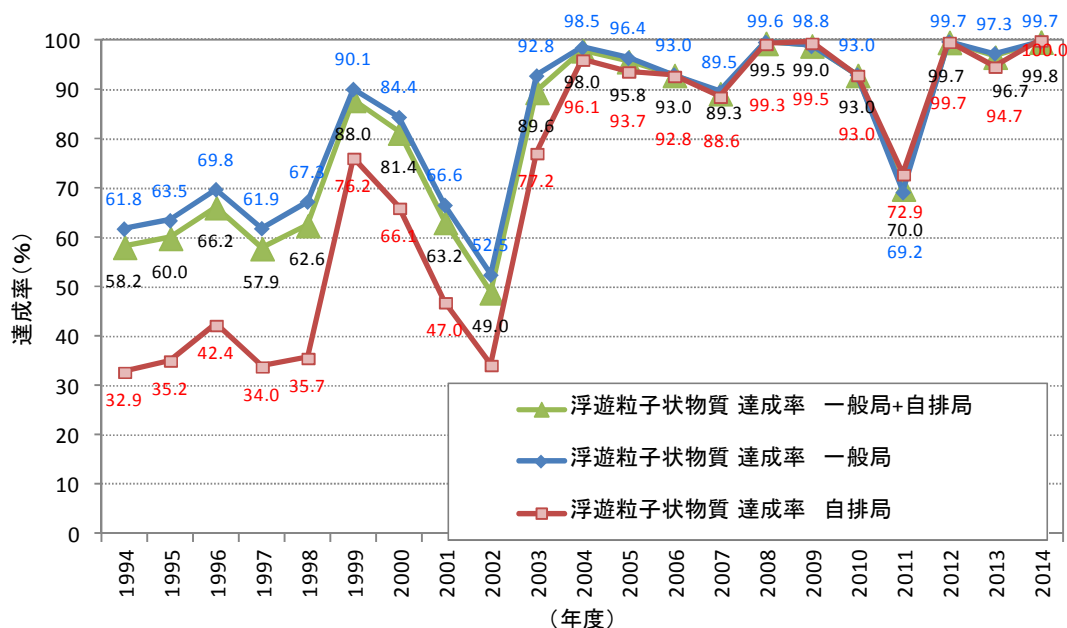
・二酸化窒素 (NO₂)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

・浮遊粒子状物質（SPM）



【出典】 大気汚染状況について（環境省）

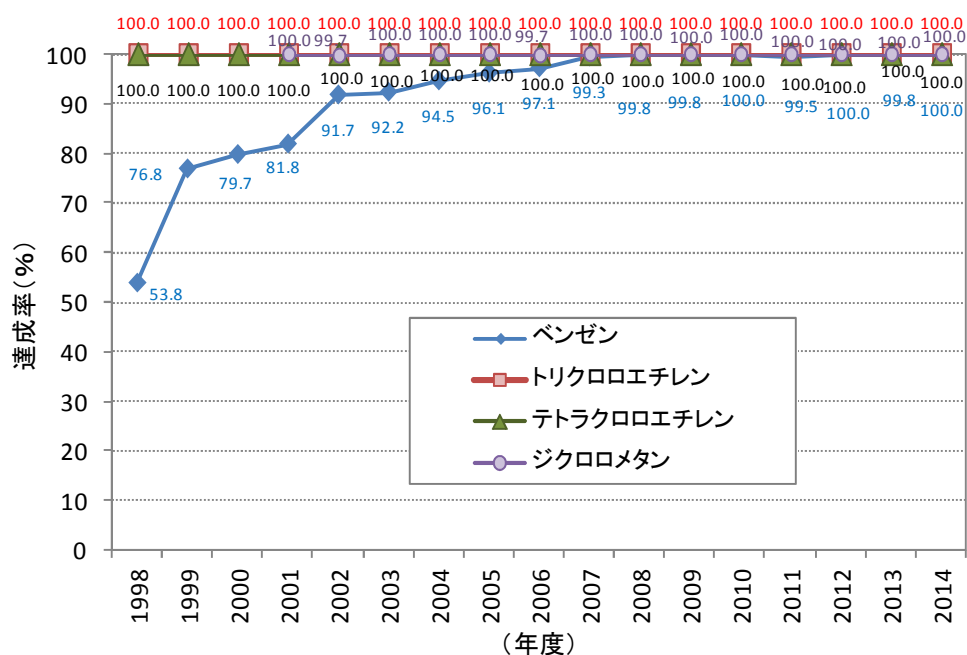
【注】 測定局数は年度によって異なる。

<指標の動向>

- ・微小粒子状物質（PM2.5）：2014年度の環境基準達成率は、一般局は、37.8%、自排局で25.8%となり2013年度から上昇した。
- ・一酸化炭素（CO）：全ての測定局において環境基準を100%達成しており、良好な状況が続いている。
- ・光化学オキシダント（Ox）：一般局は約0%で推移しており、また自排局も2008年度以降は低い水準となっている。
- ・二酸化硫黄（SO₂）：2014年度は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・二酸化窒素（NO₂）：2014年度は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）：2004年度以降、一般局、自排局共に、環境基準達成率は概ね90%台で推移していたが、2011年度は70%程度まで低下した。2012年度以降は環境基準をほぼ100%達成している。また、2011年度の環境基準達成率が低下した原因は、2011年5月上旬の黄砂により、西日本を中心とする測定局のSPM濃度が上昇したことが考えられる。

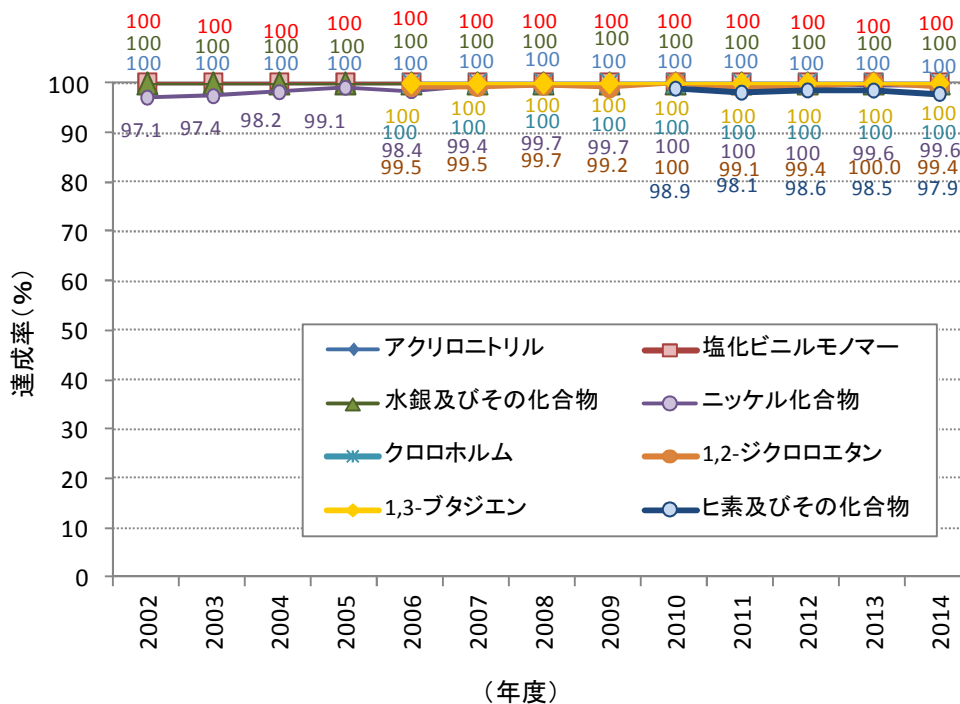
② 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率

・環境基準設定物質



【出典】 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

・指針値設定物質



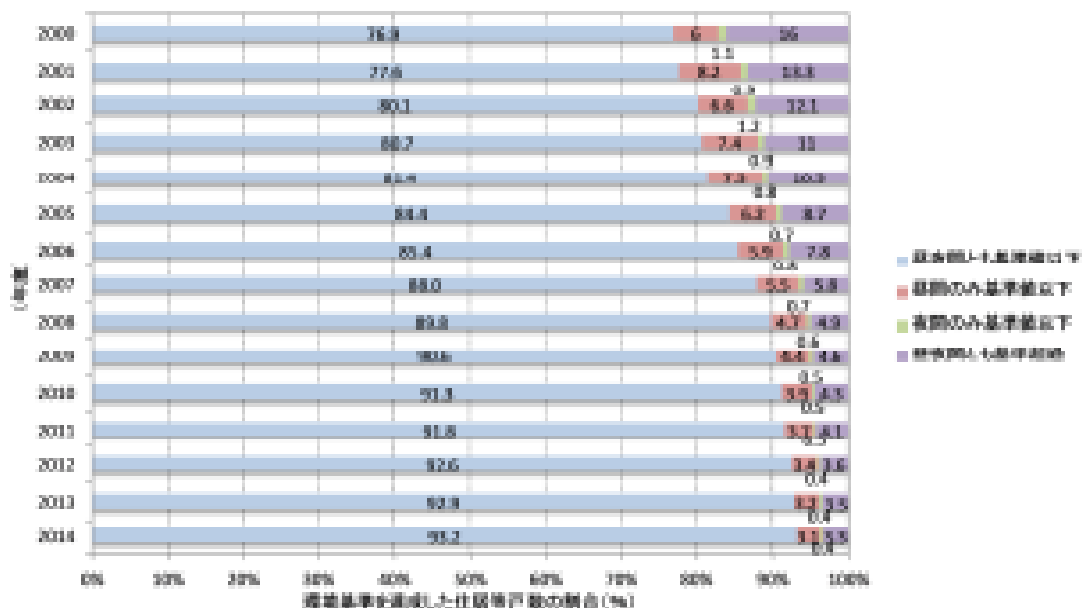
【出典】 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

【注】クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、2006年11月に、ヒ素及びその化合物については、2010年10月に指針値が設定されており、指針値設定以前の指針値達成状況は示していない。

<指標の動向>

ほとんどの項目が環境基準、指針値を達成している。

③ 幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】自動車交通騒音の状況について（環境省）

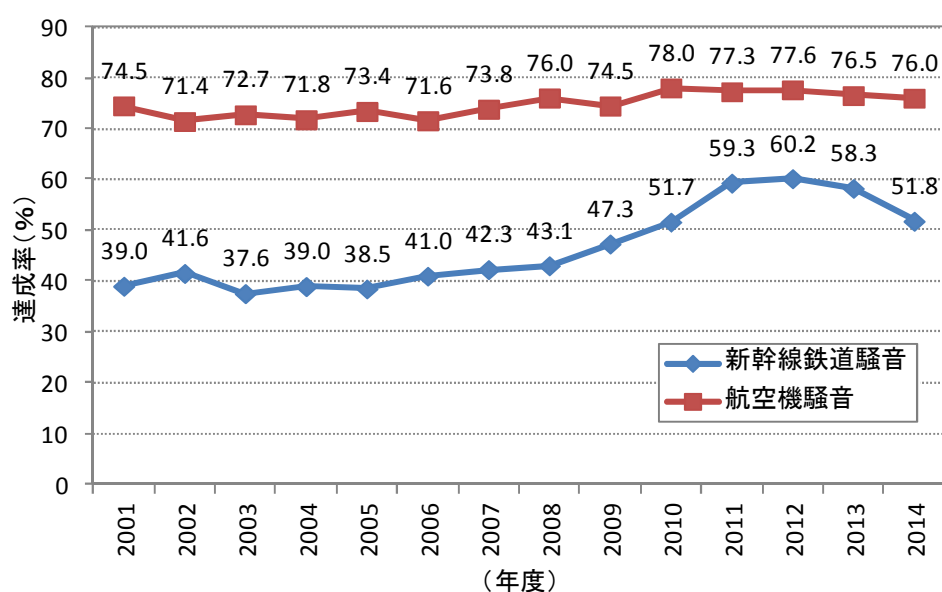
【注】

- 1) 2000年度より、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視として、都道府県等より報告が開始された。
- 2) 幹線道路に面する道路端の両側から50mの地域に存在する住居等を評価対象としている。
- 3) 各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がある。
- 4) 端数処理の関係で、合計値が合わないことがある。

<指標の動向>

昼夜間とも環境基準を達成している住居戸数は、緩やかな増加傾向にある。

④ 新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】環境白書・新幹線騒音に係る環境基準達成率、航空機騒音に係る環境基準達成率（環境省）

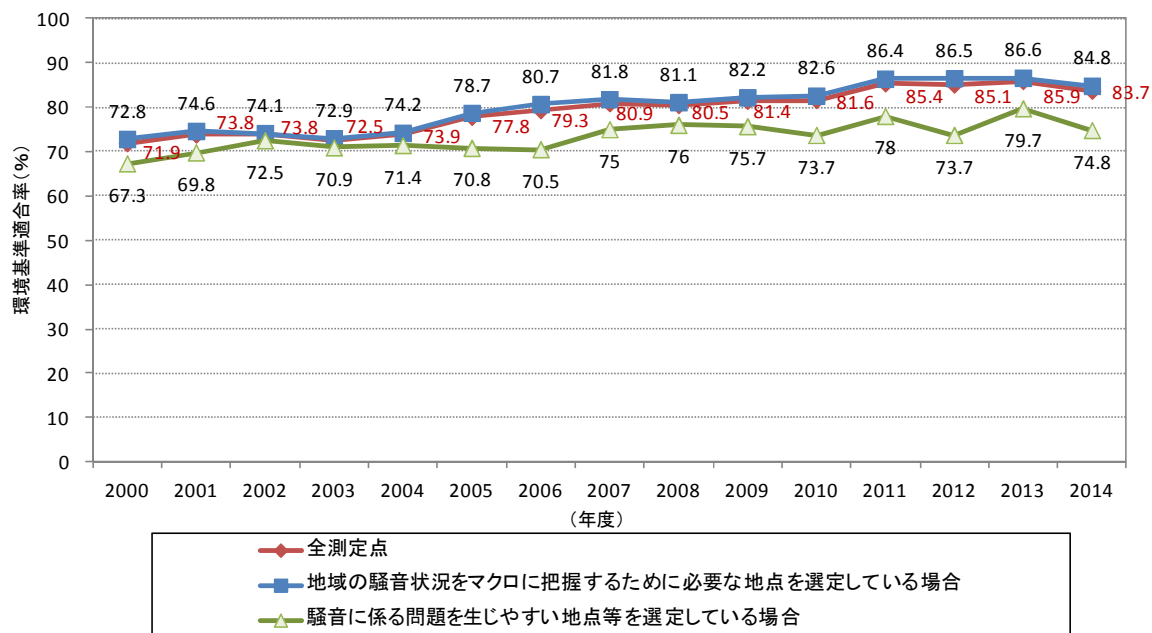
【注】

- 1) 新幹線騒音については、各年で測定地点は同一でない場合があることを考慮する必要がある。
- 2) 新幹線騒音については、「75 デシベル対策（※）」区間では、当面の対策として 75 デシベル以下を達成することとしているため、対策完了後も環境基準を超える場合がある。
 （※）昭和 60 年度より環境基準の達成に向けた対策として、東海道・山陽・東北・上越新幹線鉄道の沿線の住宅密集地域等であって、75 デシベルを超える地域における騒音レベルを 75 デシベル以下とするため、関係行政機関及び関係事業者において、いわゆる「75 デシベル対策」を推進している。
- 3) 航空機騒音については、2013 年度より環境基準が WECPNL から Lden に変更されていることを考慮する必要がある。

<指標の動向>

- ・新幹線騒音に係る環境基準達成率：達成率は概ね横ばいで推移していたが、近年改善傾向にあったが、2013 年度以降は前年度を下回っている。
- ・航空機騒音に係る環境基準達成率：達成率は 70～80%程度で概ね横ばいに推移している。

⑤ 騒音の一般地域における環境基準の達成状況



【出典】騒音規制法施行状況調査（環境省）

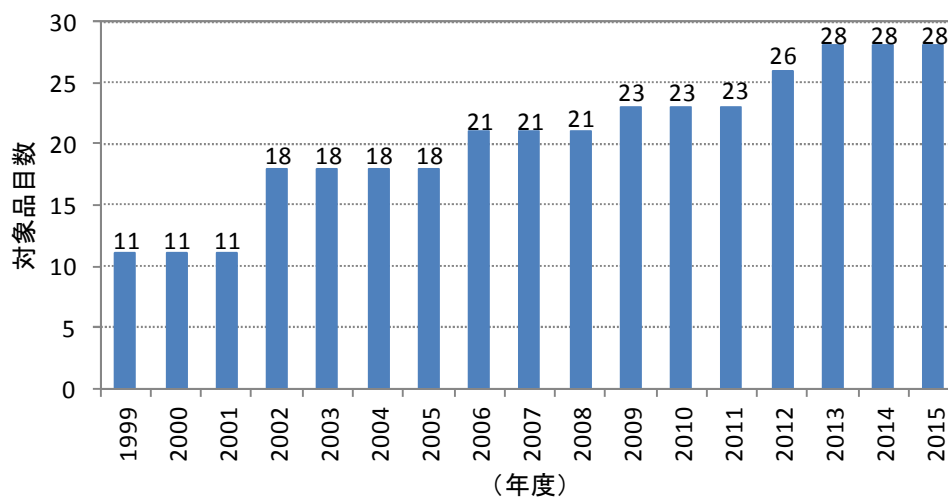
【注】環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

<指標の動向>

環境基準の適合率は緩やかな増加傾向にあったが、2013年度から2014年度にかけてはやや減少している。

⑥ 省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率

⑥-1.省エネ機器

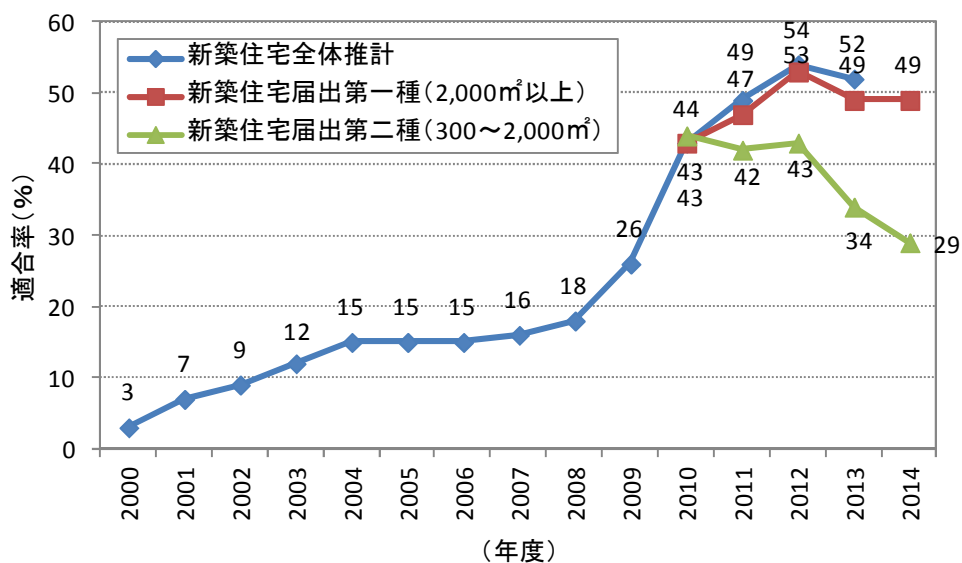


【出典】 エネルギーを消費する機械器具の省エネについて 対象機器の追加の状況（資源エネルギー庁）、資源エネルギー庁資料

【注】 特定熱損失防止建築材料は含まないものとする。

⑥-2.住宅・建築物

・住宅

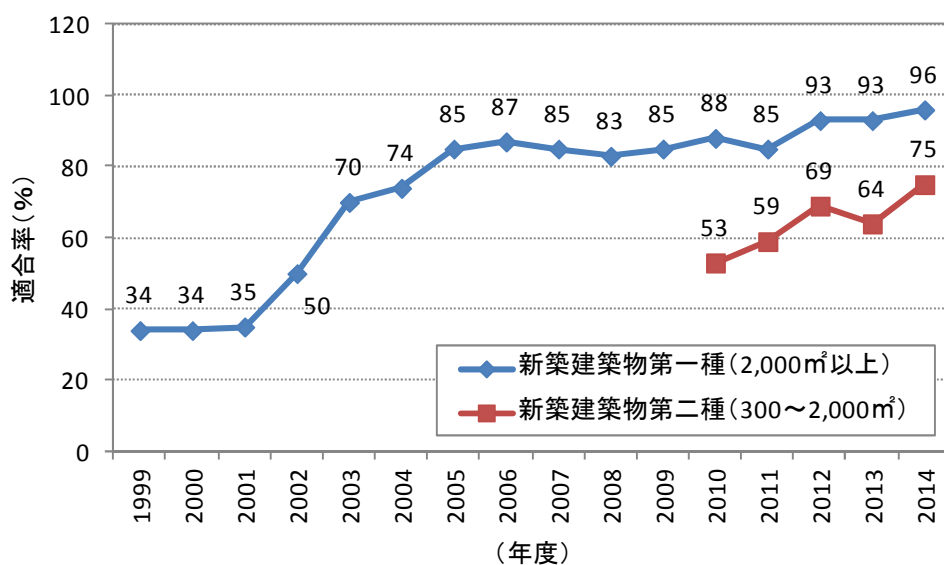


【出典】国土交通省資料

【注】

- 1) 2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大している。
- 2) 全体推計は住宅の断熱水準別戸数分布調査による推計値（戸数の割合）である。
- 3) 第1種、第2種は当該年度に届出された建築物のうち、省エネ判断基準（平成11年基準）に適合している建築物の床面積の割合である。
- 4) 2014年度の全体推計の値は未公表である。

・建築物

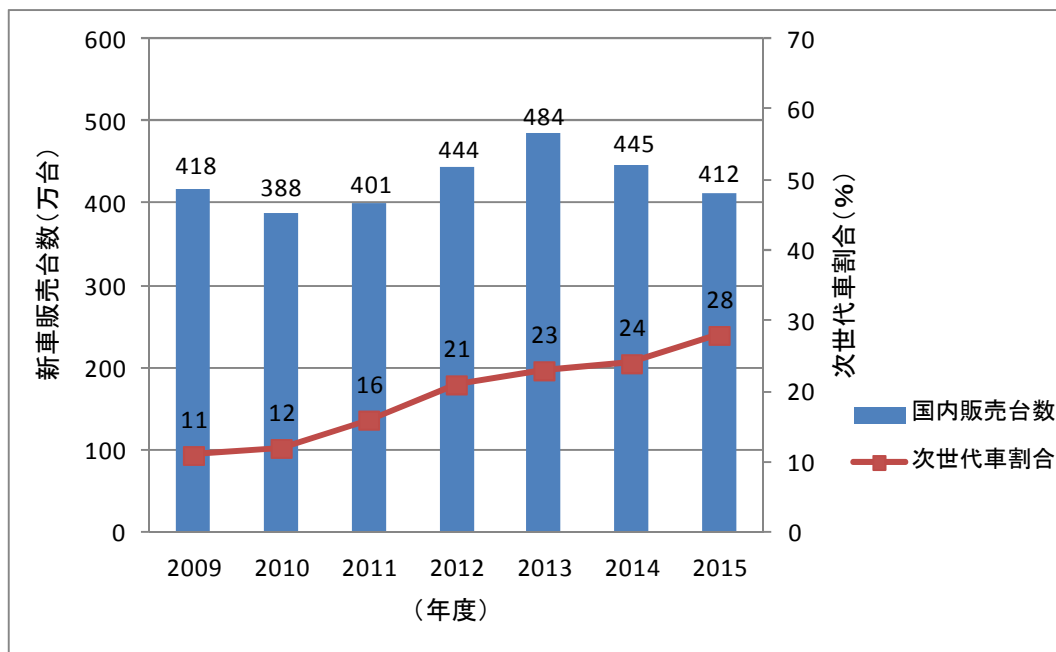


【出典】国土交通省資料

【注】

- 1) 2010年4月より省エネ措置の届出対象を拡大している。
- 2) 当該年度に建築確認された建築物のうち、省エネ判断基準（1999～2013年度は平成11年基準、2014年度は平成25年基準）に適合している建築物の床面積の割合である。

⑥-3.新車販売に占める次世代車の割合



【出典】 経済産業省資料より環境省作成

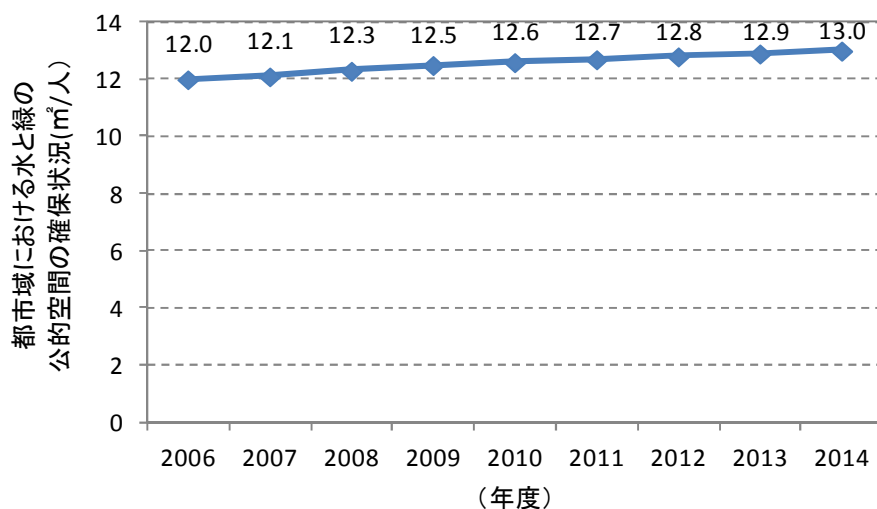
【注】

- 1) 国内販売台数は、乗用車（普通＋小型＋軽四輪）の販売台数
- 2) 次世代車は、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の合計

<指標の動向>

- ・省エネ機器の対象品目数は、増加傾向にある。
- ・新築住宅の省エネ判断基準の適合率は、増加傾向にある。
- ・新築建築物の省エネ判断基準の適合率は、2000年度から2005年度にかけて大幅に増加し、その後は緩やかな増加傾向にある。
- ・新車販売に占める次世代自動車の割合は増加傾向にある。

⑦ 都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

【注】都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

<指標の動向>

確保状況は緩やかな増加傾向にある。

⑧ 都市域における年間の 30℃超高温時間数・熱帯夜日数

・北海道地方

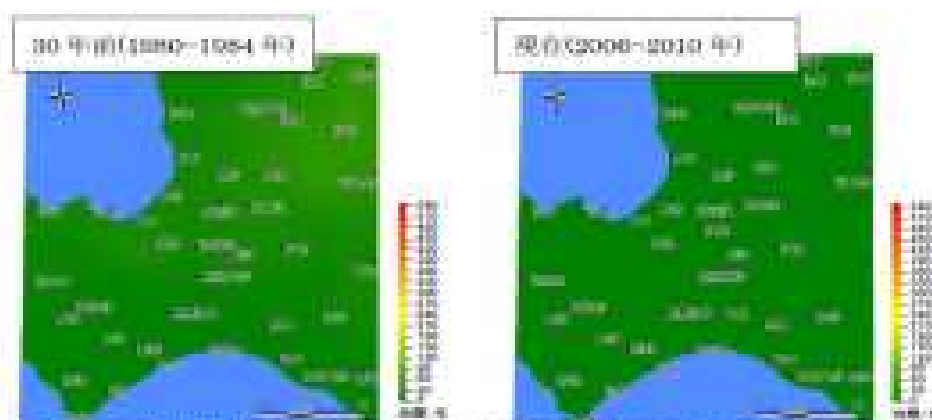


図1.11 北海道地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2000～2010年）

・東北地方

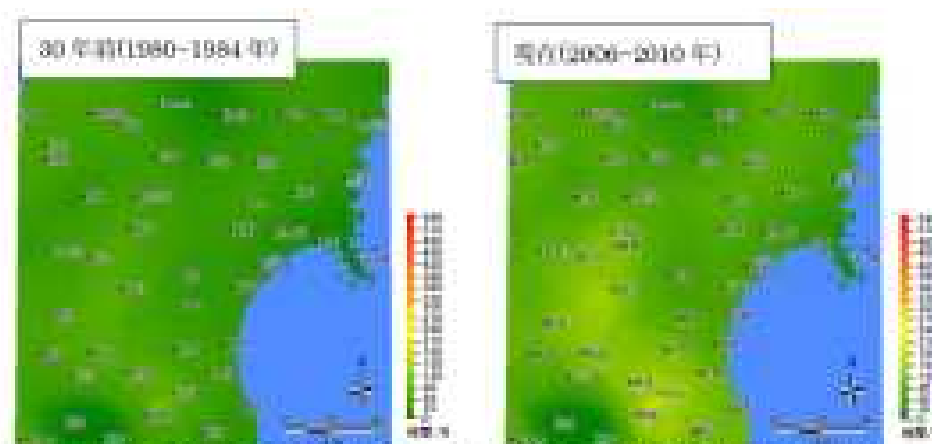


図1.12 東北地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2000～2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

・関東地方

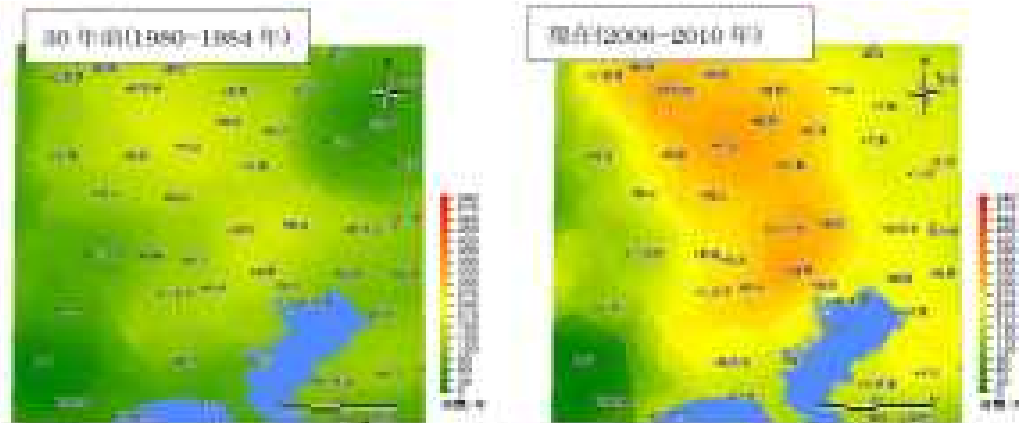


図 1.13 関東地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

・中部地方

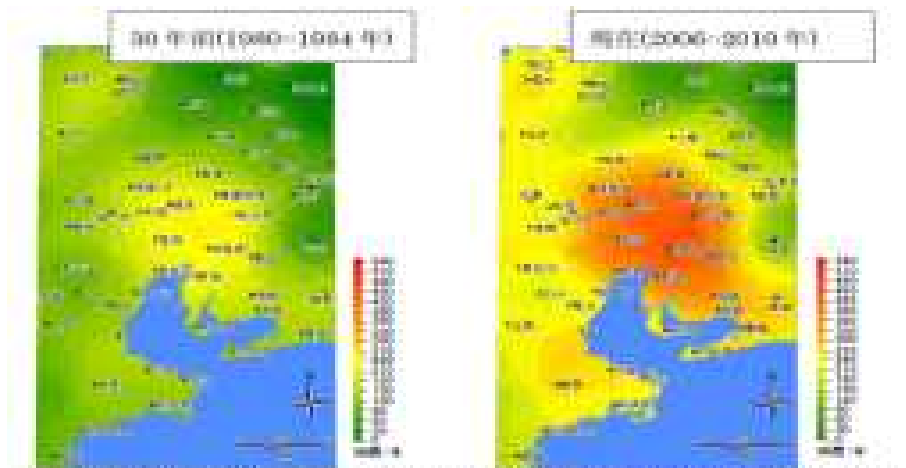


図 1.14 中部地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

・近畿地方

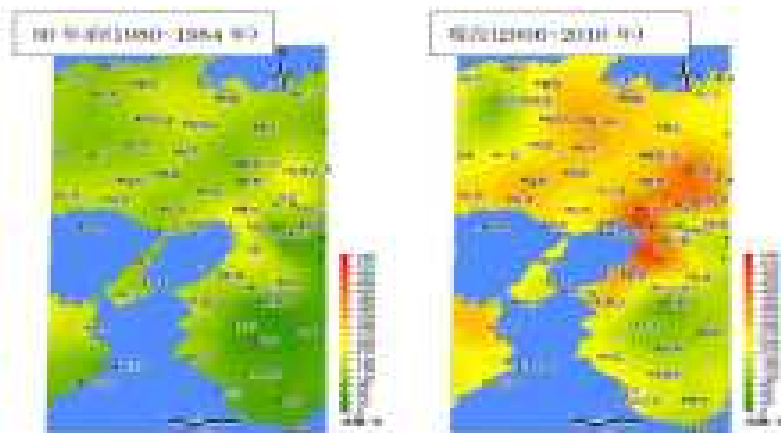


図 1.15 近畿地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

・ 四国、中国地方

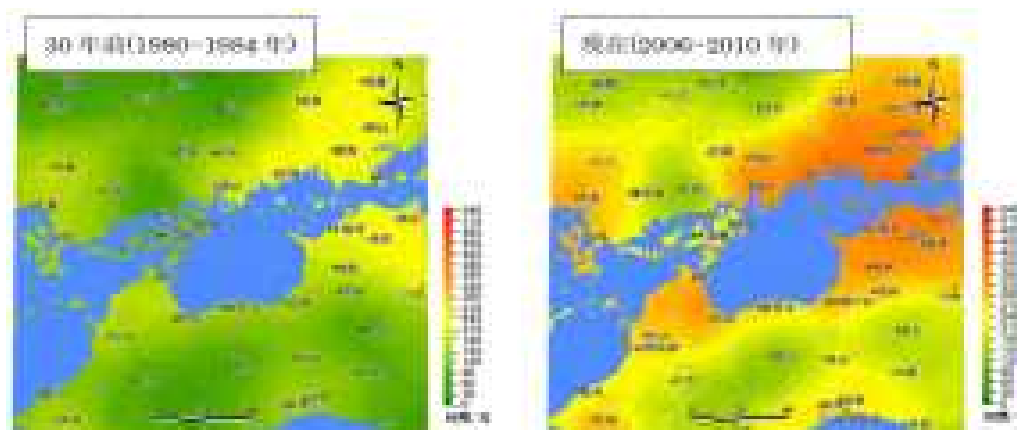


図 1.16 四国・中国地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

・ 九州地方

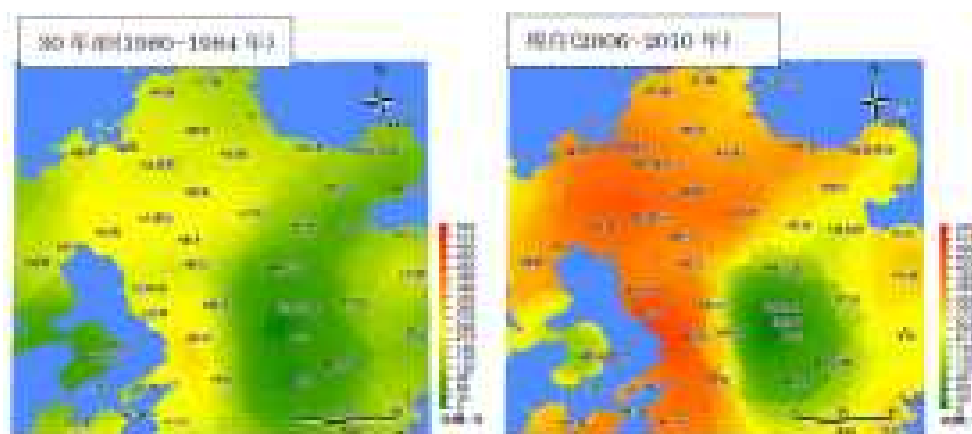


図 1.17 九州地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

< 指標の動向 >

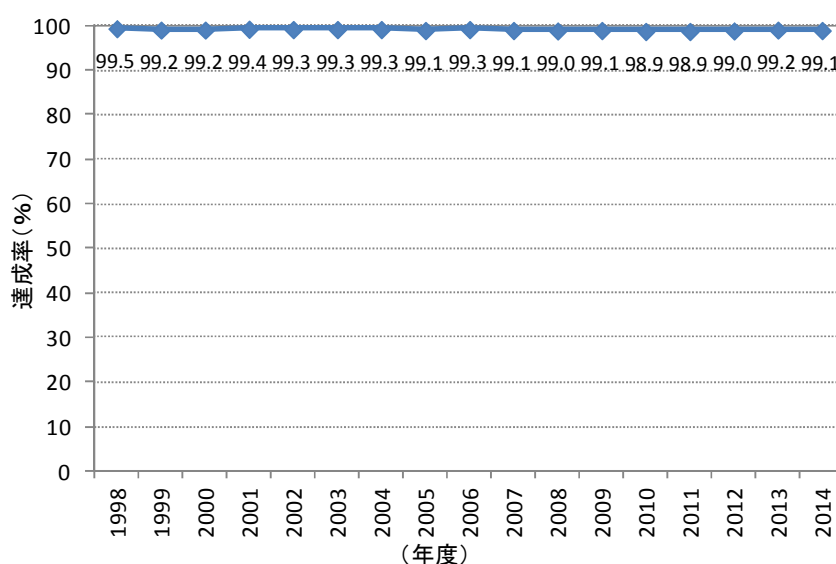
- ・ 30年前と現在の 30℃以上時間数の分布を比較すると、東北、関東、中部、近畿、四国・中国、九州地方で 30℃以上時間数が増加し、高温の領域が拡大している。
- ・ 都心部の高温域も拡大しているが、郊外やそれ以外でも拡大している地域がある。

6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

指標一覧	
①環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】	①-1. 公共用水域全体の健康項目達成率
	①-2. 地下水の環境基準超過率（全体）
	①-3. 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率
②各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数、PCB類（総量）の検出状況（水質））（代表指標）	
③POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向	
④PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）	
⑤化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）	

① 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】

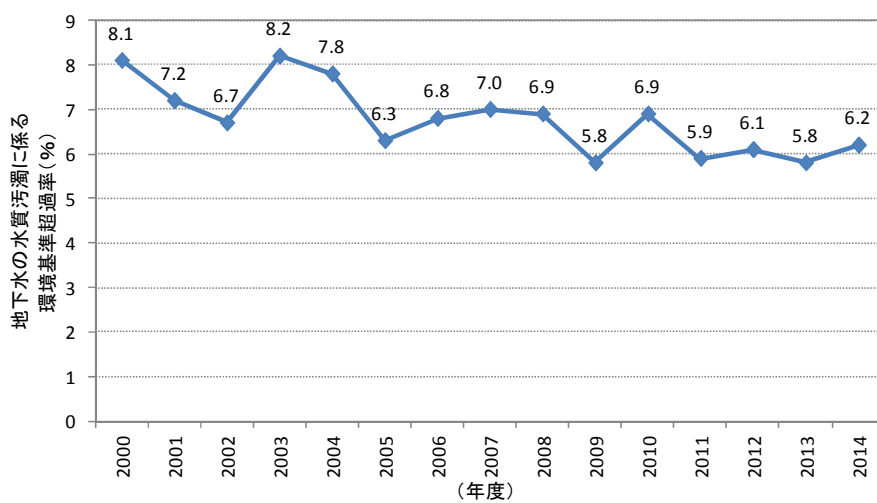
①-1. 公共用水域全体の健康項目達成率



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】1999年度より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふっ素並びにほう素、2009年度より1,4-ジオキサンの項目が追加された。

①-2. 地下水の環境基準超過率（全体）

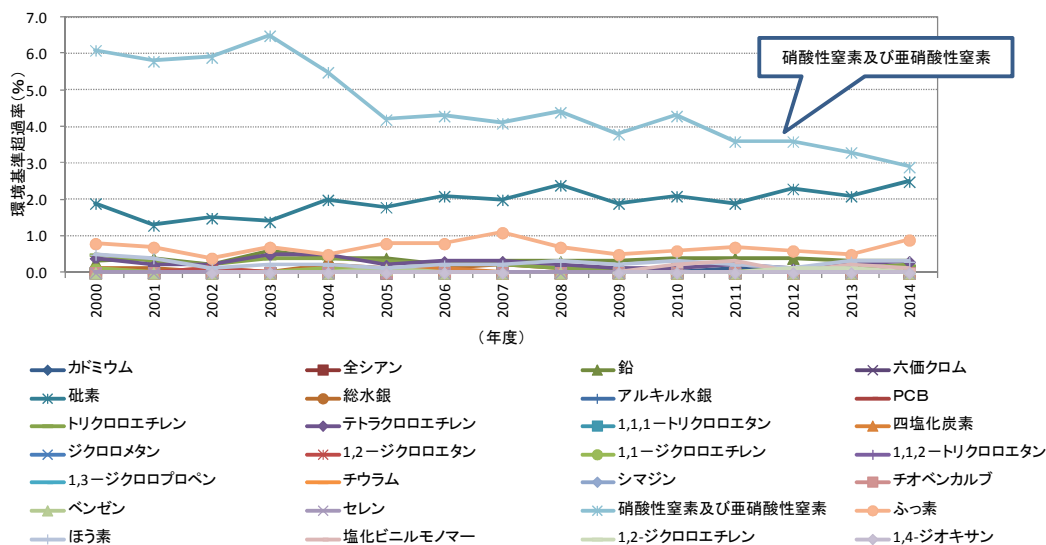


【出典】地下水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、概況調査の全調査井戸数のうち、いずれかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

(参考) 地下水の環境基準超過率 (内訳)



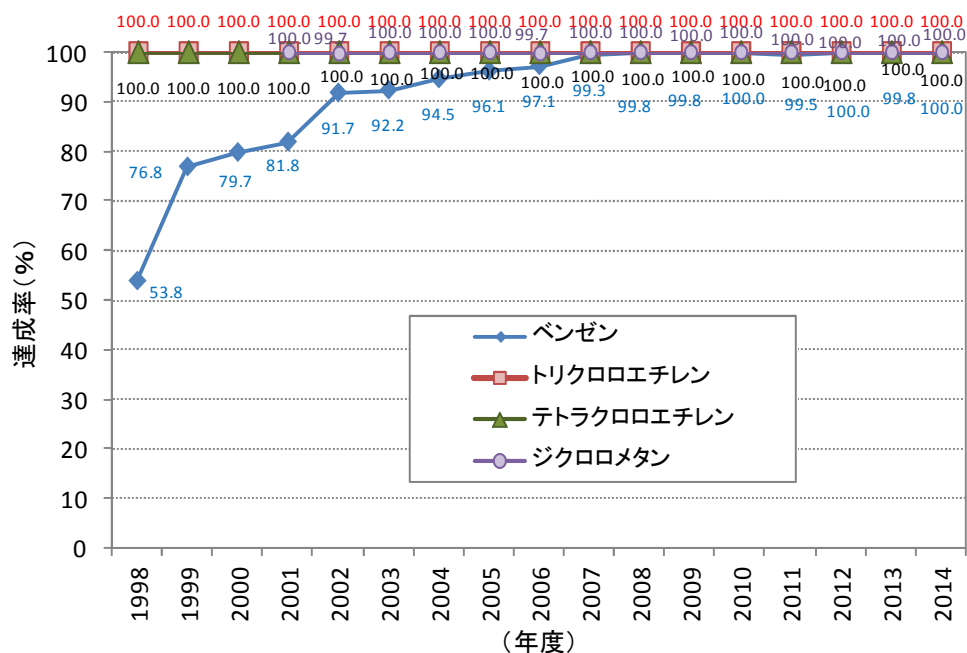
【出典】 地下水質測定結果 (環境省)

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、調査数に対する超過数 (測定当時の基準を超過した井戸の数) の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、2009年11月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

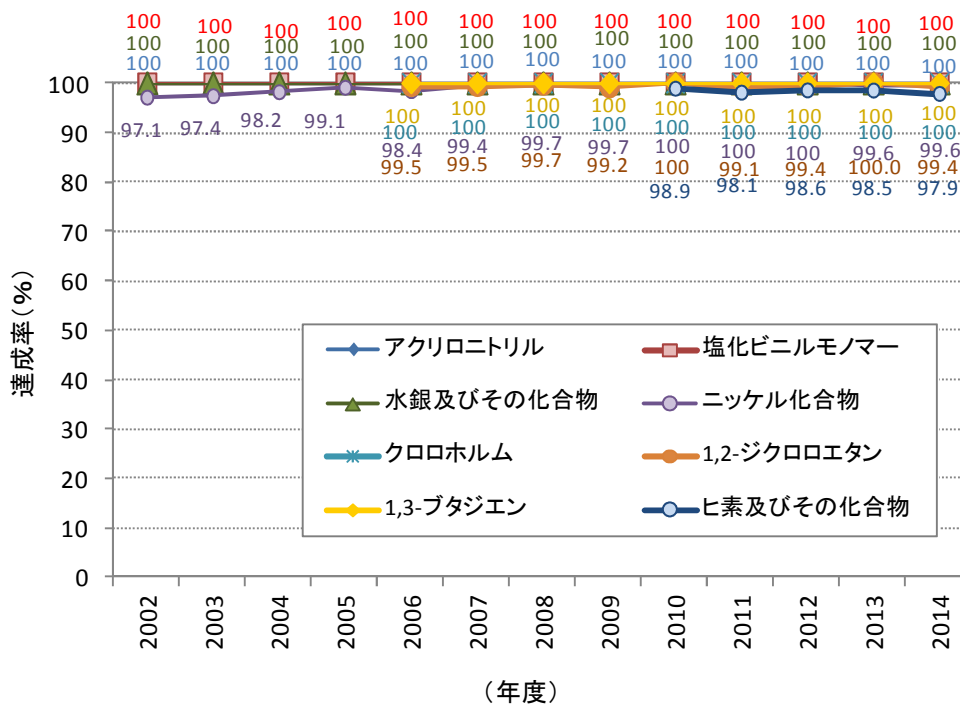
①-3. 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率

・環境基準設定物質



【出典】 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

・指針値設定物質



【出典】 有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

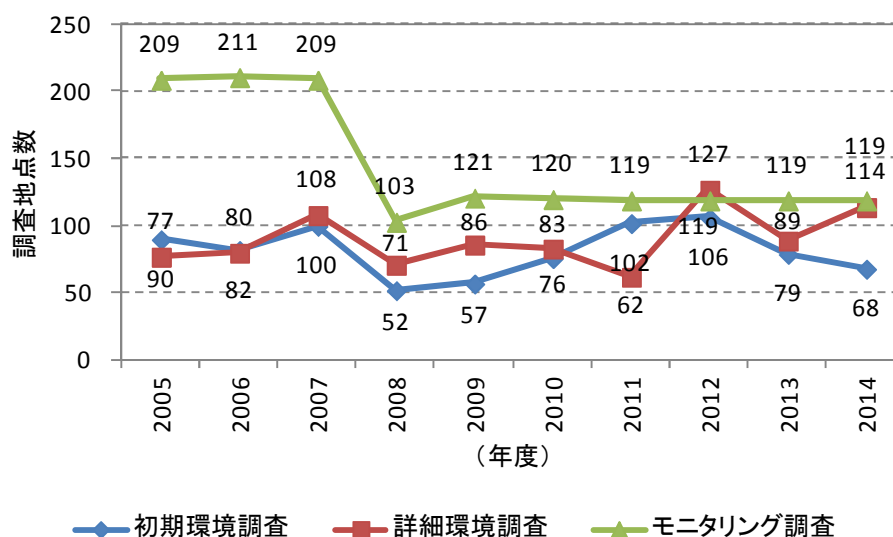
【注】クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、2006年11月に、ヒ素及びその化合物については、2010年10月に指針値が設定されており、指針値設定以前の指針値達成状況は示していない。

<指標の動向>

ほとんどの項目が環境基準、指針値を達成している。

② 各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代表指標）

・調査地点数

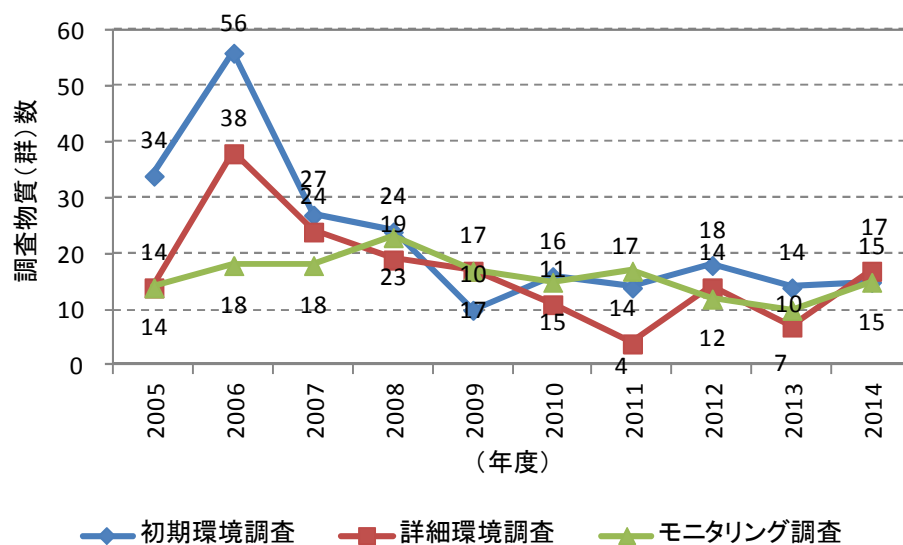


【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

【注】

- 1) 詳細環境調査、モニタリング調査の調査地点数については、生物種数を含んでいる。
- 2) 調査地点数については、2007年度までは、各媒体の調査を行った地点数の単純合計値（のべ地点数）。2008年度以降は、複数の媒体を採取した地点を1地点とした地点数の合計値。

・調査物質(群)数



【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

・調査媒体数：水質・底質・大気・生物の4種類

【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

<指標の動向>

調査地点数及び調査物質数は、2008年度以降各調査で概ね等しい値をとっている。

③ POPs 等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向

・継続的に調査を実施している物質の濃度の経年変化

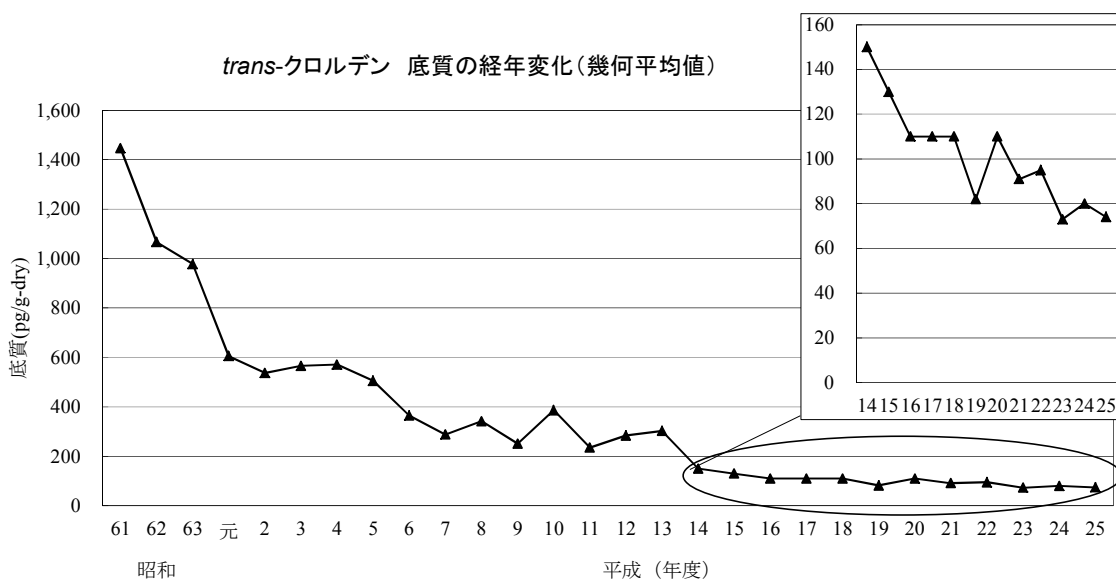
平成 26 年度にモニタリング調査を行った 15 物質群のうち、継続的に調査を実施している 8 物質群（総 PCB、HCB、アルドリン[※]、ディルドリン[※]、エンドリン[※]、DDT 類[※]、ヘプタクロル類[※]、HCH 類）、4 媒体（水質、底質、大気、生物）について、平成 14～26 年度における経年分析により、減少傾向が統計的に有意に判定されたものは以下のとおり。その他については、濃度レベルは概ね横ばいで、増加傾向が統計的に有意に判定されたものはない。

※ アルドリンは 2 媒体（生物、大気）、ディルドリン、エンドリンは底質を除く

3 媒体、DDT 類及びヘプタクロル類は 2 媒体（水質、底質）で調査を実施

- 水質：総 PCB、HCB、 DDT 類の一部、HCH 類の一部
- 底質：総 PCB
- 大気：総 PCB
- 生物（貝類）： HCH 類の一部
（魚類）：リンデン（ γ -HCH）

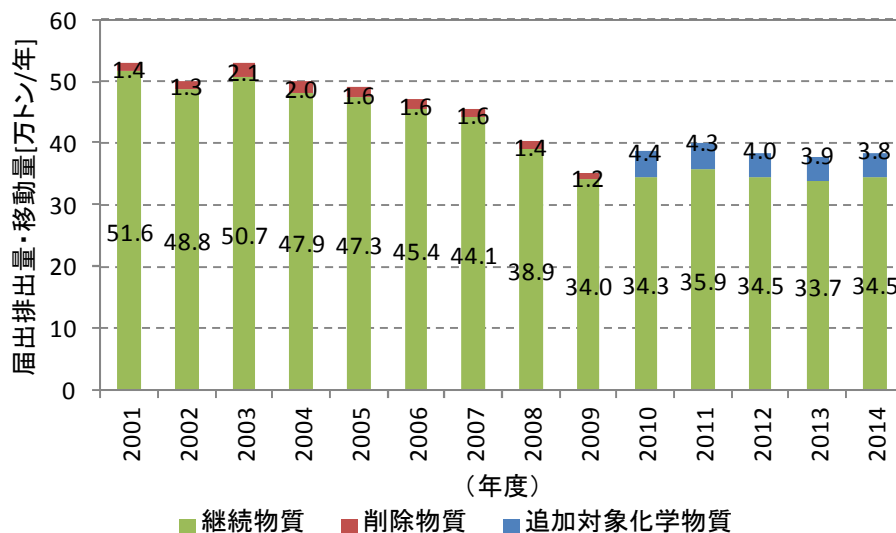
【漸減傾向が統計的に有意に判定された例】



【出典】環境省資料

④ PRTR 制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）

・届出排出量・移動量の経年変化



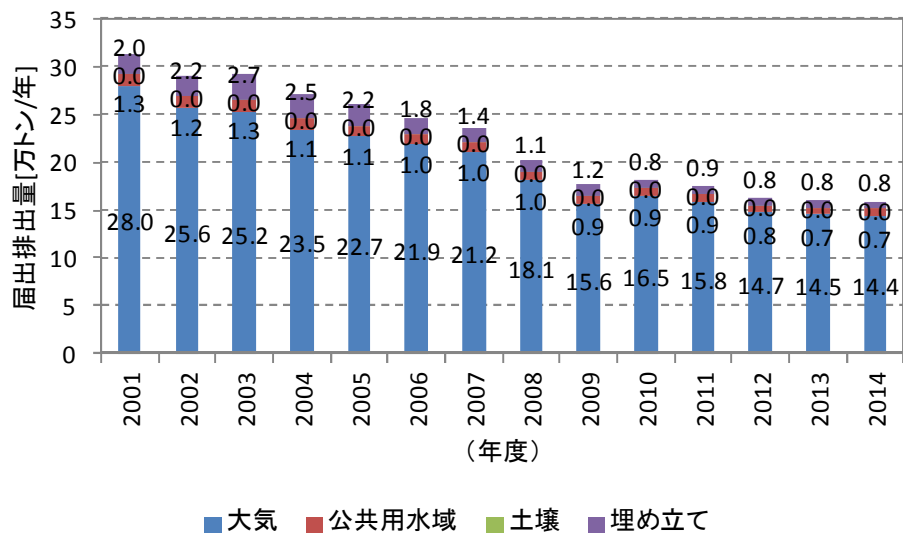
【出典】環境省資料、経済産業省資料

【注】

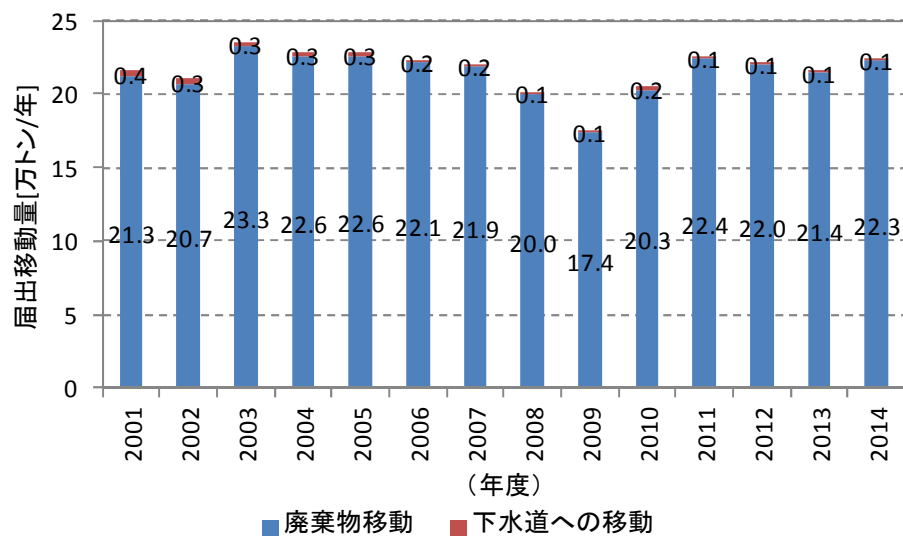
- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者（2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象）による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。（2010 年度把握分から対象）
- 3) 2012 年度データの公表より、名称を「新規対象化学物質」から「追加対象化学物質」に変更。

(参考) 届出排出量・移動量の内訳

・届出排出量



・届出移動量



【出典 (排出量・移動量)】 環境省資料、経済産業省資料

【注】

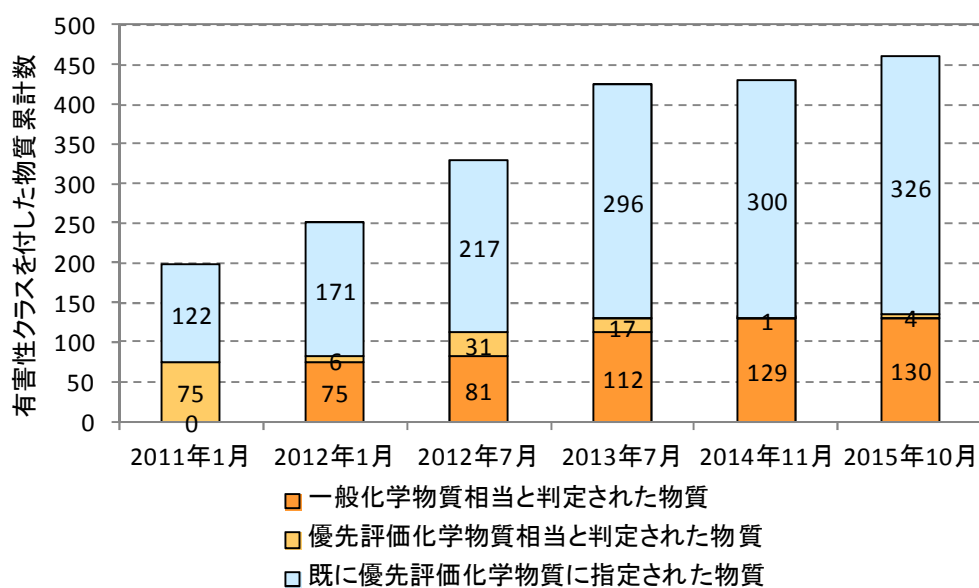
- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者 (2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象) による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。(2010 年度把握分から対象)

<指標の動向>

化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（継続物質）の総届出排出量・移動量は2010年度以降は概ね横ばいに推移している。

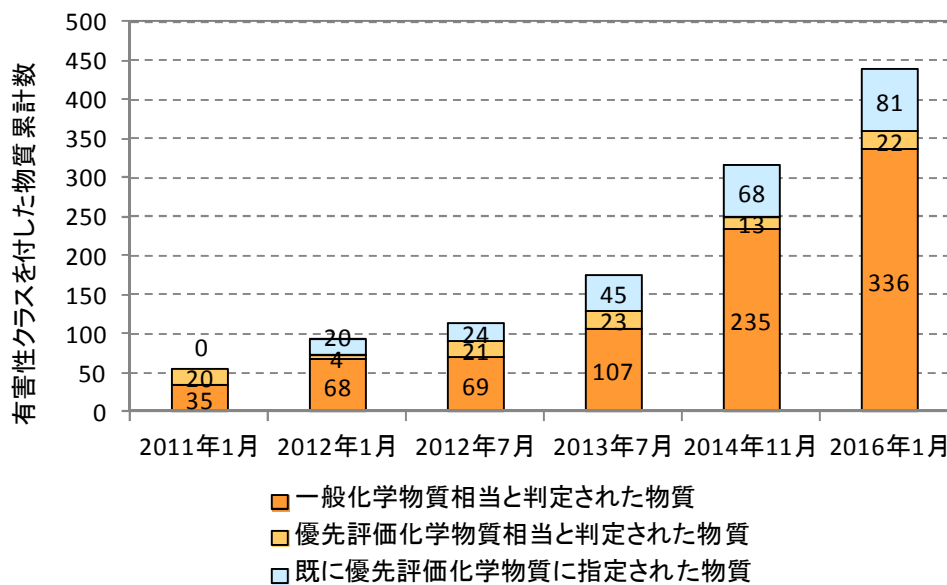
⑤ 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）

- ・化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価における有害性クラスの審議物質数実績（人健康影響：平成27年10月まで、生体影響：平成28年1月まで）
（人健康影響）



【出典】環境省資料

(生態影響)



【出典】環境省資料

<指標の動向>

化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価において有害性クラスを付与した物質累計数は増加している。

II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向

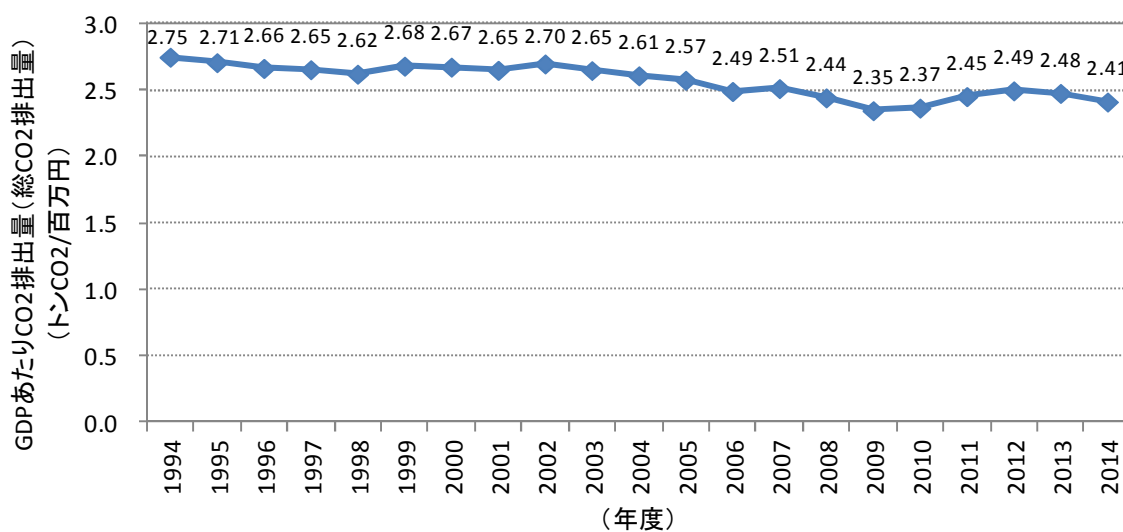
横断分野 a)～i)で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

分類
a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標
b) 環境と経済との統合的向上に係る指標
c) 持続可能な資源利用に係る指標
d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標
e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標
f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標
g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標
h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標
i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標

a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標

指標一覧
①環境効率性
②資源生産性【再掲】

① 環境効率性



【出典】 CO2 排出量：日本の温室効果ガス排出量データ（温室効果ガスインベントリオフィス）、GDP:2014(平成 26)年度 国民経済計算確報(2005 年基準・93SNA) (内閣府)

【注】

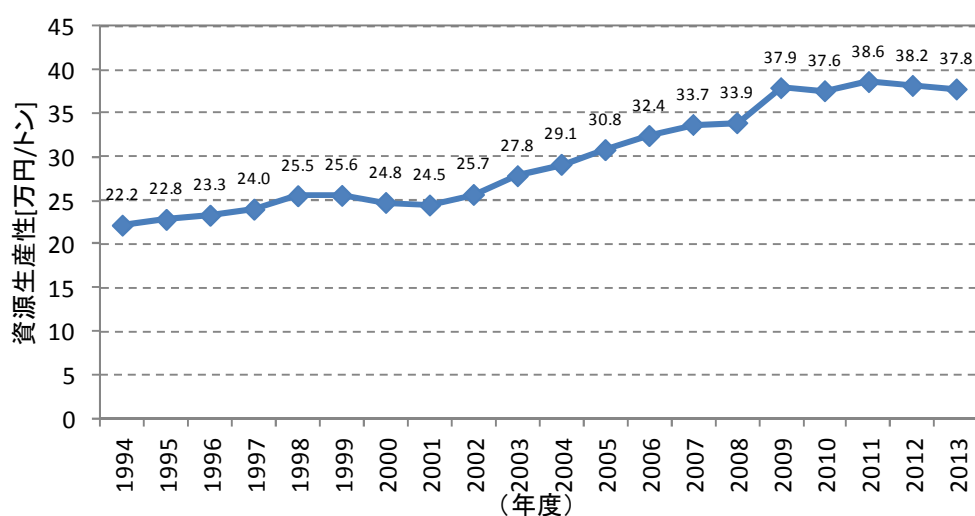
- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 環境効率性の算出は次式による。

$$\text{環境効率性} = \text{CO2 排出量} / \text{GDP}$$

<指標の動向>

1994 年度以降、緩やかな減少傾向にあったが、2008 年度から 2012 年度にかけては増加傾向が見られた。

② 資源生産性【再掲】



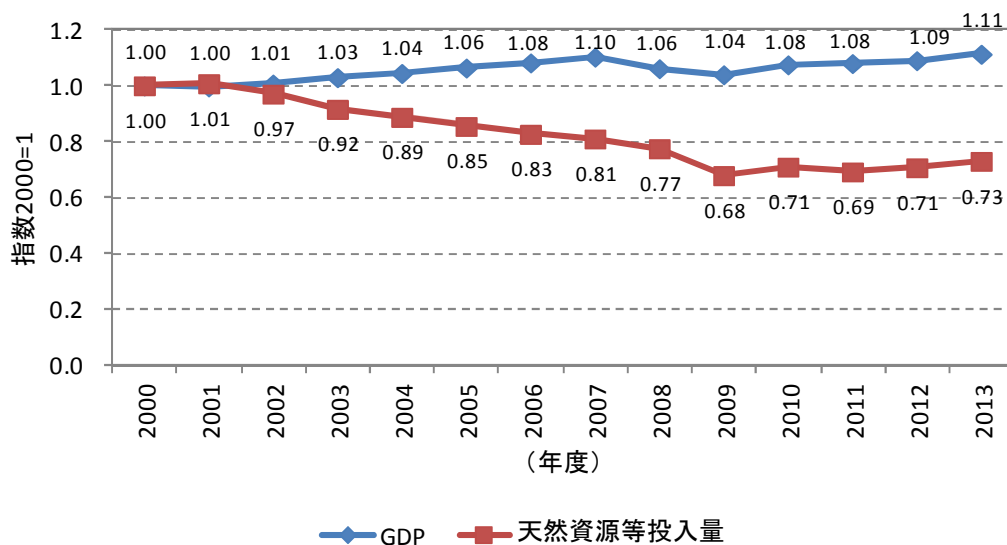
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移【再掲】



【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」(環境省、平成 28 年 3 月)

【注】GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。

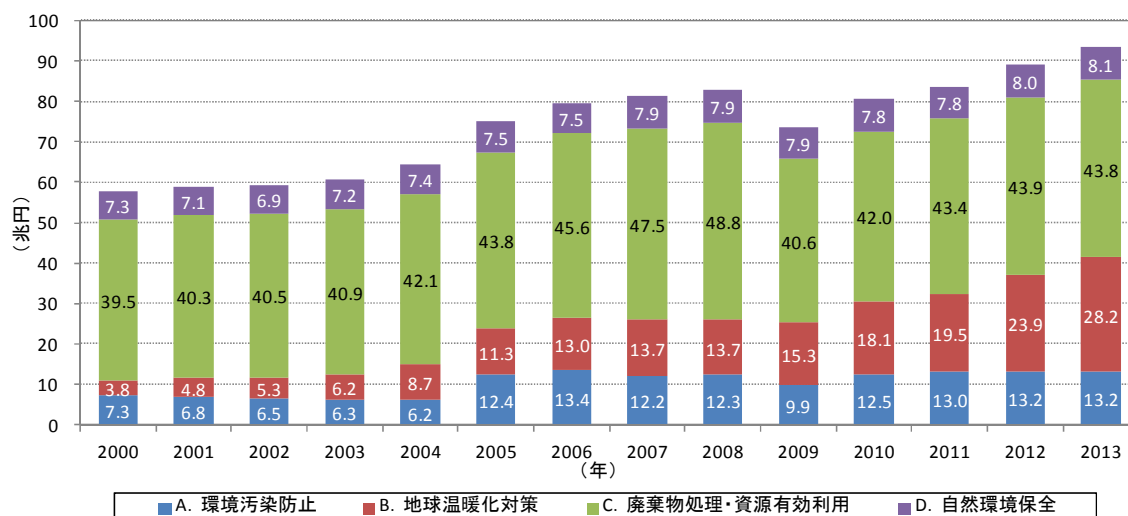
<指標の動向>

- ・資源生産性は 2000 年度以降、増加傾向にあったが、2009 年度以降は、横ばいで推移している。
- ・GDP は金融危機の影響により 2007 年度から 2009 年度まで減少したが、2010 年度以降は再び増加している。
- ・天然資源等投入量は 2001 年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。2009 年度以降は、横ばいで推移している。

b) 環境と経済との統合的向上に係る指標

指標一覧	
①環境分野の市場規模	
②環境ビジネスの業況	
③グリーン購入実施率	③-1.地方公共団体のグリーン購入実施率
	③-2.企業の国民のグリーン購入実施率
	③-3.国民のグリーン購入実施率
④環境報告書を作成・公表している企業の割合	

① 環境分野の市場規模



【出典】環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書（環境省）

【注】「環境産業の市場規模」は「国内にある環境産業にとっての内外市場規模（売上ベース）」を意味する。

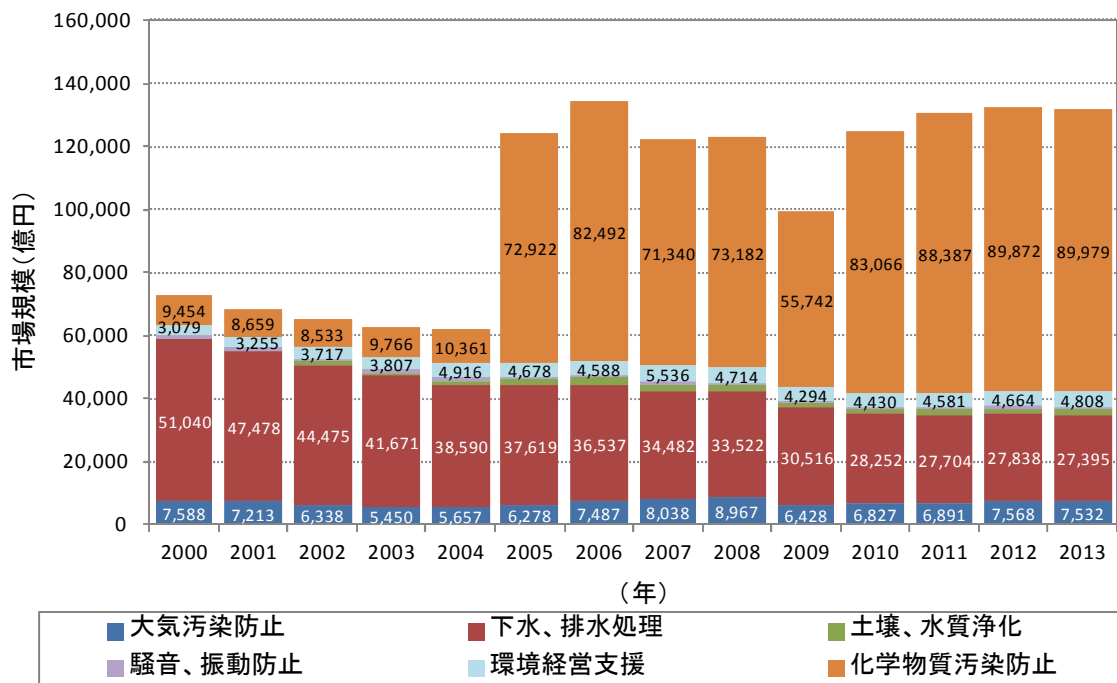
（参考）環境ビジネスの分類・範囲

大分類	中分類
A. 環境汚染防止	大気汚染防止
	下水、排水処理
	土壌、水質浄化
	騒音、振動防止
	環境経営支援
	化学物質汚染防止
B.地球温暖化対策	クリーンエネルギー利用
	省エネルギー化
	自動車の低燃費化
	排出権取引
C.廃棄物処理・資源有効利用	廃棄物処理、リサイクル
	資源、機器の有効利用
	長寿命化
D.自然環境保全	緑化・水辺再生
	水資源利用
	持続可能な農林水産業
	環境保護意識向上

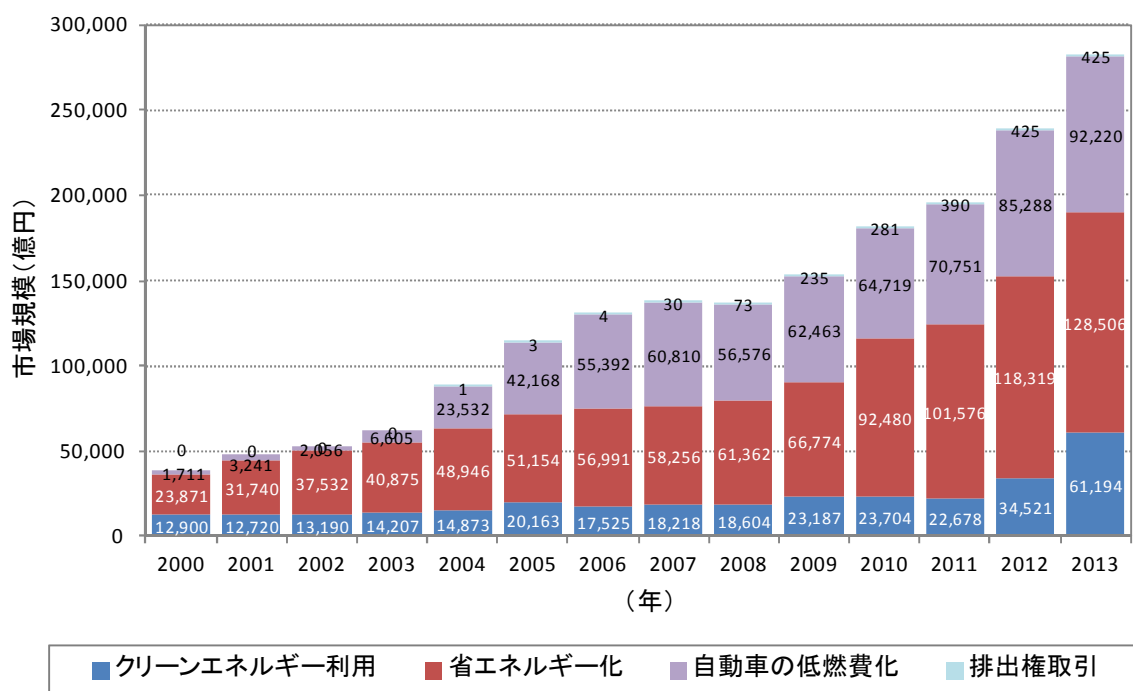
【出典】製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

(参考) 環境ビジネスの分類・範囲

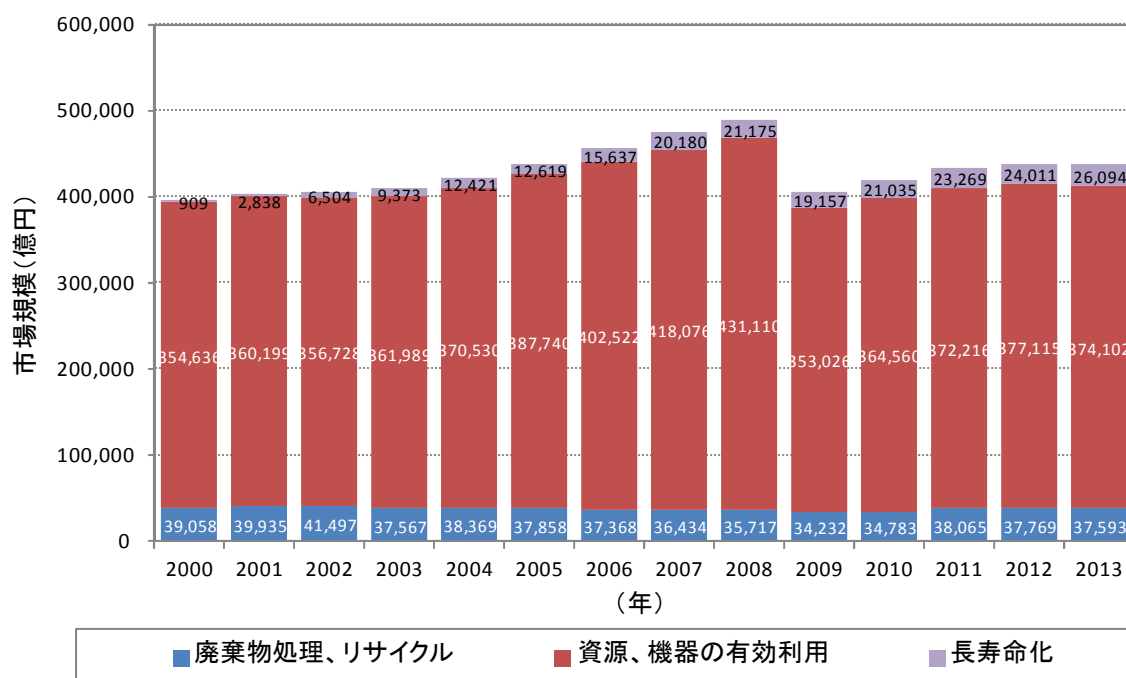
A. 環境汚染防止



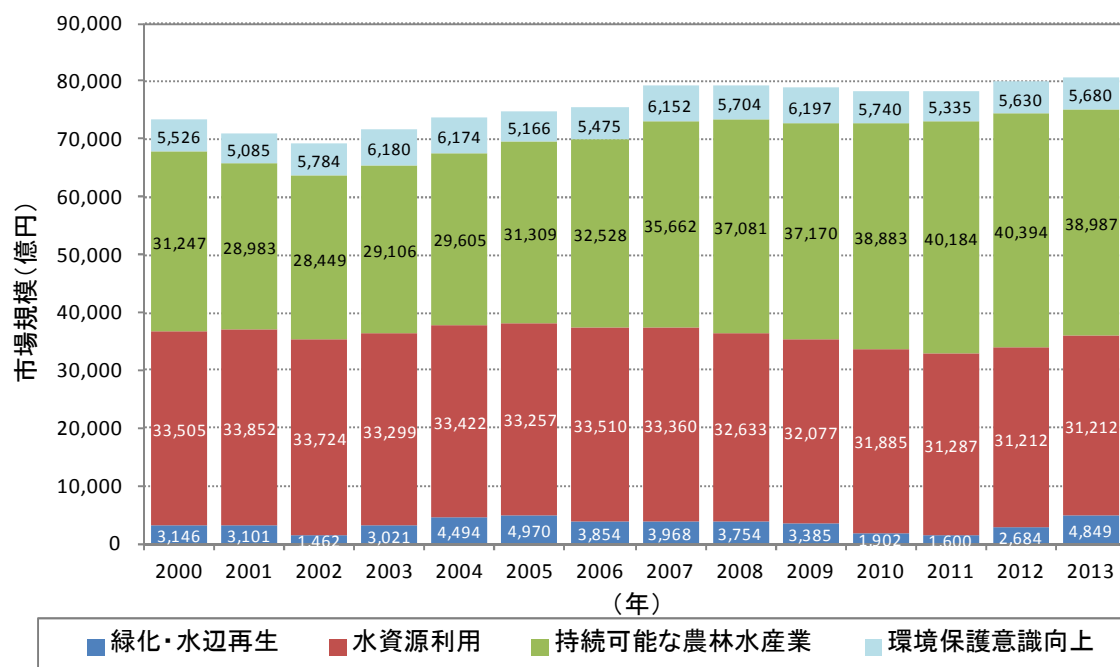
B. 地球温暖化対策



C. 廃棄物処理・資源有効利用



D. 自然環境保全



【出典 (A,B,C,D)】 製品やサービスを提供する企業等への調査 (供給側調査) : 環境経済観測調査 (環境省)

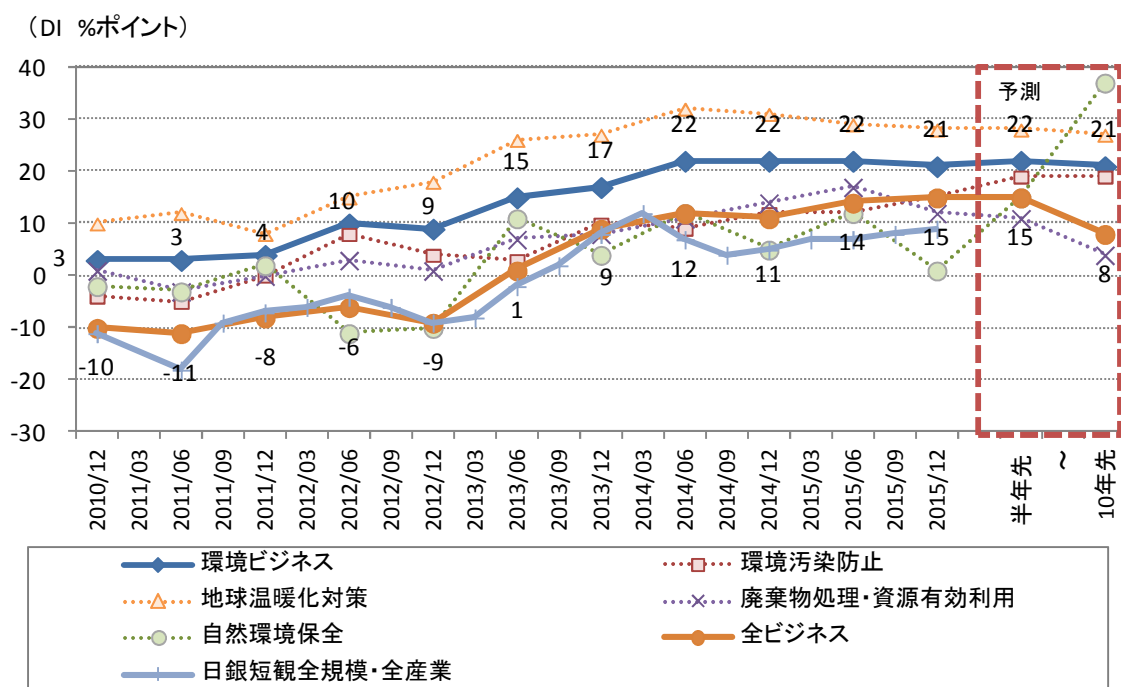
【注】

- 1) 各種政府の基幹統計や業界の自主統計等により、各産業の生産額・出荷額等を把握して市場規模とした。また、直接、生産額・出荷額等が把握できない部門については、生産量・導入量等に各種文献調査・ヒアリング調査等により把握した単価を乗じて算出することにより、市場規模を推計した。さらに、平成 25 年度の環境産業市場規模・雇用規模の推計において用いた根拠統計や推計の算定式については、より最新の実態を反映して見直しを行った。
- 2) なお、2013 年値について、統計の未公表等により、最新値が把握できない部門については、2012 年値を据え置きで使用している他、遡及推計における過去の値についても把握できない部門については、特定年次の値による代替、あるいは内挿・外挿推計により値を補完した。
- 3) さらに、これらの根拠統計や推計の算定式の見直しを反映して、環境産業の市場規模について 2000 年まで遡及して推計を行うべく、2000 年から 2012 年までの市場規模の再計算を並行して行った。

<指標の動向>

- ・環境産業全体の市場規模は 2004 年以降徐々に増加傾向が強まっていたが、2008 年から 2009 年にかけて減少した。2009 年以降、再び増加傾向にある。
- ・分野としては、「廃棄物処理・資源有効利用」分野が最も大きい。

② 環境ビジネスの業況



【出典】 製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

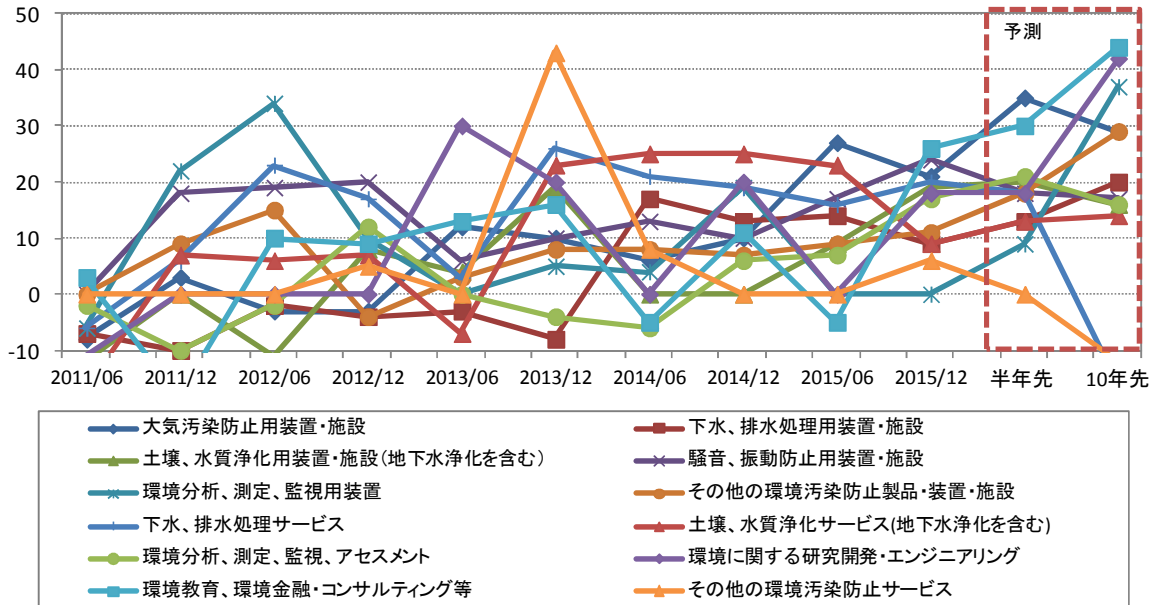
【注】

- 1) DI：「良い」－「悪い」、%ポイント
- 2) 調査対象は全国の資本金 2,000 万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された 11,772 社。有効回答数 4,886 社、有効回答率 41.5%。
- 3) 日銀短観の 2016 年 3 月は先行きの数値。
- 4) 環境ビジネス各分類の 2010 年 12 月の値は環境ビジネス分類の変更を踏まえた試算値。

(参考) 環境ビジネス分類別の業況

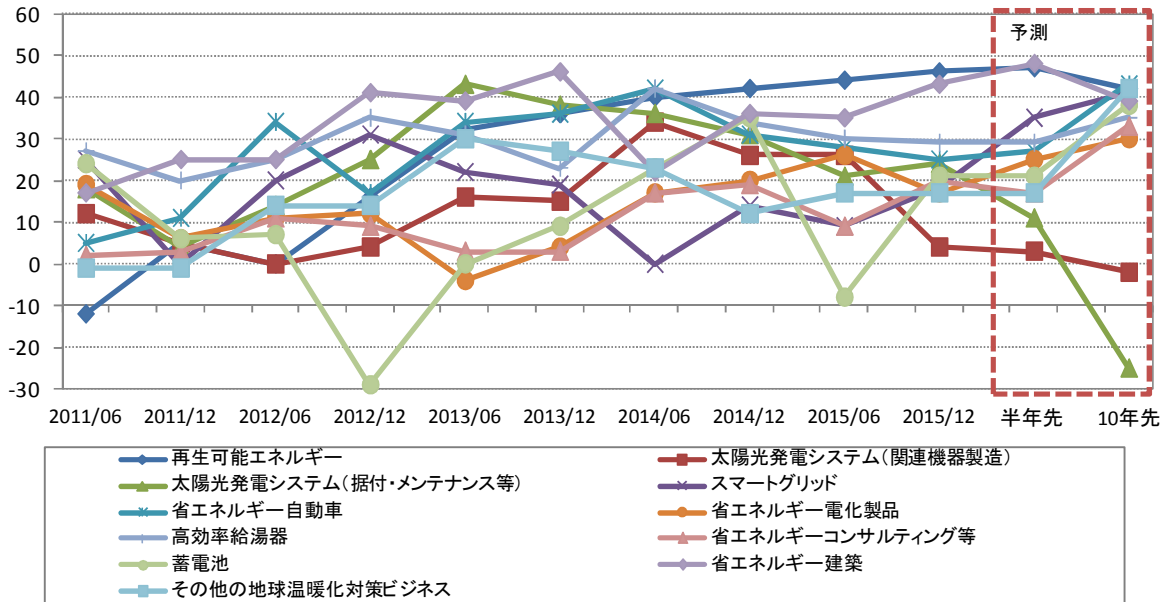
A. 環境汚染防止

(DI %ポイント)

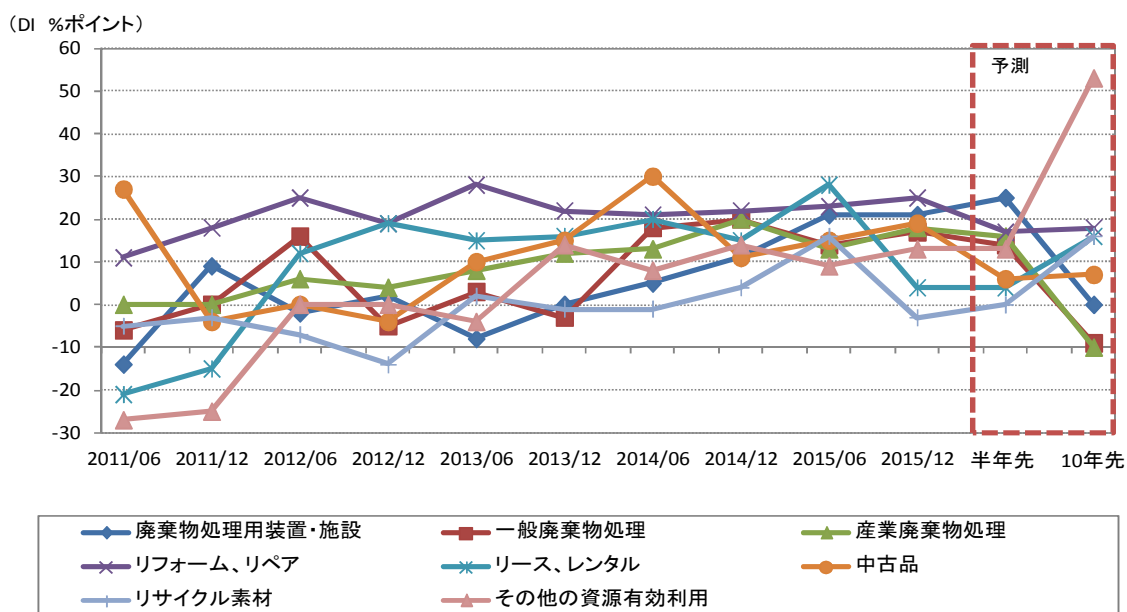


B. 地球温暖化対策

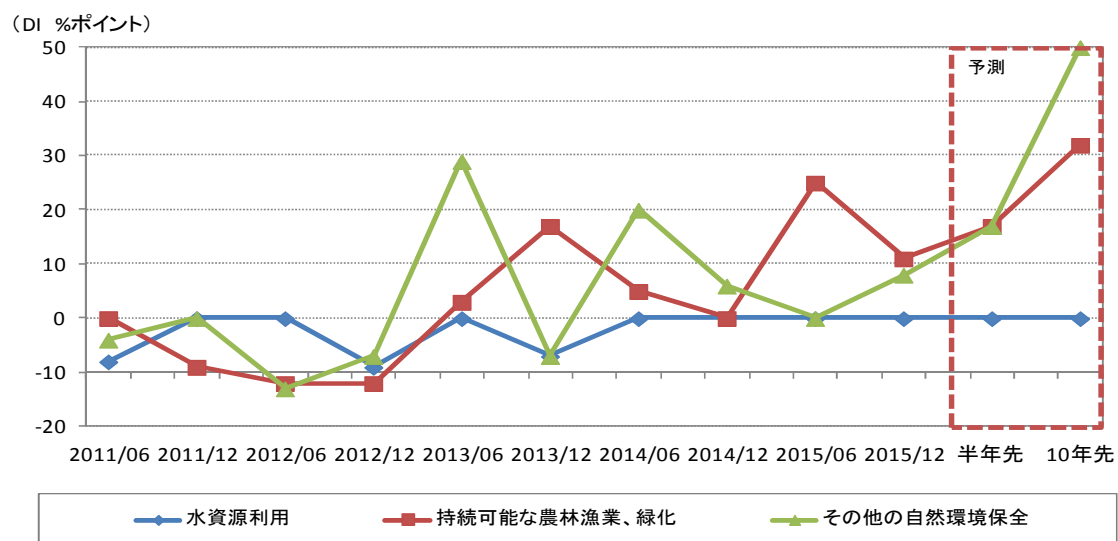
(DI %ポイント)



C. 廃棄物処理・資源有効利用



D. 自然環境保全



【出典 (A,B,C,D)】 製品やサービスを提供する企業等への調査 (供給側調査)：環境経済観測調査 (環境省)

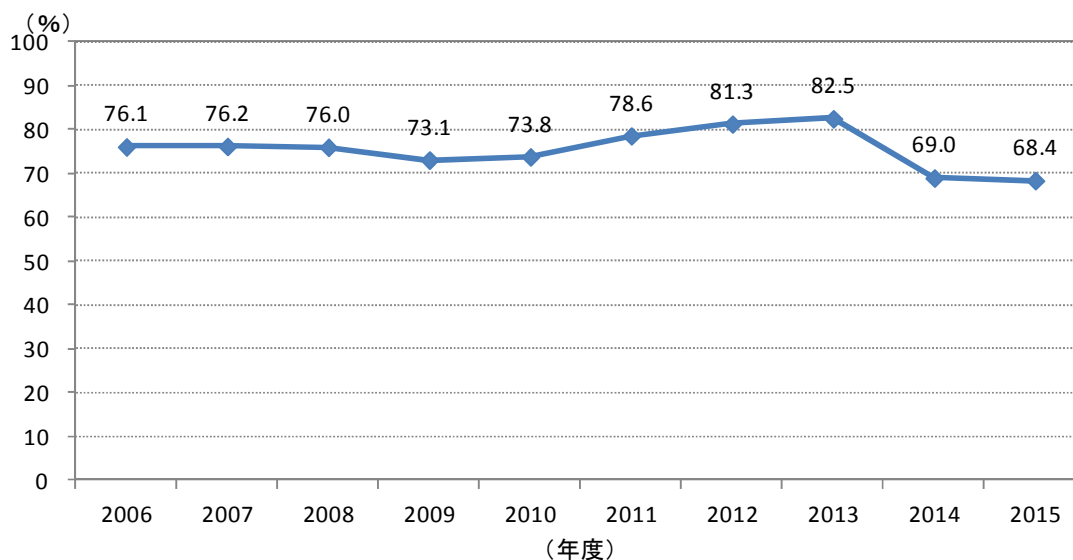
【注】 プロットの無い項目はデータが無いもの。

< 指標の動向 >

- ・ 2015年12月調査時点での環境ビジネスの業況 DI は、過去と比較して改善傾向にある。
- ・ 半年先・10年先の予測では、引き続き環境ビジネスの業況は改善するとの見通しとなっている。

③ グリーン購入実施率

③-1.地方公共団体のグリーン購入実施率



【出典】地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（環境省）

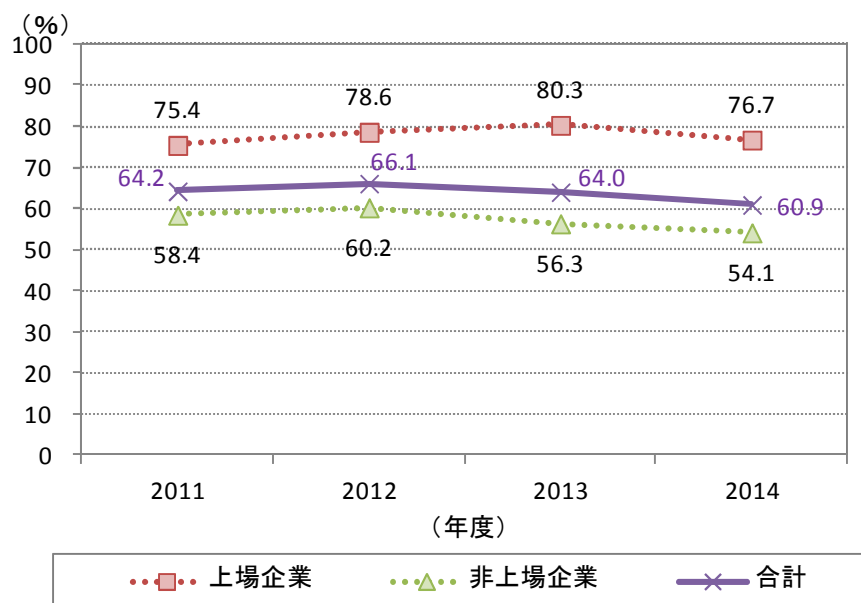
【注】

- 1) 2006～2013年度の地方公共団体のグリーン購入実施率は、地方公共団体全体のうち、「全庁で組織的に取り組んでいる」または「全庁ではないが組織的に取り組んでいる」と回答した団体の割合。
- 2) 2014～2015年度の地方公共団体のグリーン購入実施率は、地方公共団体全体のうち、「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」または「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」と回答した団体の割合。
- 3) 「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」は、全地方公共団体を対象に実施。回収率は年により異なるが、約65～85%。
- 4) 2013年度と2014年度の差は、「組織的取組」の定義を変更したことが原因で生じている可能性がある。

<指標の動向>

地方公共団体においては、2010年度以降、増加に転じたが、2014年度以降は減少傾向にある。

③-2.企業のグリーン購入実施率

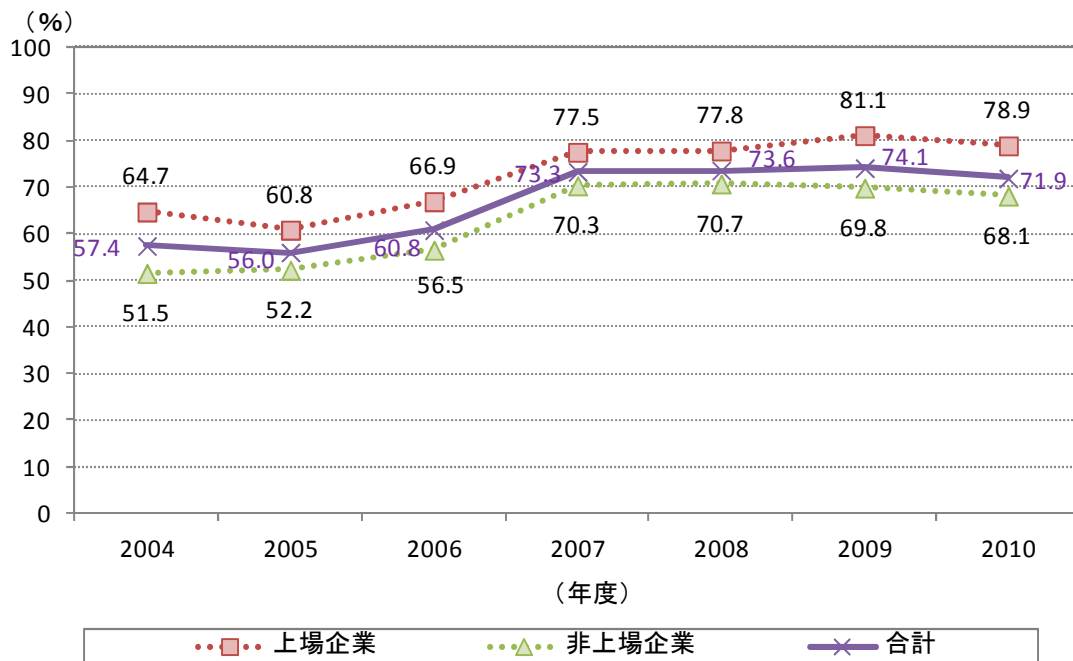


【出典】環境にやさしい企業行動調査（環境省）

【注】

- 1) 企業のグリーン購入実施率は、「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施しているか」という質問に対して、「実施している」と回答した割合。平成 23 年度までは、対象企業の全数調査であったが、平成 24 年度は標本調査に変更された。
- 2) 「環境にやさしい企業行動調査」は、①東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業、②従業員数 500 人以上の非上場企業及び事業所、を対象に実施。年により異なるが回収率は約 40 程度、有効回答数は約 2,500～3,000 社。なお、②従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所には、上記①以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は含まれない。

(参考) 企業のグリーン購入実施率 (平成 22 年度まで)



【出典】環境にやさしい企業行動調査 (環境省)

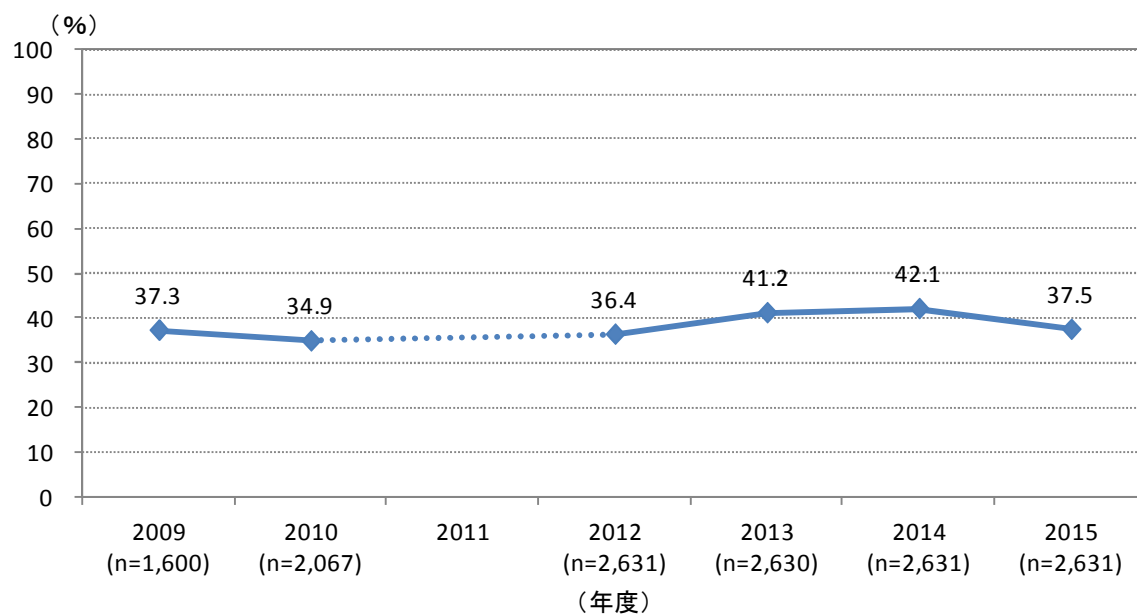
【注】

- 1) 2004～2006 年度の企業のグリーン購入実施率は、「貴組織では、事業者からの原材料等の選定、物品・サービスの購入の仕入れに当たって、環境配慮を考慮して原材料等、物品・サービス等の選定 (グリーン購入) をしていますか」という質問に対して「考慮して選定」と回答した割合。
- 2) 2007～2010 年度の企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定 (グリーン購入) をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している (リサイクル品の積極的な使用等を含む)」と回答した企業の割合。

<指標の動向>

- ・ 上場企業及び非上場企業はともに 2007 年度までは増加傾向にあったが、2007 年度以降は横ばいに推移している。
- ・ 非上場企業は、上場企業と比べ低く推移し、その差は近年、拡大傾向にあり、20 ポイント前後となっている。

③-3.国民のグリーン購入実施率



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

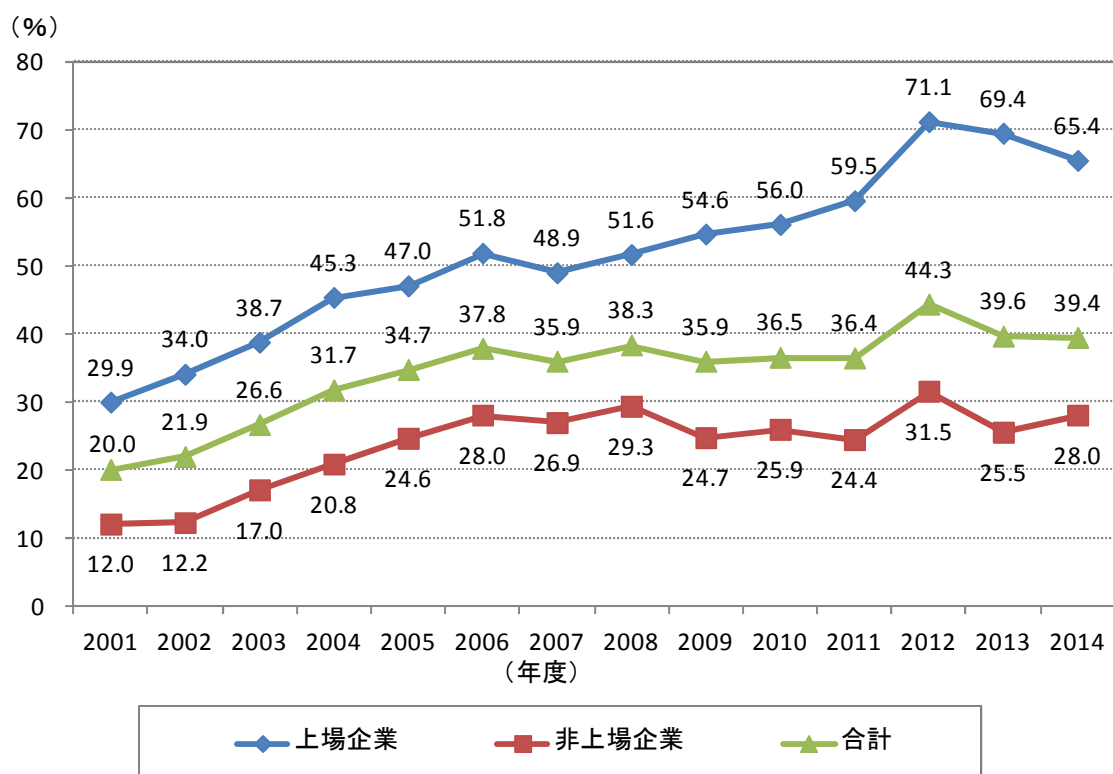
【注】

- 1) 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する」という項目について有効回答が得られた人のうち、「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」または「すでに行っているが、今後はあまり行いたいとは思わない」と回答した人の割合。
- 2) 括弧内の数字は回答数である。

<指標の動向>

国民のグリーン購入実施率は、依然として低い水準で推移している。

④ 環境報告書を作成・公表している企業の割合



【出典】「環境にやさしい企業行動調査」(環境省)

【注】CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

<指標の動向>

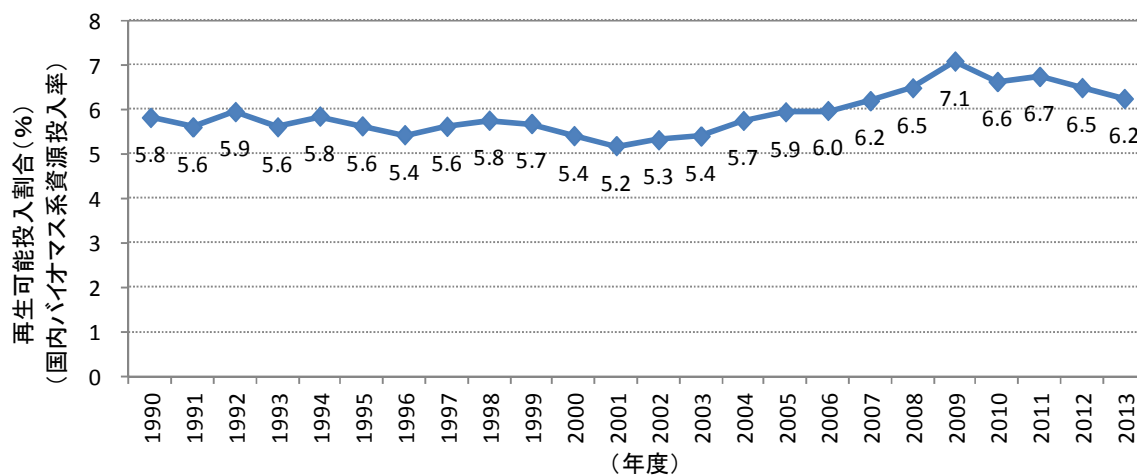
- ・ 上場企業は増加傾向であったが、2012年度から2014年度にかけては減少している。
- ・ 非上場企業は、2006年度までは増加傾向であったが、2006年度以降は横ばいである。
2011年度から2012年度にかけてはやや大きく増加している。
- ・ 上場企業に比べ非上場企業は低い割合で推移している。

c) 持続可能な資源利用に係る指標

指標一覧	
①再生可能資源投入割合	①-1.バイオマス系資源投入率（国内）
	①-2.バイオマス系資源投入率（国内+輸入）

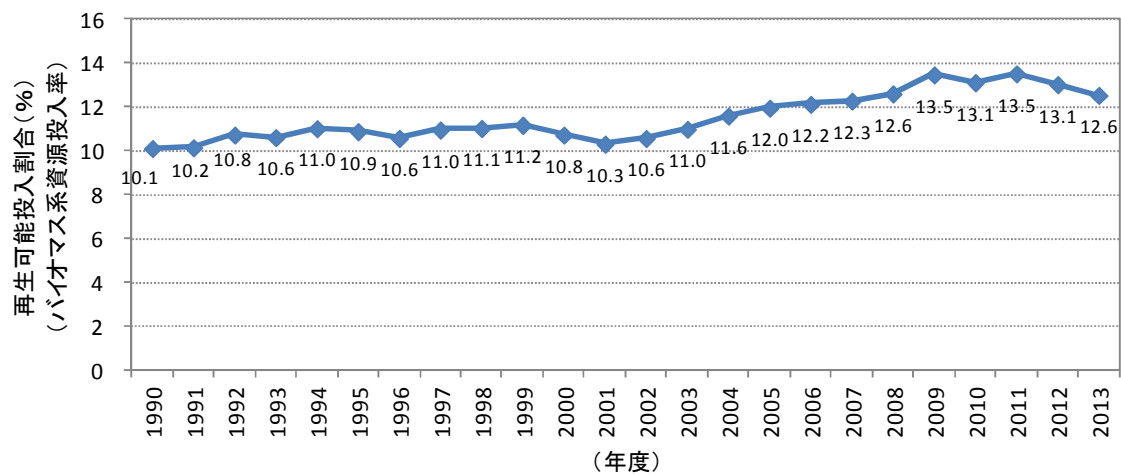
① 再生可能資源投入割合

①-1. バイオマス系資源投入率（国内）



【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」（環境省、平成 28 年 3 月）

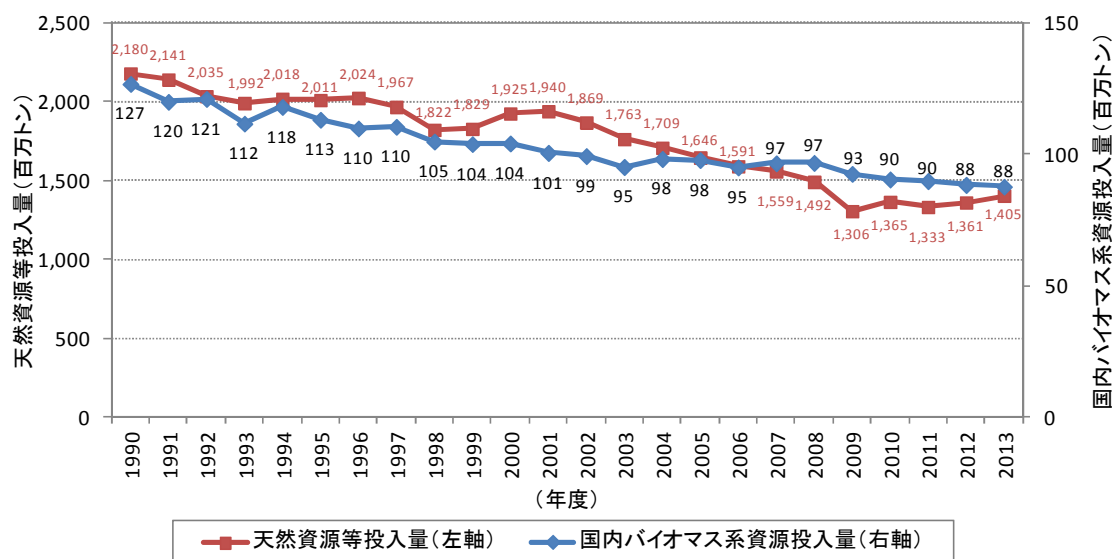
①-2. バイオマス系資源投入率（国内+輸入）



【出典】環境省資料

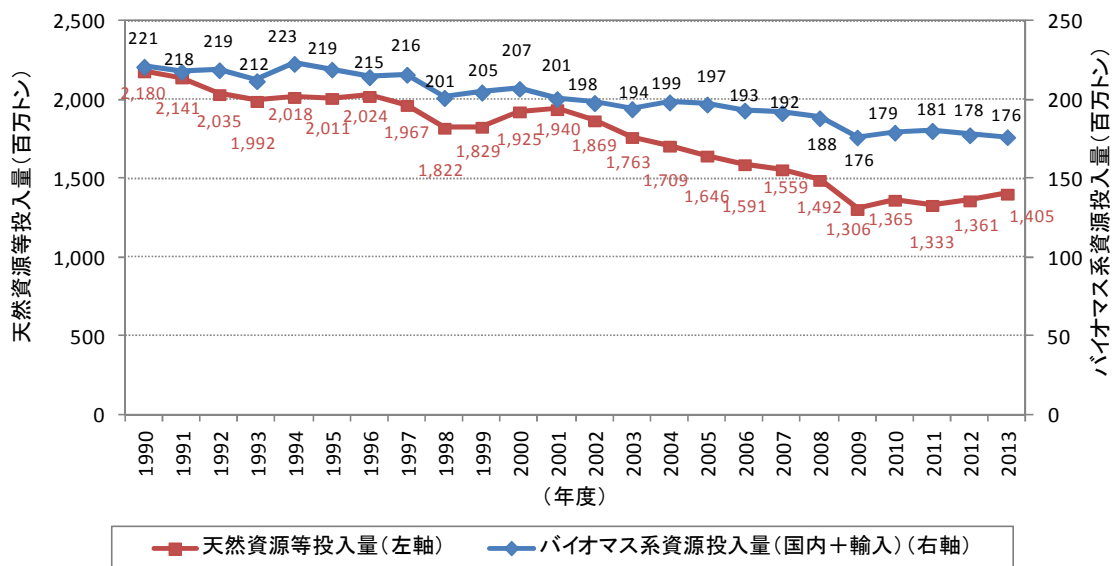
(参考) バイオマス系資源投入量と天然資源等投入量

・バイオマス系資源投入量 (国内) と天然資源等投入量



【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」(環境省、平成 28 年 3 月)

・バイオマス系資源投入量 (国内+輸入) と天然資源等投入量



【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」(環境省、平成 28 年 3 月)、環境省資料

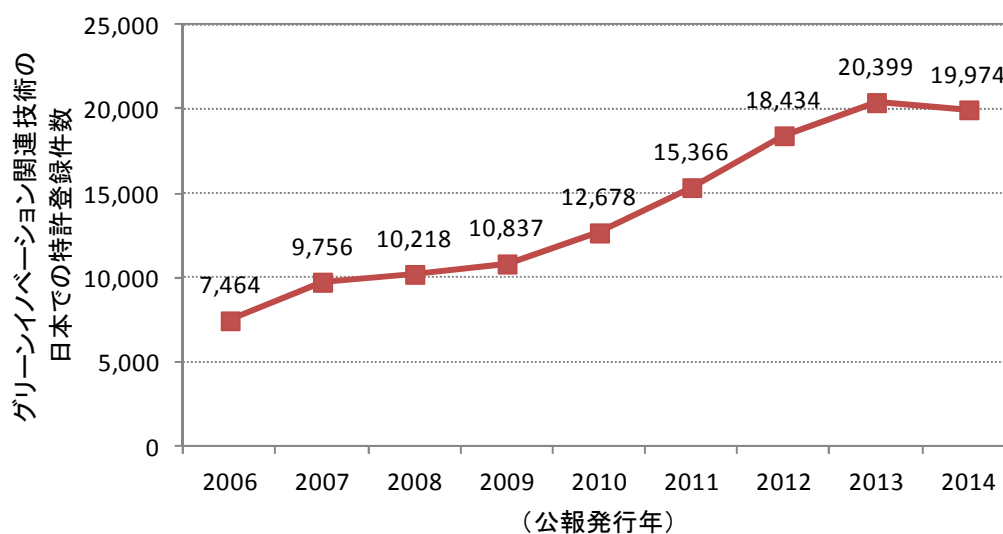
< 指標の動向 >

バイオマス系資源投入量は緩やかに減少していたが、2009 年度までは、天然資源投入量の方がより減少していたことから、バイオマス系資源投入率は増加傾向にあった。2009 年度以降はやや減少傾向にある。

d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標

指標一覧
①環境分野の特許登録件数
②環境情報に関する国民の満足度

① 環境分野の特許登録件数

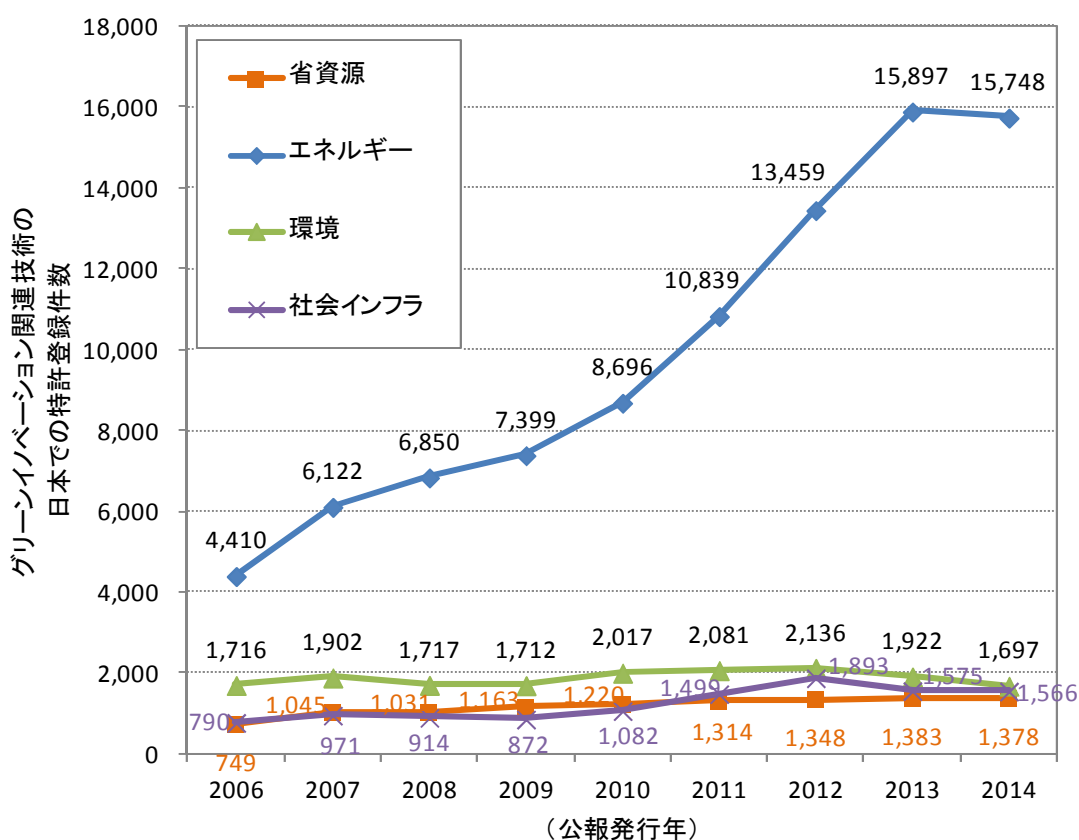


【出典】平成 26 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】

- 1) グリーンイノベーション関連技術（エネルギー分野（省エネ技術等）、省資源分野（再資源化等）、環境分野（水質保全等）、社会インフラ（豊かな緑環境等））を含む。
- 2) 出願人が日本国籍を有しているもの。

(参考) グリーンイノベーション関連技術の各区分の日本における特許登録件数



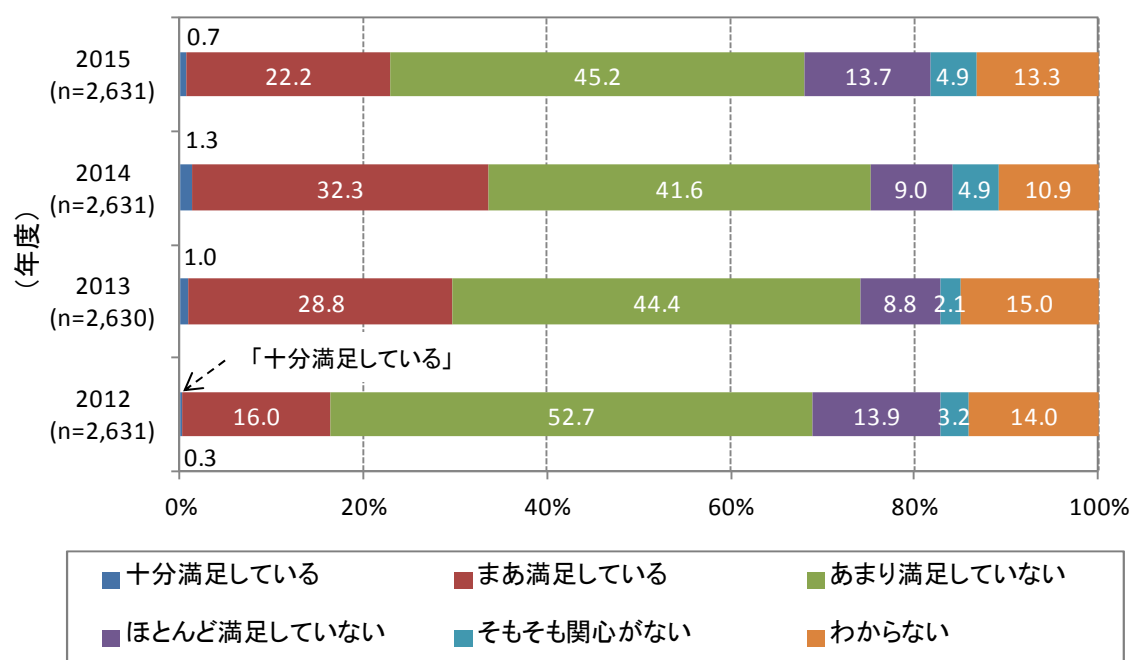
【出典】平成 26 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】出願人が日本国籍を有しているもの。

<指標の動向>

- ・日本におけるグリーンイノベーション分野の特許登録件数は、上昇傾向にある。
- ・グリーンイノベーション分野のうち、エネルギー分野における特許登録件数は上昇傾向にあるが、他の 3 分野については横ばいで推移している。

② 環境情報に関する国民の満足度

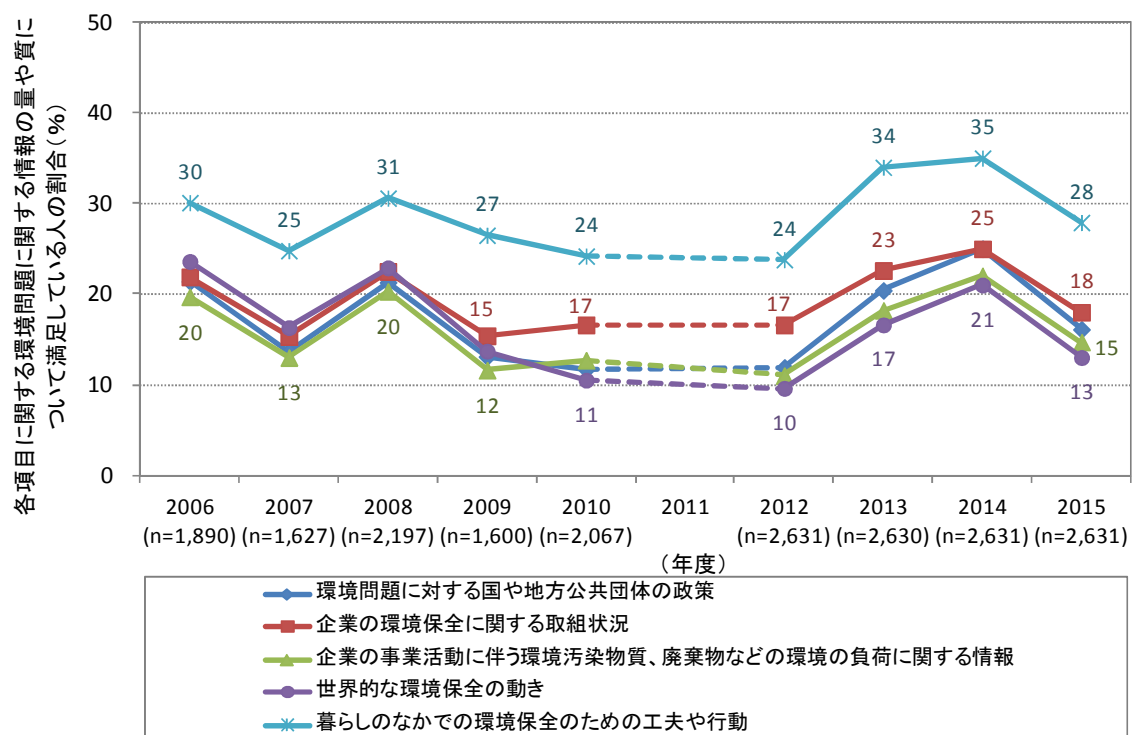
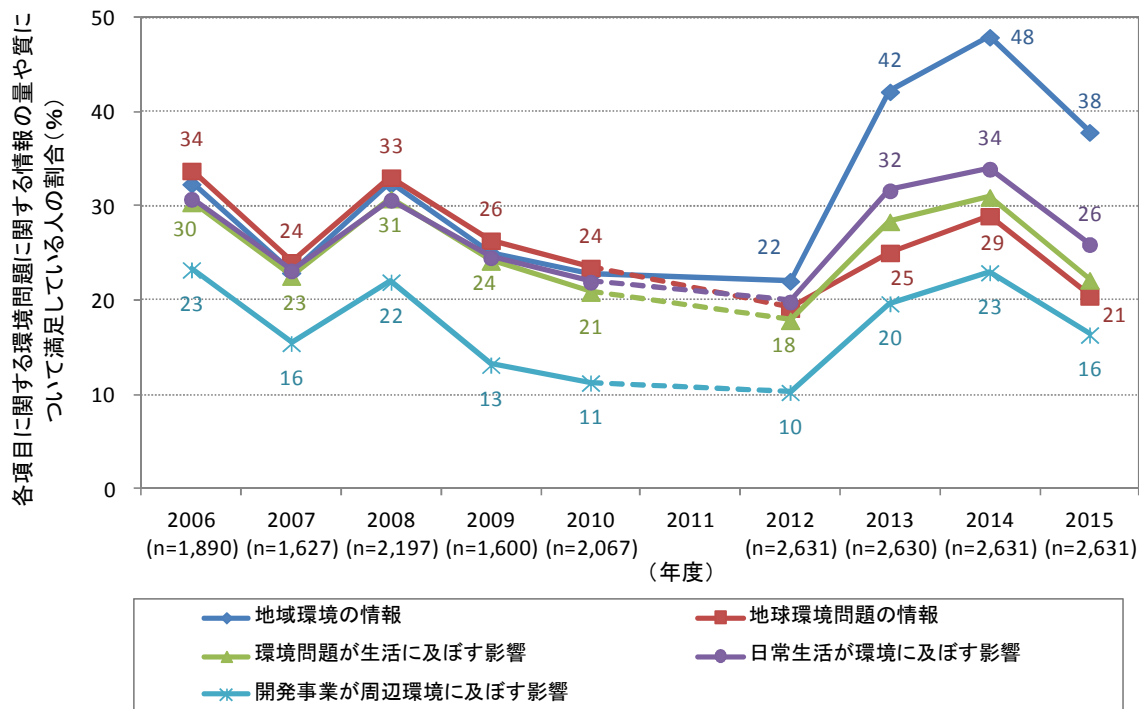


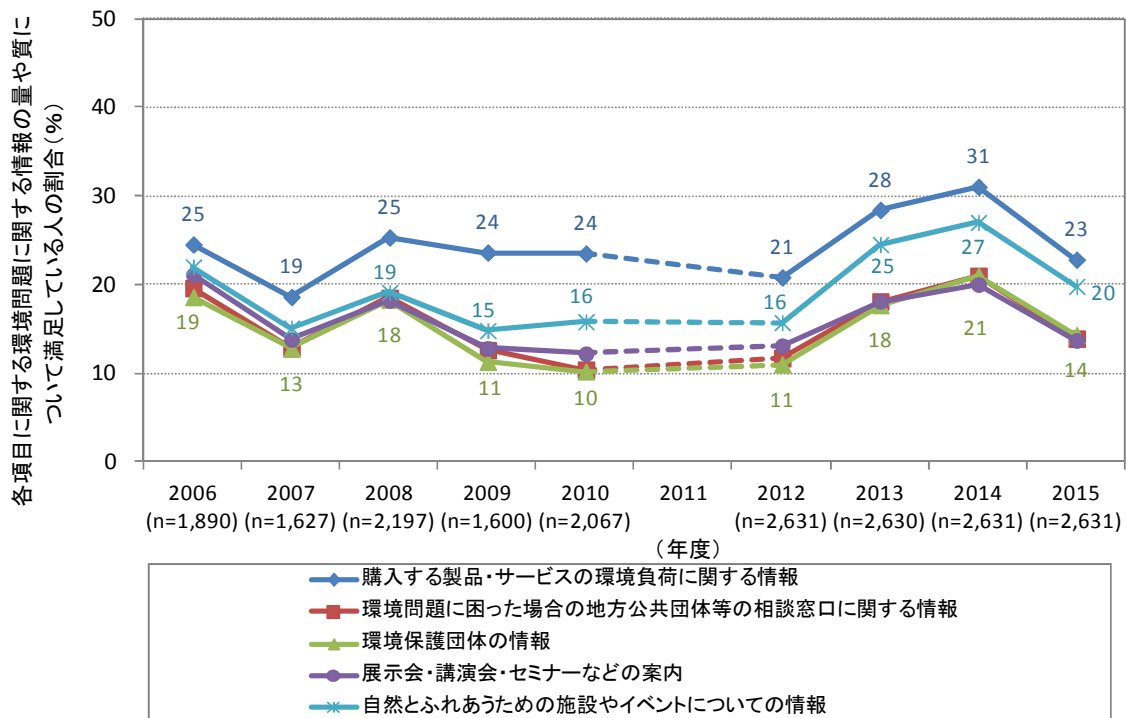
【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 「環境情報全般に関する量や質について、あなたはどの程度満足していますか。」という質問に対し、「十分満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合。
- 2) 設問は2012年度に新設されたもの。
- 3) 「そもそも関心がない」は2012年度では「そもそも満足していない」となる。

(参考) 環境問題に関する情報の量や質について満足している人の割合 (項目別)





【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 2010 年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010 年度・2012 年度以降については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っているため、補正は行っていない。
- 2) 「十分満足している」「まあ満足している」の合計値。

<指標の動向>

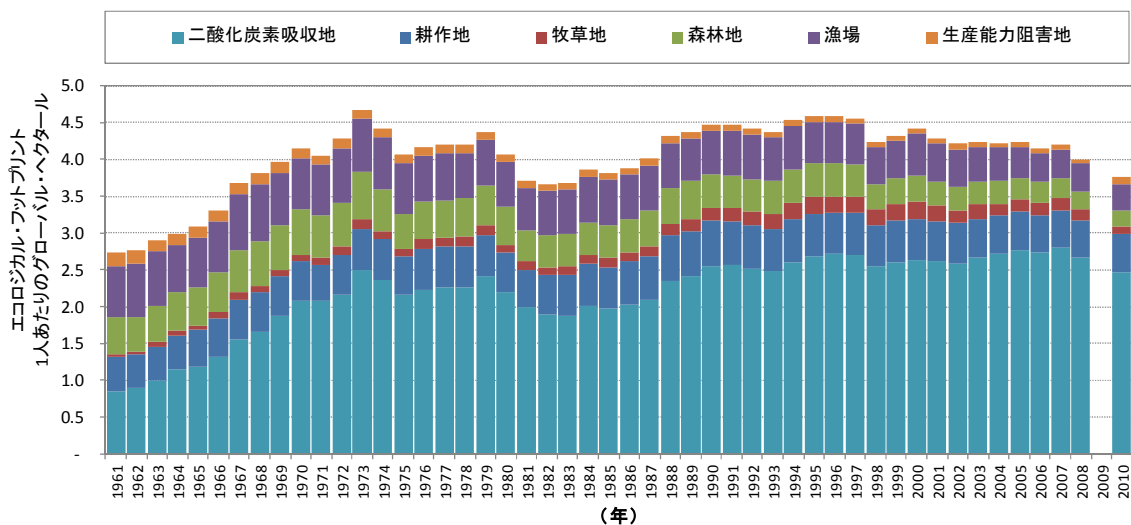
- ・ 2015 年度における環境情報に関する満足度は、「あまり満足していない」が 45.2%と最も多くなっており、「十分満足している」「まあ満足している」が 23%程度となっていることから、環境情報全般についての満足度は高いとは言えないことがわかる。
- ・ 項目別の満足度を見ると、年によりばらつきがみられるが、15 項目すべてについて 2012 年度から 2014 年度にかけては増加傾向がみられ、2015 年に減少している。

e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標

指標一覧	
①消費ベース（フットプリント）の指標	①-1.エコロジカル・フットプリント
	①-2.資源生産性（消費ベース）
②資源の自給率（食料）	
③資源の自給率（木材）	
④資源の自給率（エネルギー）	

① 消費ベース（フットプリント）の指標

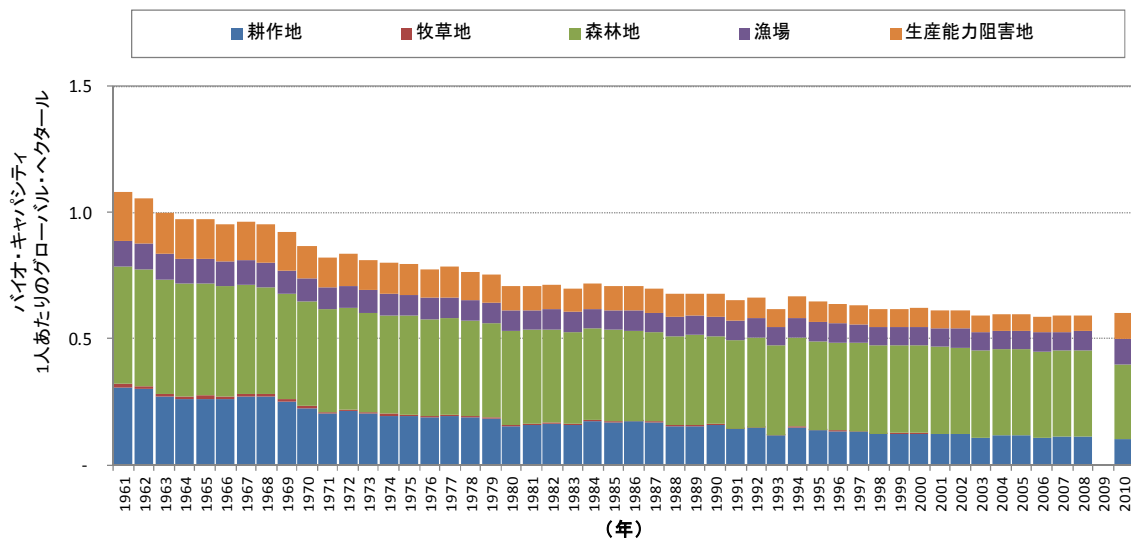
①-1. エコロジカル・フットプリント



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012（WWF ジャパン）、生きている地球レポート 2014（GFN、WWF ジャパン）、WWF ジャパン提供データ

【注】エコロジカル・フットプリントは、人類が利用する資源と排出する廃棄物を吸収するのに必要な、生物学的に生産性のある陸域と海域の面積で表したものの。

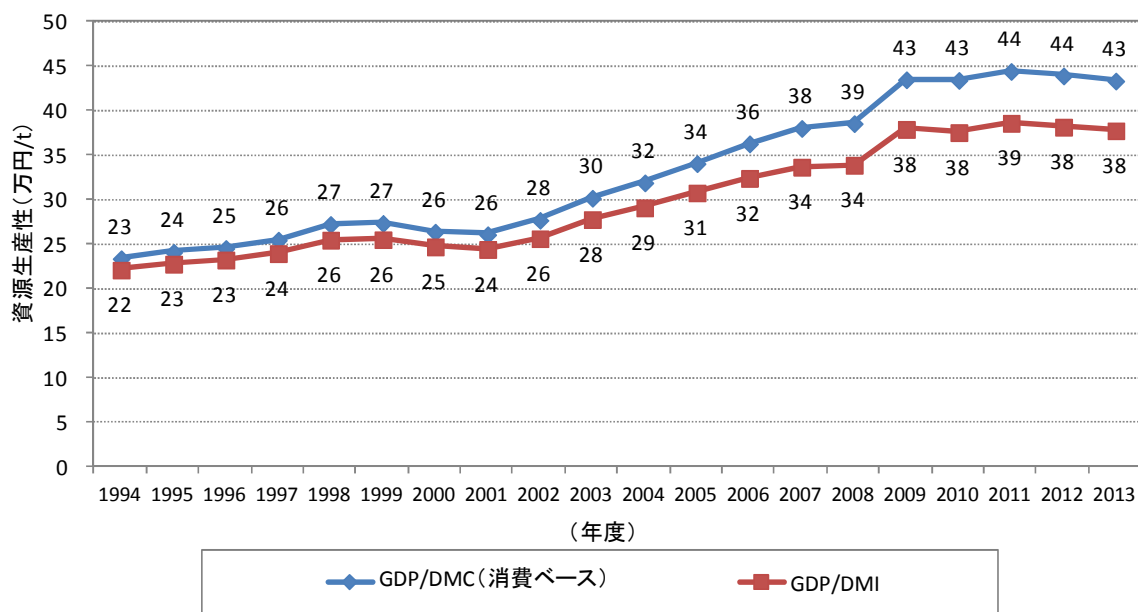
(参考) バイオキャパシティ



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012（WWF ジャパン）、生きている地球レポート 2014（GFN、WWF ジャパン）

【注】バイオキャパシティ（生物生産力）は、地球上に存在する生産力のある地表の総面積。

①-2.資源生産性（消費ベース）



【出典】GDP/DMC（消費ベース）：環境省資料、国民経済計算年報（内閣府）、GDP/DMI：「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」（環境省、平成 28 年 3 月）

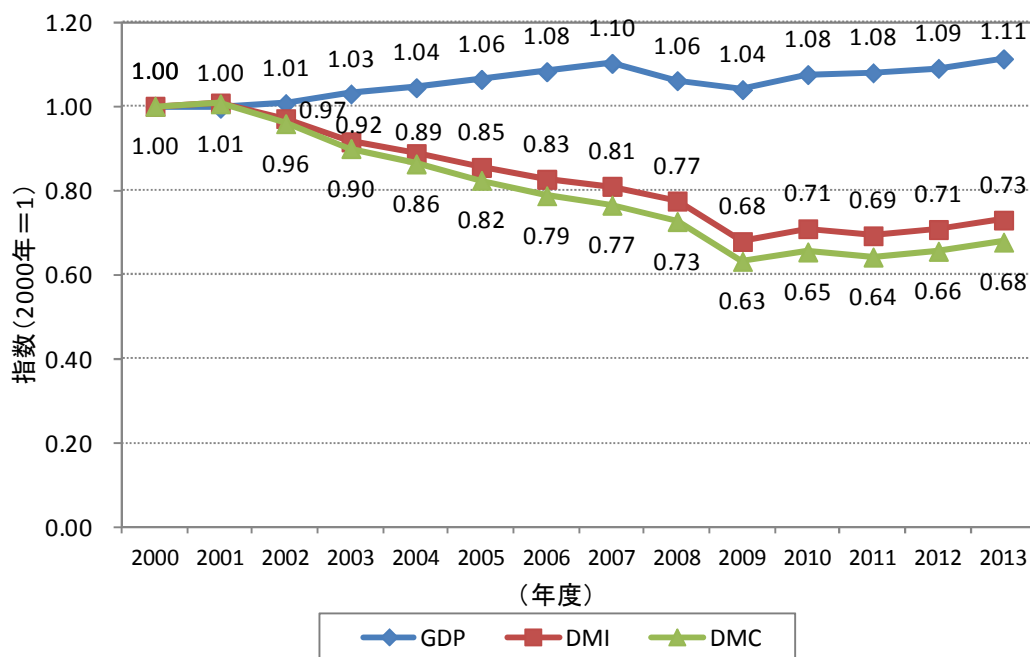
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 消費ベースの資源生産性は次式により算出される。

$$\text{資源生産性（消費ベース）} = \text{GDP} / \text{総物質消費量（DMC）}$$

総物質消費量とは、天然資源等投入量（国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量）から輸出を控除したもの。

(参考) GDP、DMC、DMI



【出典】GDP：「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」
(環境省、平成 28 年 3 月)

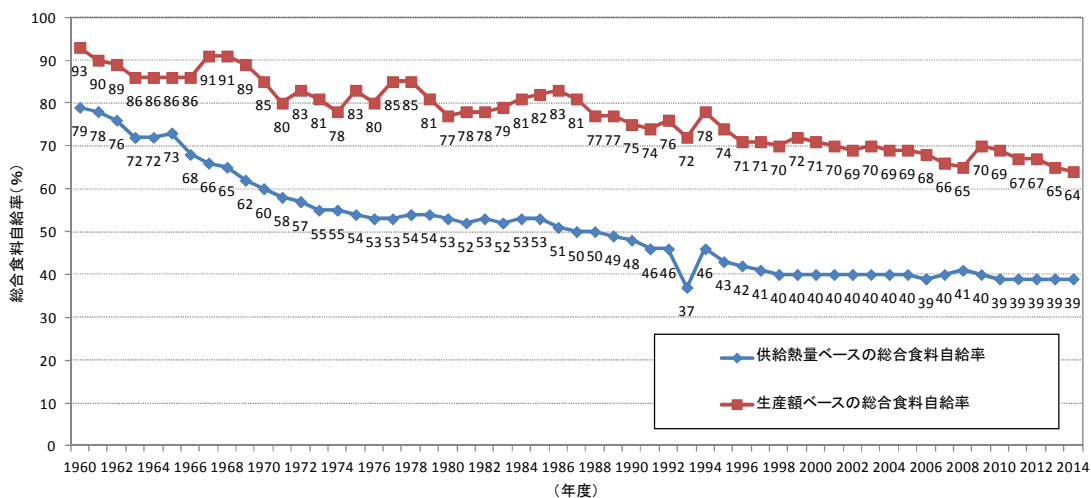
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) DMI (天然資源等投入量) とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量で、DMC (総物質消費量) は、DMI から輸出を控除したもの。

<指標の動向>

- ・エコロジカル・フットプリント：1960 年代から 1970 年代にかけて、日本のエコロジカル・フットプリントは急増したが、1973 年と 1979 年の石油危機により減少した。その後、1980 年代から 1990 年初期にかけて再び増加し、1990 年代半ばをピークに減少に転じた。
- ・消費ベースの資源生産性：1994 年度以降、年々増加している。これは、GDP が増加している一方で、DMC (総物質消費量) が減少していることによる。2009 年度以降は横ばいで推移している。

② 資源の自給率（食料）



【出典】「食料需給表」（農林水産省）

【注】

- 1) 供給熱量ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、飼料自給率や原料自給率を乗じて算出している。

供給熱量ベースの総合食料自給率

$$= 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり国産供給熱量} / 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり総供給熱量}$$

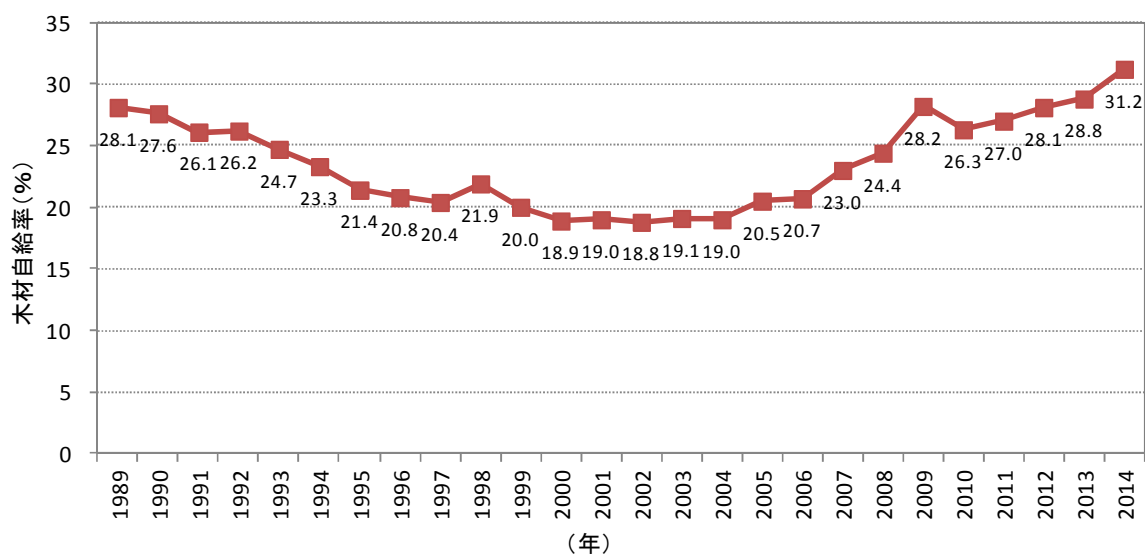
- 2) 生産額ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入原料の額を国内生産額から控除して算出している。

生産額ベースの総合食料自給率 = 食料の国内生産額 / 食料の国内消費仕向額

<指標の動向>

- ・供給熱量ベースの総合食料自給率は、1960年以降減少傾向で推移してきたが、過去10年間は横ばい傾向で推移している。平成26年度は、39%と前年度から横ばいとなった。
- ・生産額ベースの総合食料自給率は、1960年以降減少傾向で推移してきたが、過去10年間は緩やかな減少傾向で推移している。平成26年度は、64%と前年度から1ポイント減少した。
- ・1993年度の大幅な供給熱量ベースの総合食料自給率の低下の主な要因として、冷害による米の不作の影響が挙げられる。

③ 資源の自給率（木材）

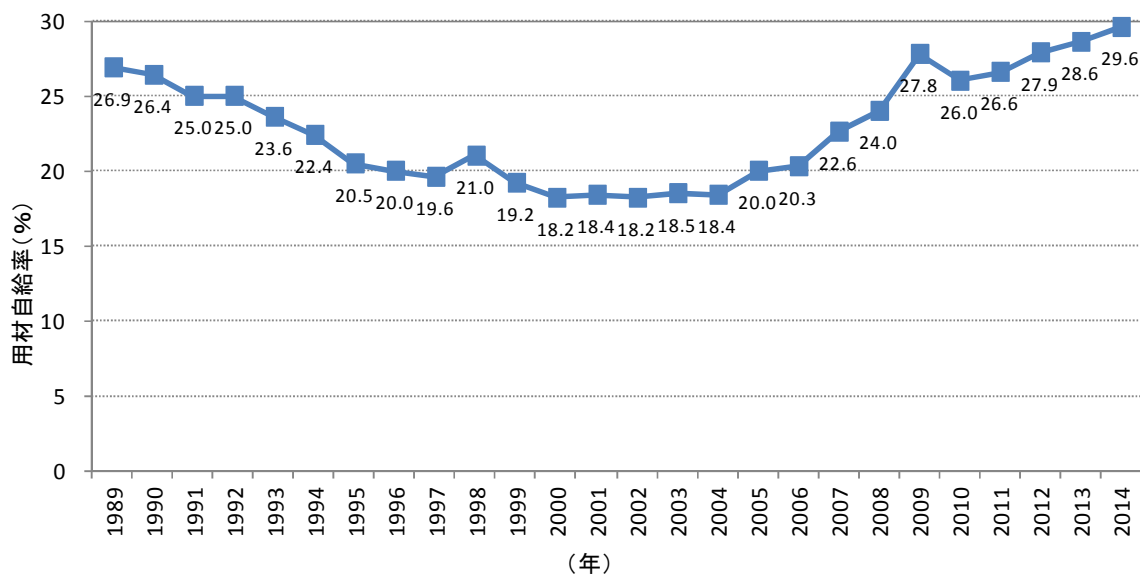


【出典】木材需給表（林野庁）

【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

（参考）用材自給率



【出典】木材需給表（林野庁）

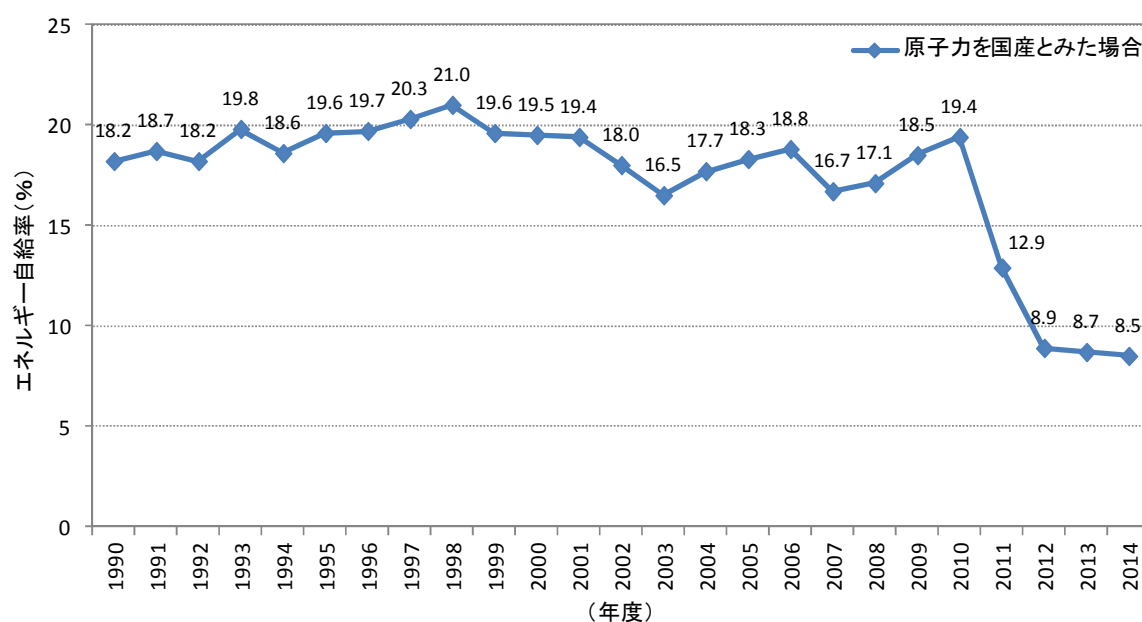
【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{用材自給率} = \text{国内用材生産量} \div \text{用材需要量} \times 100$$

<指標の動向>

木材自給率は減少傾向にあったが、2004年頃から増加傾向となっている。

④ 資源の自給率（エネルギー）



【出典】「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）

【注】エネルギー自給率の計算は次式による。

エネルギー自給率＝一次エネルギー国内産出（※1）／一次エネルギー国内供給（※2）

※1 一次エネルギー国内産出：石炭、原油、天然ガス、再生可能・未活用エネルギーの国内産出量

※2 一次エネルギー国内供給：石炭、石炭製品、原油、石油製品、天然ガス、再生可能エネルギー等の国内産出量と輸入量の合計から輸出量を差し引き、供給在庫変動量を加減（取崩しは加算。積増しは減算。）した量。

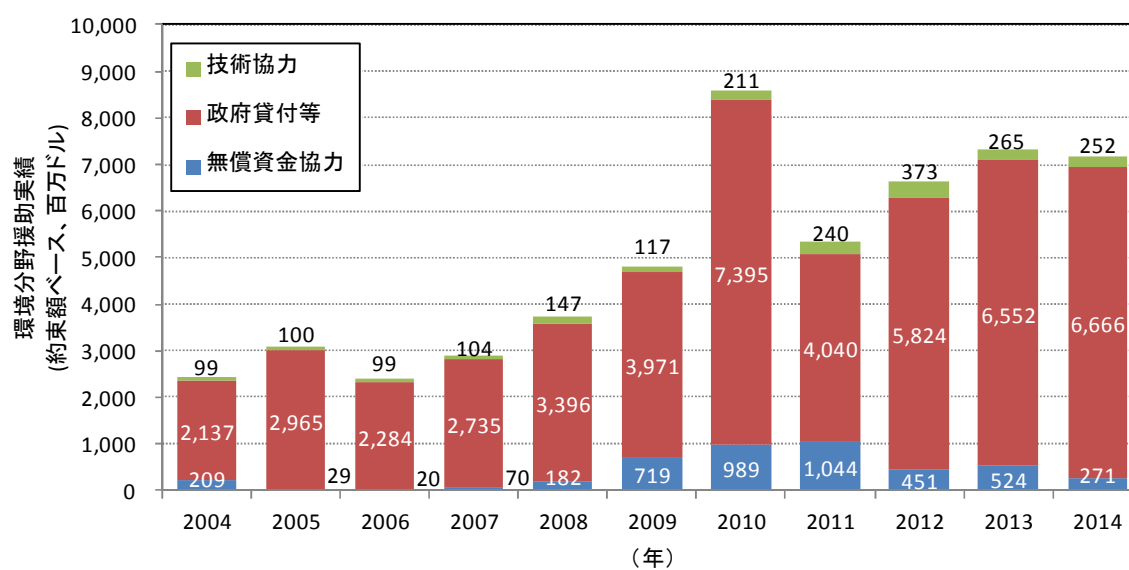
<指標の動向>

2011年度に、エネルギー自給率は大幅に減少し12.9%となった。2014年度は8.5%とさらに減少した。

f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標

指標一覧
①国：環境分野に関する ODA 拠出額
②都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数

① 国：環境分野に関する ODA 拠出額



【出典】 ODA 白書参考資料（外務省）

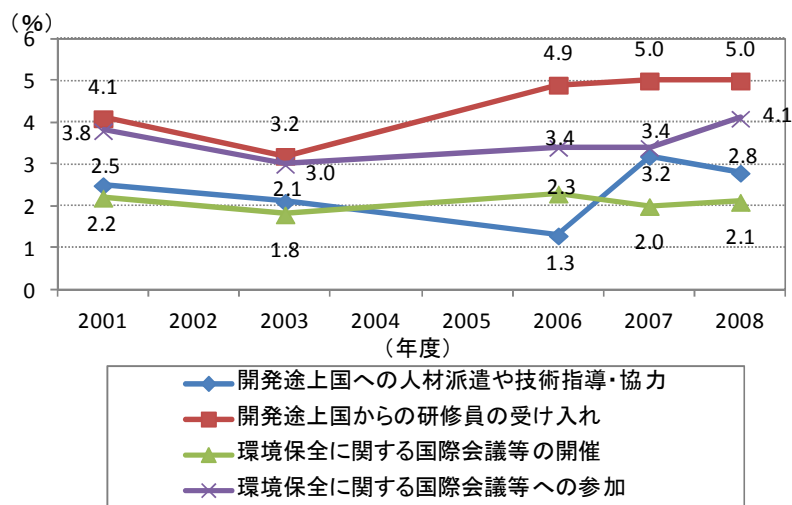
【注】 東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース。

< 指標の動向 >

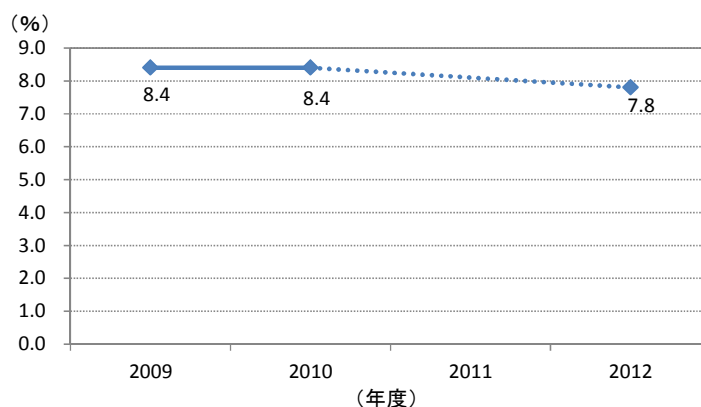
環境分野の援助実績は、2006 年以降増加傾向にあり 2010 年に大幅に増加した。2011 年には減少したものの 2012 年以降再び増加傾向にある。

② 都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数

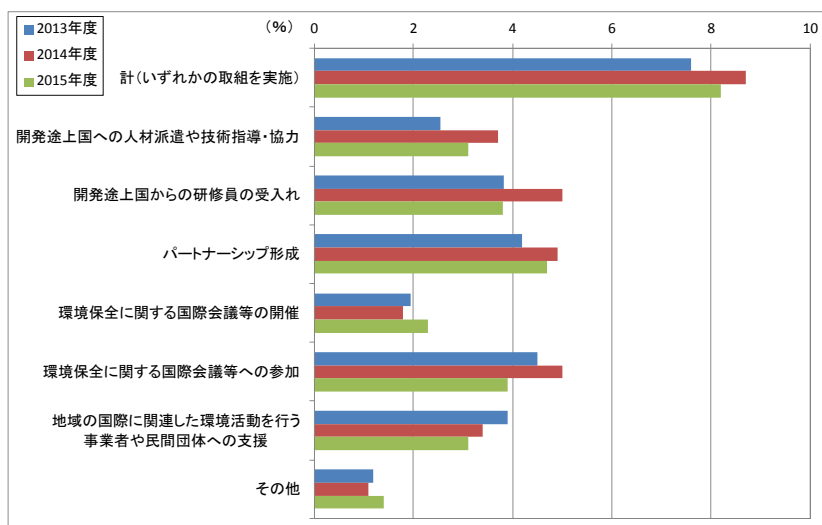
・ 2001～2008 年度



・ 2009～2012 年度（アンケート設問変更）



・ 2013～2015 年度（アンケート設問変更）



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

1) 2001～2008年度と2009～2012年度、2013～2015年度で設問が異なる。なお、2002・2004・2005年度は調査未実施。

2001～2008年度：各項目について「既に実施中」と回答した自治体の割合。

2009～2012年度：「環境施策の実施状況」に関する問で、第三次環境基本計画に記載されている「国際的取組」を実施しているかどうかについての回答結果。「実施している」と回答した地方公共団体と「必要な施策は一部実施している」と回答した地方公共団体の合計の割合。

2013～2015年度：各項目について「実施している」と回答した地方公共団体と「実施を検討中」と回答した地方公共団体の合計の割合。計については、いずれかの項目を1つでも「実施している」と回答した地方公共団体の割合。

2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。

<指標の動向>

項目にもよるが、国際に関連した環境活動を行っている自治体は、概ね低い水準で推移している。

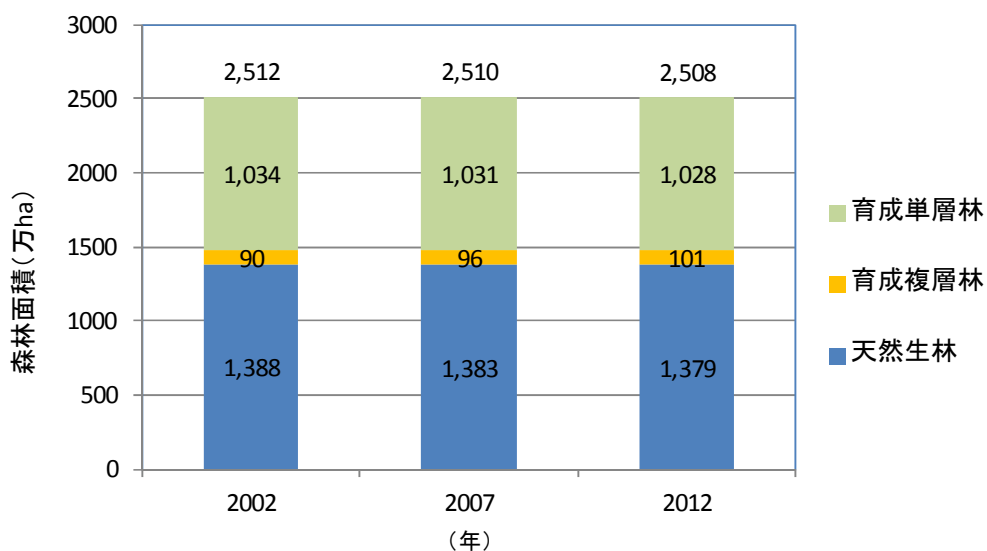
g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標

指標一覧	
①森林面積・森林蓄積量	①-1.森林面積
	①-2.森林蓄積量
②藻場・干潟面積	②-1.藻場面積
	②-2.干潟面積

① 森林面積・森林蓄積量

①-1. 森林面積

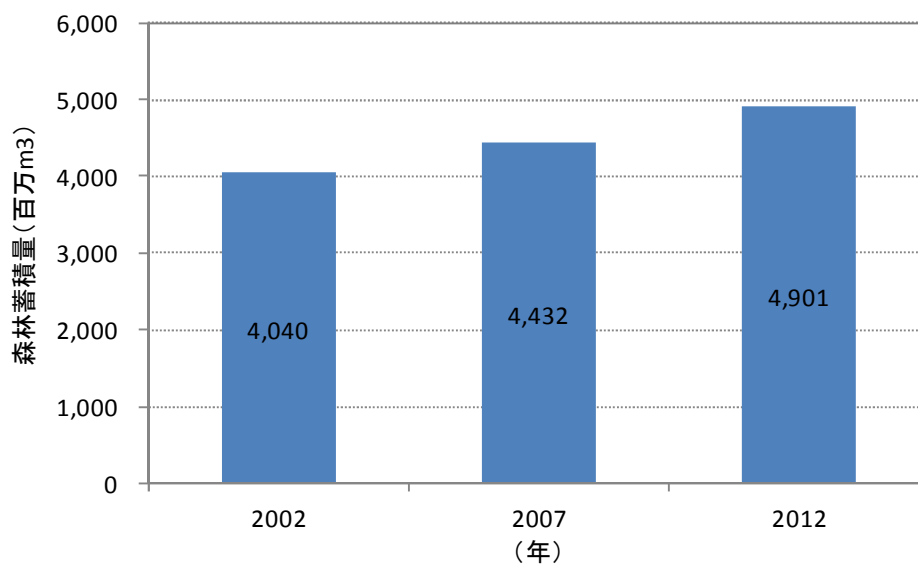
・ 育成単層林＋育成複層林＋天然生林【再掲】



【出典】 森林資源の現況（林野庁）

【注】 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

①-2. 森林蓄積量



【出典】 森林資源の現況（林野庁）

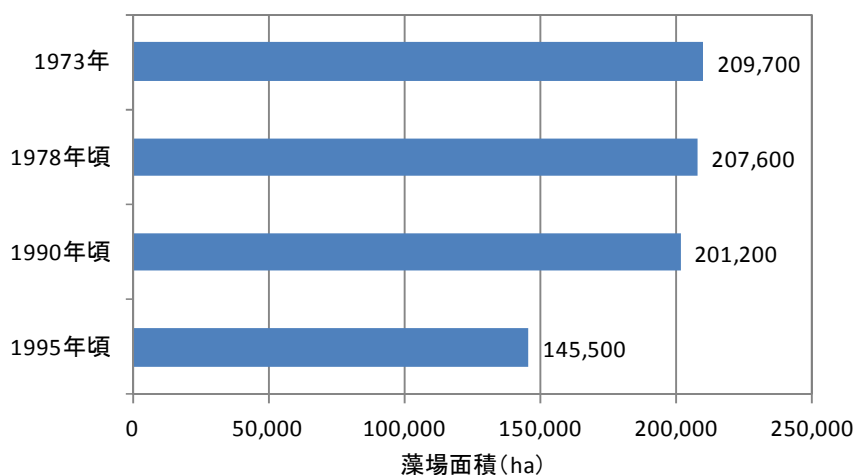
【注】 森林法第2条第1項に規定する森林の数値。

<指標の動向>

森林面積はほぼ横ばいで推移しているが、森林蓄積量は増加している。

② 藻場・干潟面積

②-1.藻場面積

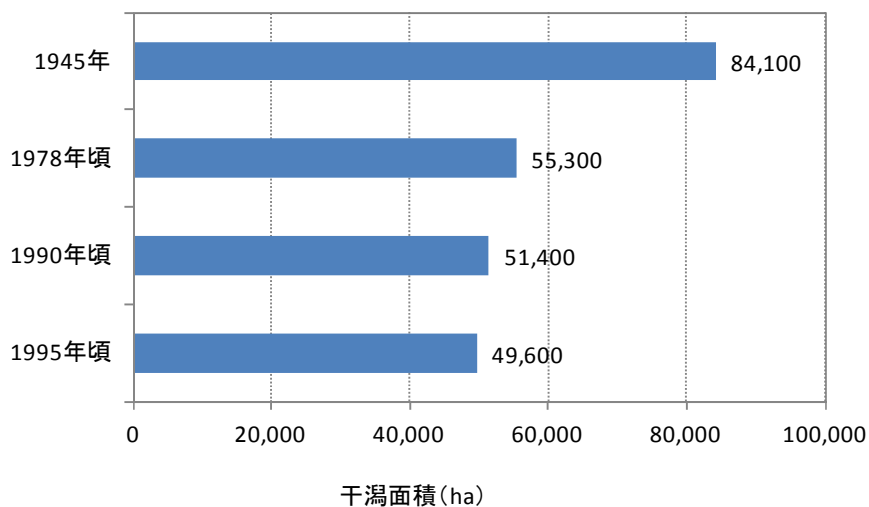


【出典】「生物多様性総合評価報告書」（環境省）（（原典）「自然環境保全基礎調査」（環境省））

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものは限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1990年頃と1995年頃の藻場（特に海藻藻場）の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

②-2.干潟面積

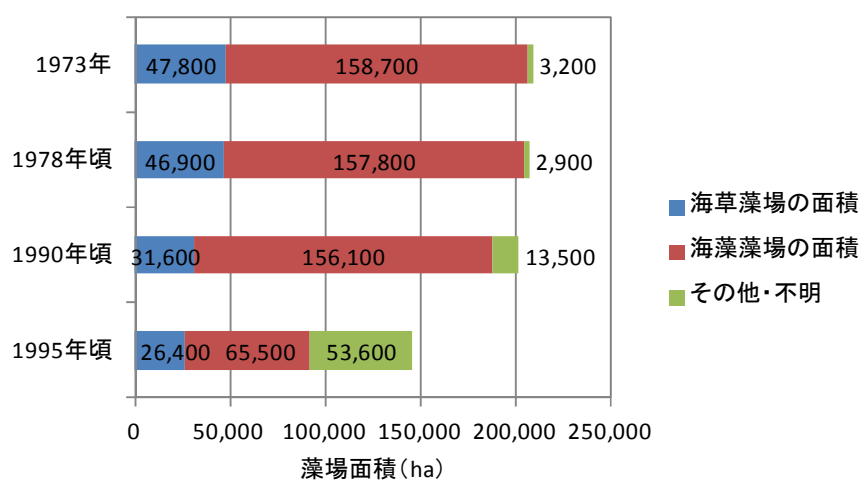


【出典】「生物多様性総合評価報告書」（環境省）（(原典)「自然環境保全基礎調査」（環境省））

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の干潟の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945年の干潟の面積は、このようにして算出した1978年頃の面積に1945年から1978年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990年頃の干潟の面積については1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の干潟の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。①高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上あること。②大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。③移動しやすい底質（礫、砂、砂泥、泥）であること。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)((原典)「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。
- 2) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

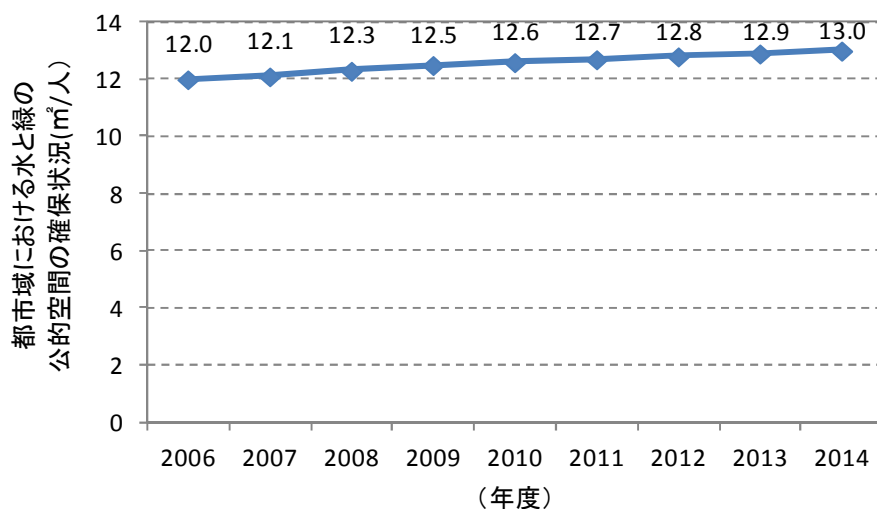
<指標の動向>

時系列で比較可能なデータなし。

h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標

指標一覧
①生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標
②環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量

① 生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

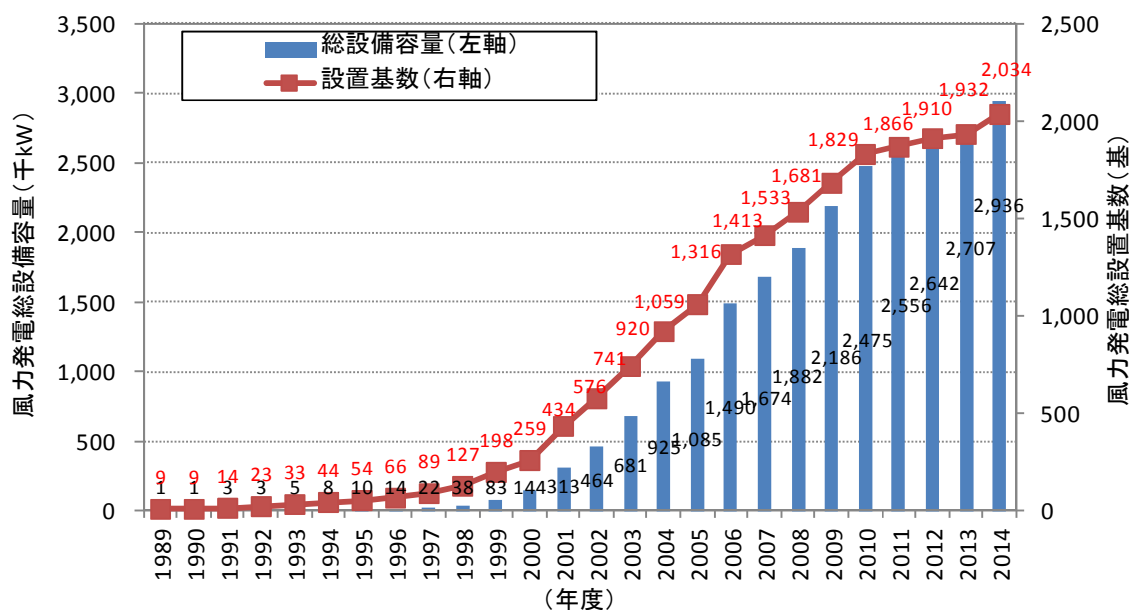
【注】都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

<指標の動向>

確保状況は緩やかな増加傾向にある。

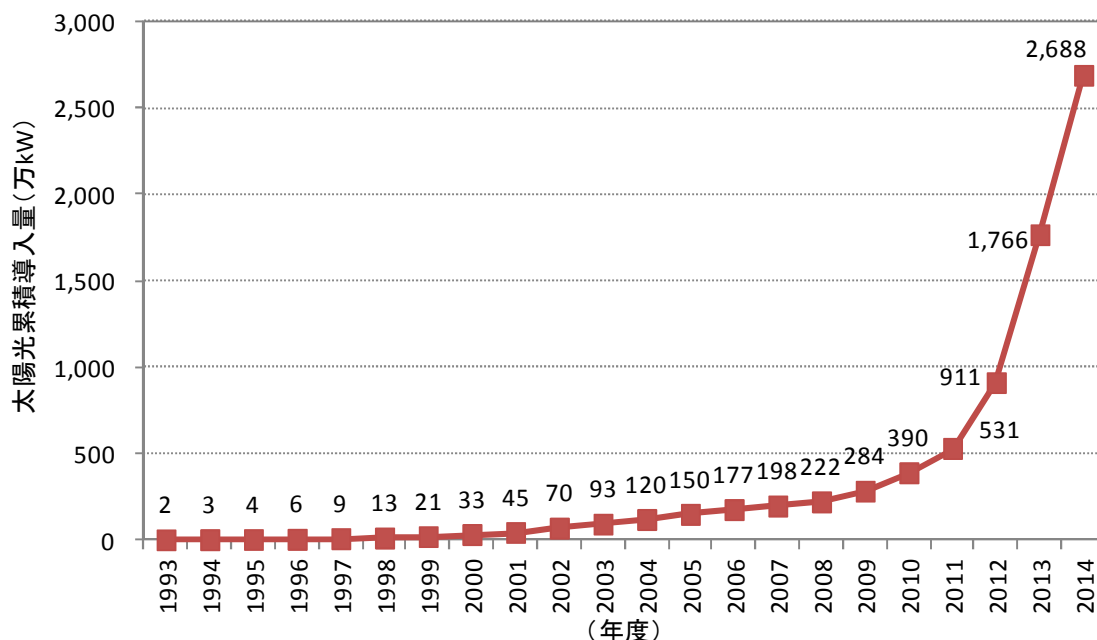
② 環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量

・風力発電



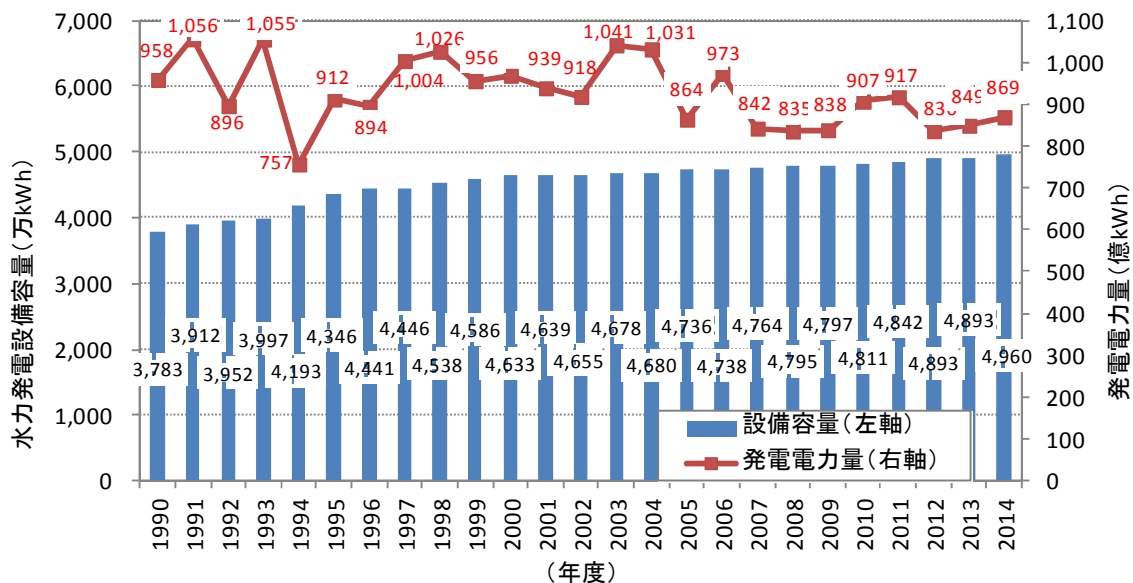
【出典】日本国内における風力発電設備・導入実績（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

・太陽光発電



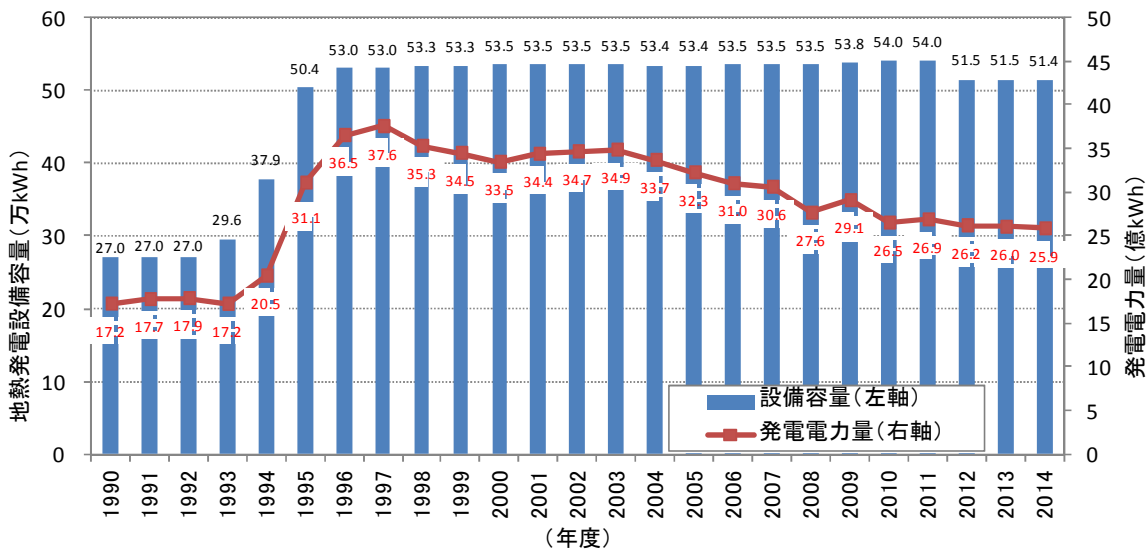
【出典】エネルギー白書 2016（資源エネルギー庁）（（原典）経済産業省資源エネルギー庁資料及び太陽光発電普及拡大センター資料）

・水力発電



【出典】エネルギー白書 2016 (資源エネルギー庁) ((原典) 電気事業便覧(平成 27 年版) (電気事業連合会))

・地熱発電



【出典】地熱発電の現状と動向 2015 年 (火力原子力発電技術協会)

< 指標の動向 >

- ・風力発電：設置基数、総設備容量ともに、年々増加傾向にある。
- ・太陽光発電：導入量は、著しく増加傾向にある。
- ・水力発電：設備容量は緩やかに増加しているが、発電電力量は横ばいである。
- ・地熱発電：1992 年度から 1996 年度までは設備容量、発電電力量ともに増加していた

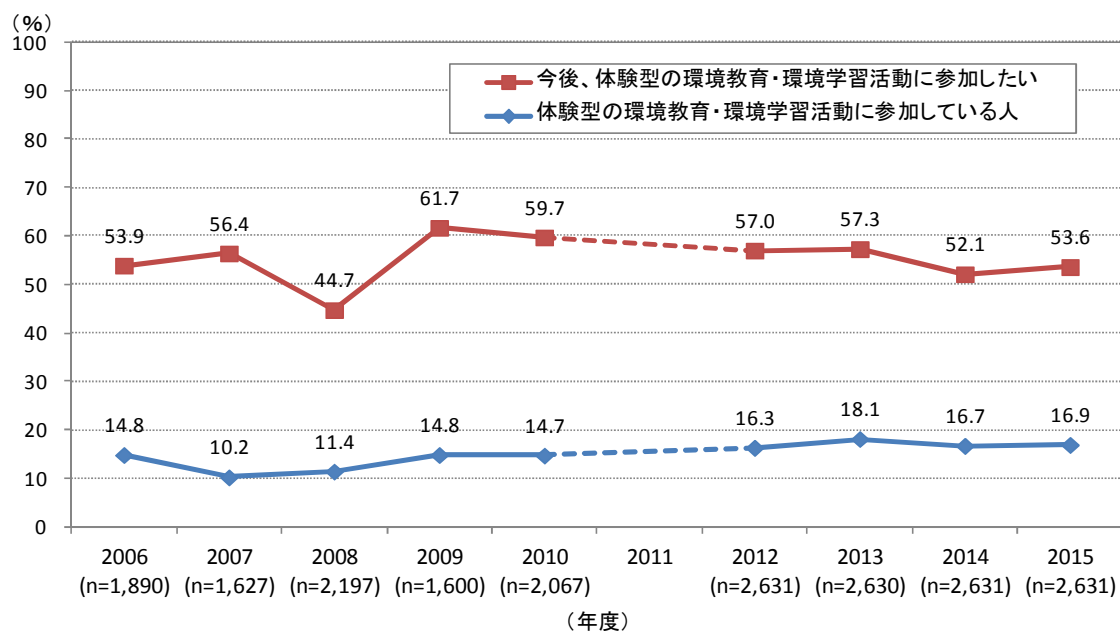
が、1996年度以降、設備容量は横ばいとなり、発電電力量はやや減少傾向にある。

i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標

指標一覧	
①主体の力	①-1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合
	①-2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合
	①-3.【事業者】ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業数
②主体間の連携	②-1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合
	②-2.+ESD プロジェクトの登録数

① 主体の力

①-1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合



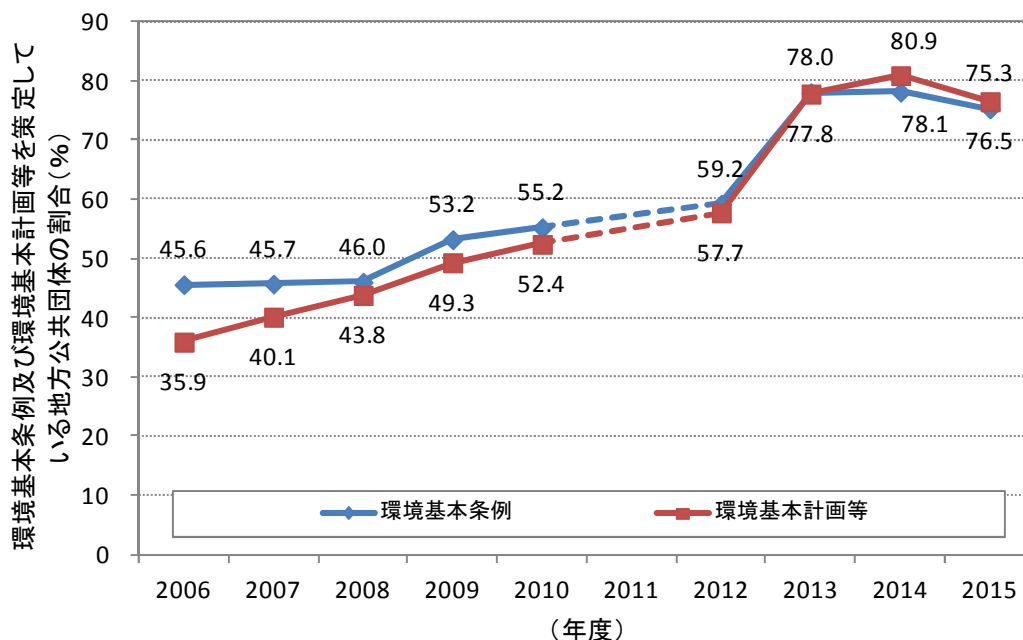
【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】2011年度は調査を実施していない。

<指標の動向>

- ・今後活動に参加したいと考えている人の割合は、2015年度で53.6%となり、2008年度と比較して約9ポイント程度増加したが、ピーク時の2009年度と比較すると約8ポイント減少している。
- ・活動に参加している人の割合は、概ね横ばいで推移しているが、2015年度は前年度より0.2ポイント増加した。

①-2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

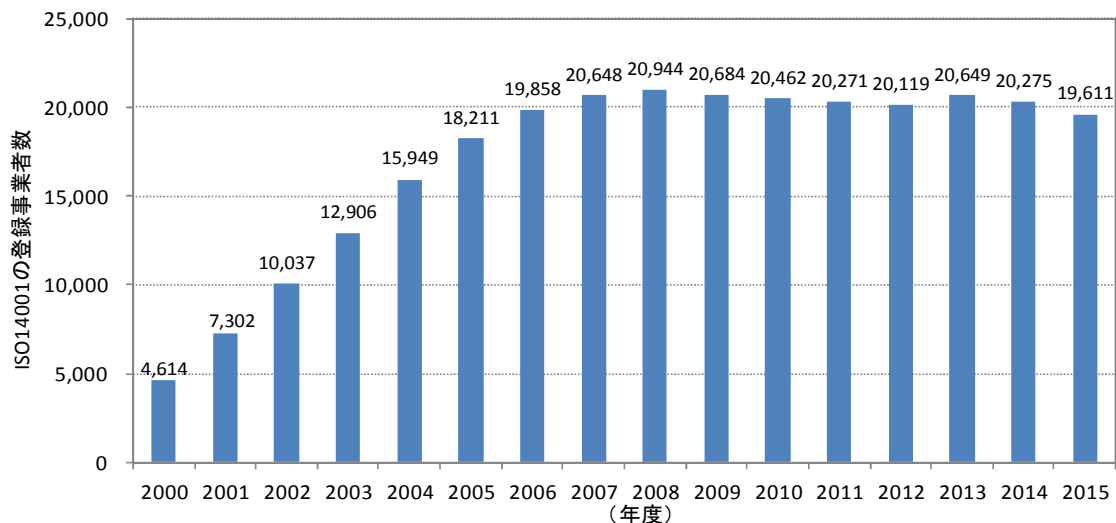
- 1) 環境基本条例：環境施策の基本となる条例の策定状況について、2006～2008年度は「既に実施している」、2009～2015年度は「(既に) 策定済み」と回答した地方公共団体の割合。環境基本計画：環境施策の基本となる計画の策定状況について、2006～2008年度は「既に実施している」、2009～2015年度は「(既に) 策定済み」と回答した地方公共団体の割合。
- 2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。
- 3) 2011年度は調査未実施。

<指標の動向>

- ・環境施策の基本となる条例及び環境施策の基本となる計画はともに増加傾向にあり、2013年度に大きく増加したが、2015年度は減少した。
- ・2010年度には条例及び計画ともに策定率50%を超えている。

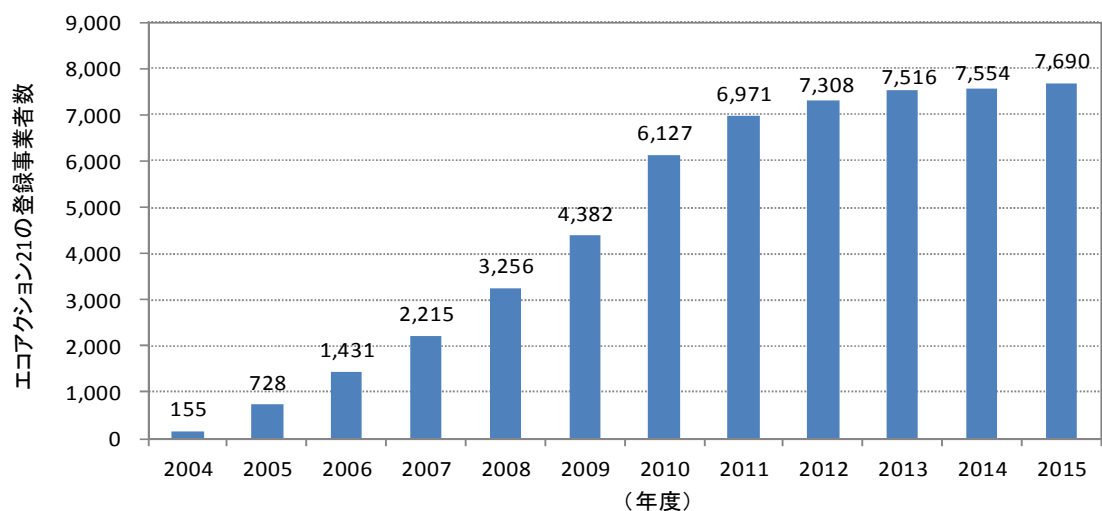
①-3.事業者：ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業数

・ ISO14001



【出典】公益財団法人 日本適合性認定協会資料

・ エコアクション 21



【出典】エコアクション 21 ホームページの認証・登録の状況（一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局）

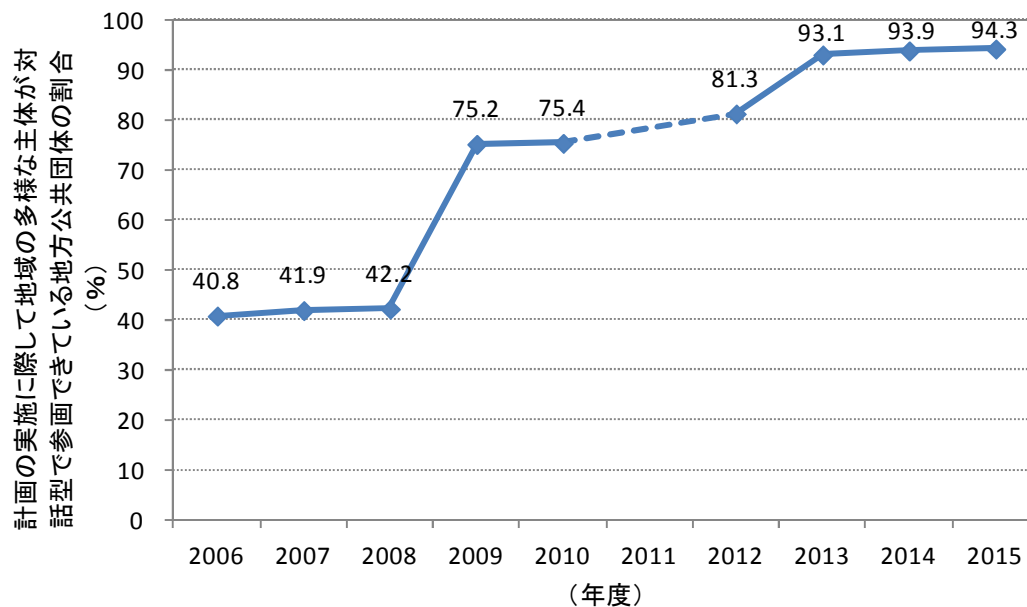
【注】エコアクション 21 の登録事業者数は累計値。

<指標の動向>

- ・ ISO14001 の登録事業者数は 2000 年度～2008 年度まで順調に増加し、その後は概ね横ばい傾向にある。
- ・ エコアクション 21 の認証取得・登録事業者数は順調に増加していたが、2013 年以降微増傾向にある。

② 主体間の連携

②-1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

- 1) 2006～2008年度、2009～2010年度と2012～2015年度では、設問、回答選択肢が異なる。

2006～2008年度：地域の環境保全に関する計画、地域の環境政策に関する条例の策定や見直しの過程で、住民等の意見を「取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

2009～2010年度：環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり、住民等の意見を「取り入れた又は取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

2012～2015年度：環境施策の基本となる計画の策定（改定）に当たり、住民等の意見を「取り入れた又は取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

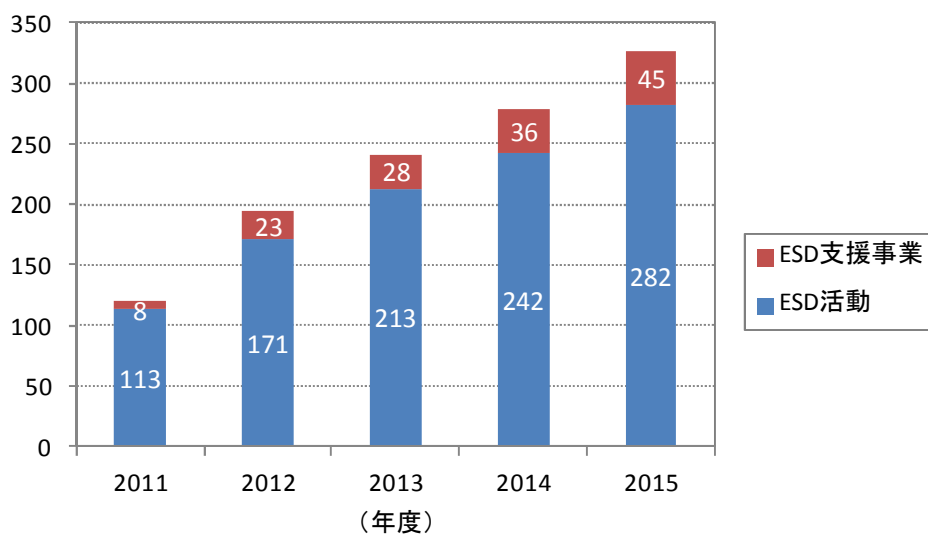
- 2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。

- 3) 2011年度は調査未実施。

<指標の動向>

2009年度に選択肢を変更以降、実施している地方公共団体の割合は増加し、2015年度には94.3%となった。

②-2. +ESD プロジェクトの登録数



【出典】 +ESD プロジェクトホームページの組織・団体検索結果（環境省）

【注】

- 1) 上記の数字は新規登録数の累計である。
- 2) ESD 活動とは、環境、まちづくりなどをテーマに NGO/NPO、学校、企業など地域の多様な主体で進められる持続可能な社会づくりに向けた人づくりの活動が対象であり、ESD 支援事業とは、助成団体による助成事業、人材育成事業や企業が CSR として行う活動支援、大学が行う専門家派遣など、ESD 活動を支援するための事業が対象である。

<指標の動向>

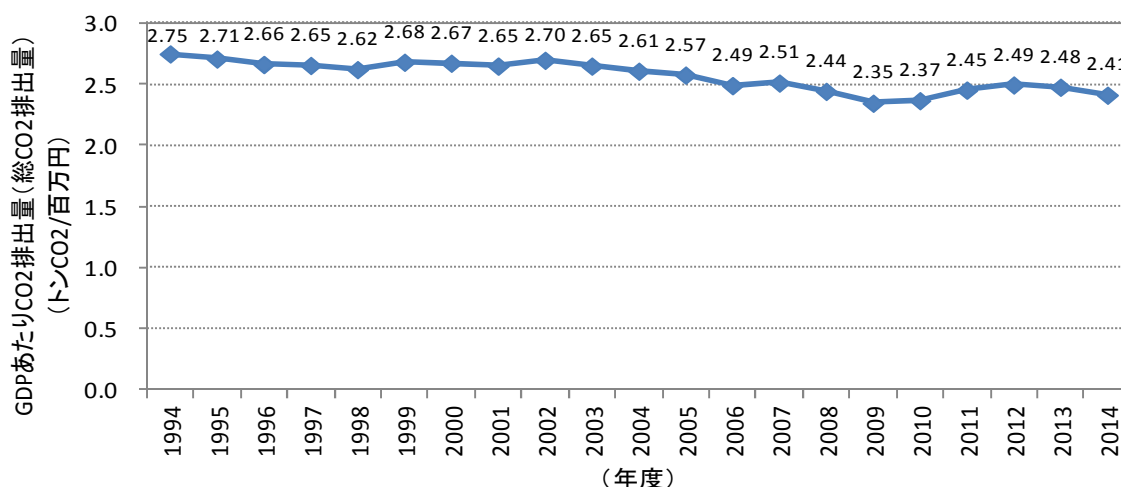
ESD 支援事業、ESD 活動ともに増加傾向にある。

III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向

端的指標として設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

分類
①環境効率性を示す指標【再掲】
②資源生産性を示す指標【再掲】
③環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標
④環境に対する満足度を示す指標

① 環境効率性を示す指標【再掲】



【出典】 CO2 排出量：日本の温室効果ガス排出量データ（温室効果ガスインベントリオフィス）、GDP:2014(平成 26)年度 国民経済計算確報(2005 年基準・93SNA) (内閣府)

【注】

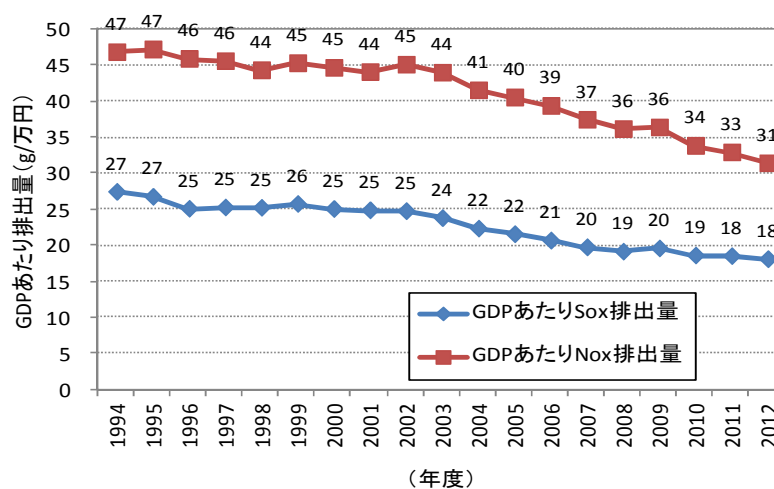
- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 環境効率性の算出は次式による。

$$\text{環境効率性} = \text{CO2 排出量} / \text{GDP}$$

<指標の動向>

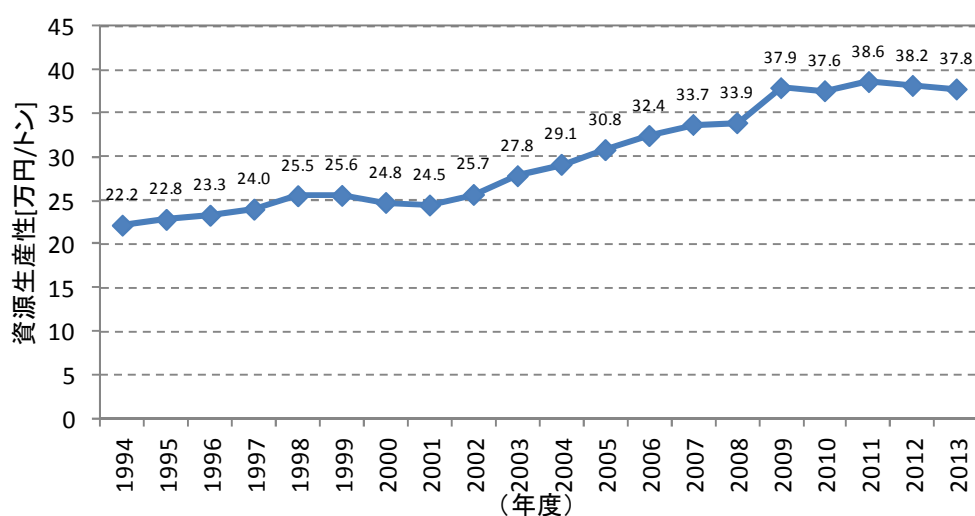
1994 年度以降、緩やかな減少傾向にあったが、2008 年度から 2012 年度にかけては増加傾向が見られた。

(参考) GDP あたりの NOx 排出量、 GDP あたりの SOx 排出量



【出典】 GDP : 2013 (平成 25) 年度 国民経済計算確報 (2005 年基準・93SNA) (内閣府)、NOx 排出量、SOx 排出量： OECD Stat “Emissions of air pollutants” (OECD)

② 資源生産性を示す指標【再掲】



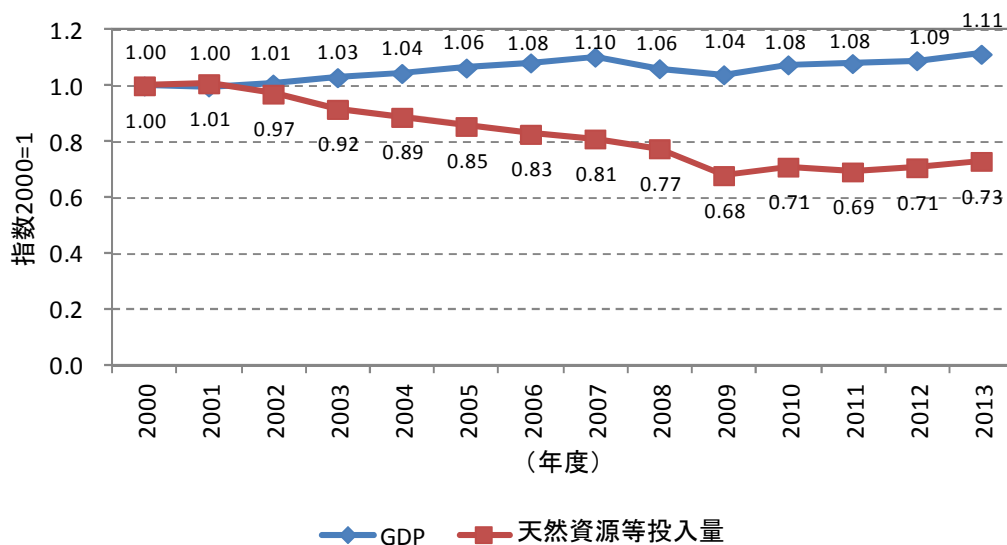
【出典】第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検結果について（環境省、平成 28 年 3 月）

【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移【再掲】



【出典】「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第二回点検について」(環境省、平成 28 年 3 月)

【注】GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。

< 指標の動向 >

- ・資源生産性は 2000 年度以降、増加傾向にあったが、2009 年度以降は、横ばいで推移している。
- ・GDP は金融危機の影響により 2007 年度から 2009 年度まで減少したが、2010 年度以降は再び増加している。
- ・天然資源等投入量は 2001 年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。2009 年度以降は、横ばいで推移している。

③ 環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標
具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定。

④ 環境に対する満足度を示す指標

具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定。
検討内容等は別途報告書でとりまとめている。